

ハ其ノ命ニ從ヒテ之ヲ納附スヘキ義務ヲ生スルニ非マリ直接上權利ノ剝奪及設定ヲ生スルモノニアラザルカ故ニ公用徵收ニテラスニテ單純ナル下命行為ナリ、及之軍事徵收ニ於テモ例之馬匹車輛等ノ徵收ノ如キ特定物ノ所有權ヲ徵收スルハ物的ノ效果ヲ有シ從テ公用徵收ノ一種ニ外ナラス

第二款 公用徵收ノ基礎

公用徵收ハ公益ノ爲メニ賠償ヲ与ヘテ臣民ノ財產權ヲ徵收スル行為ナルコトハ以上述べタルカ如シ、之レニヨリテ一面ニハ公益ノ必要ヲ充タシ、一面ニハ被徵收者ニ對シ財產ノ全体ニ於テノ損害ヲ蒙ルルナカラシムコトヲ保障ス、換言スレハ公用徵收ハ立憲國ニ於テハ他ノ多クノ制度ト同シク個人主義ト國家主義トヲ調和シ個人ノ權利ト公益ノ必要トヲ各適度ニ保護セシムルノ方法タルナリ、若シ個人主義又ハ國家主義ノ何レカ一方ノミヨリ極端ニ行ハル、時代ニテ

ハ公用徵收ハ存在スルヲ得ス、何トナレハ極端ナル個人主義ノ下ニ於テハ個人ノ權利ヲ侵害シテ之ヲ優勝ナル權力ノ存在スヘキ理由ナル極端ナル國家主義、下ニ於テハ國家ハ自由ニ個人ノ權利ヲ奪フテウヘク所謂個人ノ權利ハ其ノ實ハ何時ニテモ剝奪シウヘキ恩惠的ノ利益ニスキナルコトナレハ也、今日ノ公用徵收法ハ一方ニハ所有權力不可侵ノ既得權タルコトヲ前提トシ一方ニハ公益ノ必要ノ爲メニハ此ノ既得權ヲ侵スノ止ムヲ得ザル場合アルコトヲ承認ス所有權不可侵ノ原則ヲセザルニ所ナリ、其ノ最初ノ模範トキヤシムルハ外國ノ林業書ニ於テハ多クノ諸國ニ於テ憲法ノ改正文ニヨリテ保障セラル、然ラザルモ自明ノ原則トセラル、所ナリ、其ノ最初ノ模範トナリシモノハ仙國人權宣言合ニシテ其第一七條ニハ曰ク所有權ハ不可侵且神聖ノ權利ナルヲ以テ法律ニヨリテ認めラレタル公共ノ必要ヲ明カニ之レヲ要求シ且ツ正當ナル賠償ヲ支払フニテラザルハ之レヲ侵スコトヲ得スト今日ノ如ク公用徵收ノ思想ハ一概文明國

ニ共通ノ特制度トシテ發達スルニ至リシハ此ノ以テテ其ノ影響ノ下ニ諸國ノ憲法ハ寧ろ暗ニ方ニハ所有權不可侵ノ原則トハ方ニハ之レニ對スル國家ノ公用徵收ノ利權トテ規定セサルモノナシ我定法第二七條モ亦此ノ模範ニ從カヘルモノナリ、以上ノ如クニシテ公用徵收ハ今日ニ於テハ殆ント各國共通ノ制度タリト謂テウヘク又之ニ關スル共通ノ原則ヲ求ムルヲ得其ノ原則ノ重ナルモノトスナリ、

法律ニヨルヲ要スルコトハ其一ナリ、公益上ノ必要アルヲ要スルコトハ其二ナリ、相當ノ賠償ヲ給スルヲ要スルコトハ其三ナリ

第二節 公用徵收ノ主体及其權利

一 被徵收者
二 行政行為ノ主体
三 公益ヲ爲スル主体

公用徵收ハ常ニ國家ノ行フ所ノ行政行為ナリト雖モ或ハ國家自身ノ利益ノ爲メニ行ハルノ事アリ、或ハ他ノ企業者ノ利益ノ爲メニ行ハルノ事アリ、之ニヨリテ公用徵收ノ當事者ニハ被徵收者ノ外ニ其行政行為ヲ行フノ主体タル國家ト公益事業ノ主体タル企業者トヲ區別スルコトヲ要ス、

何人カ 公用徵收ノ主体タルカハ 獨ニ學者間ニ頗ル異論アル問題ナリ

(A) 或ハ國家ノミカ其ノ主体タリウトナスモノアリ
(B) 或ハ企業者カ其ノ主体タリトナスモノアリ、其ノ異説アル所以ハ主トシテ公用徵收ノ語ノ意義ノ不明瞭ナルニモトツクモノナリ

公用徵收ハ行政行為ナリトモ此ノ行政行為ハ單ニ權利ノ利益及設定ヲ決定スルノミナリ、行為ヲ以テ其ノ手續ノ全部ヲナスニテラズ、公用徵收ハ常ニ特定ノ公益事業ノ利益ノ爲メニ行ハル、モノニシテ

或ハ其ノ裁決ヲナスニハ通常其ノ事業ノ主体ヨリ其ノ請求アリタル
 ナトテ前提トシ、而シテ又其ノ裁決ニヨリテ所有権其他ノ権利ヲ取
 得スルモノハ其ノ事業ノ主体ナリ、公用徴収権ヲ請求スルノ権利及
 其ノ裁決ニヨリテ所有権又ハ其他ノ権利ヲ取得スルノ権利ハ何レ
 モ公法上ノ権利ニシテ若シ公用徴収権ナル語ヲ以テ之等ノ凡テヲ包
 含スルモノトナサハ公用徴収権ノ主体ハ必ラスシモ國家ノミニアラ
 ス、其ノ一部分ハ企業者ニ屬スルモノナリ、奉者カ其ノ主体ヲ以テ
 專ラ國家ニ限ルトナシ、或ハ企業者ニ屬ストナスモノナレハ大部分
 ハ只語ノ争ヒニスキス、其ノ問題ヲ明瞭ナラシムル爲メニハ寧口初
 ノヨリ其ノ名称ヲ區別スルニ若カス、予ハ公用徴収ニ于スル権利ヲ別
 々ナリ

請求権

裁決権

受益権

(4) 執行権

一四トナサント欲ス、裁決権及執行権ハ專ラ國家ニ屬シ而シテ請
 求権及受益権ハ或ハ國家ニ屬シ或ハ其他ノ企業者ニ屬ス

第一 公用徴収ノ請求権

公用徴収ノ請求権トハ國家ニ対シ自己ノ利益ノ爲メニ公用徴収
 ヲ実行セシムコトヲ請求スルノ権利ヲ謂フ、其ノ権利ハ只公益事業ノ
 主体ニ屬ス

公益事業トハ必ラスシモ國家事業ト謂フト同意義ニアラス一個人
 又ハ特定ノ數個人ノ利益ノ爲メニスルニアラシテ社会公共ノ利益
 ニ適合スル事業ハ凡テ公益事業ト謂フコトヲ得從テ公益事業ノ主体
 ハ必ラスシモ國家又ハ公法人ノミニアラズ、又必ラスシモ公企業者
 特許ヲウケタルモノノミニ限ラズ、如何ナル事業ヲ以テ公
 益事業ト看做スカハ法律ハ或ハ各個人ノ場合ニ於ケル官才ノ認定ニ任

スルヲ得ヘシト虽モ土地権用法ハ一定ノ種類ノ事業ヲ列記シテ只之等ノ事業ノ為ニ土地ヲ取用シウヘキコトヲ定メタリキ (又)

公用徴収ノ請求権ハ企業者ヲ國家ニ對シテ有スル公法上ノ権利ナリ、其ノ権利ハ專テ國家ニ對シテ存シ被徴収者ニ對シテ有スルニアラズ、其ノ権利ハ又其ノ事業ノ為メニ公用徴収ヲ必要トスルニ至リタル事實ニヨリテ法律上当然ニ發生シ特別ノ行政行為ニヨリテ賦与セラルルニアラズ、

第二 公用徴収ノ裁決権

公用徴収ノ裁決権トハ特定ノ事業ノ為ニ特定ノ目的物ニツイテ公用徴収ヲ実行スルコトヲ決定スルノ権ヲ謂フ、公用徴収ノ請求権及受益権ハ國家以外ノ団体又ハ私人ニ屬スルコトアリト虽モ其ノ裁決権ハ常ニ國家ニシテ專屬ス、理論ヨリ謂ヘハ國家ノ権力ハ之ヲ公法人又ハ時トシテハ私人ニ特許スルヲウヘキヲ以テ公用徴収ヲ

決定スルノ権利モ亦必ラスシモ之ヲ他ニ特許スルヲ得サルニアラズト虽モ國家ハ恰カモ裁判ヲ行フ権利ヲ特許スルコトナキト全様ニ此ノ裁決権モ亦常ニ國家自身ニ留保シ他ノ者ニ特許スルコトナシトス、

公用徴収ノ請求権及受益権カ他ノ者ニ屬シ國家ハ只裁決権及執行権ヲ有スルニシテ其ノ場合ニ於テハ其ノ全体ノ手續ハ頗ルヨク訴訟手續ニ類似ス企業者ハ恰カモ原告ノ如シ、被徴収者ハ恰カモ被告ノ如シ、原告カ訴ヲ起スニヨリテ裁判ヲ請求スルカ如クニ企業者ハ國家ニ對シテ公用徴収ノ実行ヲ請求レ而シテ國家ハ恰カモ裁判ヲ行フカ如クニ其ノ裁決ヲナスコトニヨリテ權利ノ剝奪及認定ヲ決定スルナリ、

公用徴収ノ裁決ハ通常ニ行為ニ分割シテ行ハル、

- (A) 一ツハ其ノ実行ノ必要ヲ決定スルノ行為ニシテ
- (B) 一ツハ徴収ノ目的物タル權利ノ細目及之ニ對スル補償金額ヲ決

定スルノ行為ナリ、二者共ニ國家ノ官ナカ之ヲ行フモノナリト雖モ就
中前者ハ特ニ重要ナルモノトシテ特ニ上級ノ官ナニ留保セラル、コ
ト通常ナリ、特別ノ法律ニモトクク公用徵収ノ場合ハ暫ラク之レヲ
措キ專ラ土地収用法ニヨリ其ノ手續ノ大要ヲ謂ハハ土地収用ノ手續
ハ尤ノ各種ノ段階ニ分クル、

(1) 公企業カ其ノ事業ノ爲メニ土地収用ヲ必要トスル時ハ事業計画
各及圖面ヲ添エテ地方長官ヲテ内務大臣ニ申請シ内務大臣ハ之ヲ
審査シテ内閣ニ提出ス、

(2) 此ノ申請ニ対シテ内務閣ハ収用ノ必要アリキ否ヤヲ認定シ其ノ
必要アリトナシタル時ハ企業者ノ種類及企業地ヲ官報ニ公告ス
ルナリ

(3) 内閣ノ認定ノ公告ノ後企業者ノ申請ニヨリ地方長官ハ収用ス
ルキ土地ノ細目ヲ公告シ又ハ之ヲ土地所有者ニ通知ス、企業者カ若
シ三年以内ニ其ノ申請ヲナサ、ル時ハ内閣ノ認定ハ其ノ效力ヲ失ナ
ルナリ

7.

(4) 此公告又ハ通知ノ後企業者ハ其土地ニ于スル権利ヲ取得スルタ
メニ土地所有者及手係人ト協議ヲナスコトヲ要ス、

(5) 右ノ協議整ハサル時又ハ協議ヲナス能ハサルトキハ企業者ハ収
用審査会ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得、此請求アリタル時ハ地方長官ハ
収用審査会ヲヒラキ収用スルキ土地ノ區域及其補償金額ノ裁決ヲナ
ス収用審査会ハ地方長官ヲ以テ會長トナシ委員六人ヲ以テ組織ス

委員申三人ハ内務大臣ノ命スル高等文官トシ三人ハ府縣名譽職參事
會員中ヨリ互選ス

土地ノ収用ハ略以上ノ如キ手續ニヨリテ行ハル、モノニシテ即

(A) 其ノ実行ヲ決定スルノ權ハ内閣ニ存シ、

(B) 地方長官カ収用スルキ土地ノ細目土地所有者ニ通知シ又ハ之ヲ
公告スルニヨリテ収用セラル、キ土地モ亦豫定セラル、

(C) 其収用スルキ土地ヲ確定シ及之ニ対スル補償金額ヲ決定スルノ權

ハ反之レテ収用審査会ニ属スルナリ、此ニ行爲中収用審査会ノ裁決ハ唯当事者間ニ其権利ノ取得ニ关シテ協議整ハサル場合ニ於テ初メテ必要ナルモノニシテ若シ協議整ヒタル時ハ最早ノ裁決ヲ必要トセズ協議ニアリテ土地収用ノ手續ヲ終了セラル、ナリ、

第三、公用徴収ノ受益権

公用徴収ノ受益権トハ公用徴収ノ裁決ニヨリテ其ノ效果タル利益ヲ享有スルノ権利ニシテ此ノ権利ハ公益事業ノ主体タル企業者ニ属ス、

公用徴収権ノ主体カ国家ナリヤスハ企業者ナリヤニツイテハ議論多キハ畢竟其ノ裁決権ト受益権トノ何ヲ以テ公用徴収権ノ本体ト看做スヘキヤニツイテ見解同シカラサルニヨルナリ

(A) 形式ヨリ謂ハハ公用徴収ハ一ノ行政行爲ニシテ此ノ行政行爲ハ裁決ニヨリテ行ハル、カ故ニ裁決権ヲ有スルモノカ其ノ主体タラザ

ルハカヲスト虽モ

(B) 實質上ヨリ謂ハハ公用徴収ハ特定ノ権利ヲ取得スルヲ爲シニ行ル、モノニシテ権利ノ取得カ其唯一ノ目的タラサレハ之ヲ取得スルノ権利ヲ以テ公用徴収権ノ本体トナスモ必ラスシモ不当ナリト謂フヲ得ス此ノ意義ニ於テハ企業者ノ公用徴収権ノ主体タリト謂フヲ妨ケサルナリ、

公用徴収ノ受益権ハ其裁決ニヨリテ生スルモノナルヲ以テ裁決カニ行爲ニ分割シテ行ハル、ニ志シテ其ノ受益権モ亦之レヲニツニ分ソコトヲ要ス、

(A) 一ハ公用徴収ノ実行ノ決定ニヨリテ生スルトコロノ権利ナリ、
(B) 一ツハ其ノ目的物及補償金額ノ決定ニヨリテ生スルノ権利ナリ

キ
(C) 公用徴収ノ実行ノ決定ニヨリテ企業者ハ已ニ其土地ニ于シテ或
権利ヲ取得スルモノナリ、

國ヨリ内閣ノ認定ニヨリテハ未タ収用スヘキ土地ノ細目ヲ決定スル
 モノニアラサルカ故ニ土地ニ于テ權利ハ未タ之ニヨリテ直ニ登
 生スルモノニアラスト虽モ内閣ノ認定后企業者ノ申請ニヨリ地方長
 官官カ収用スヘキ土地ノ細目ヲ公告シ又ハ被収用者ニ通知スルニ
 ヨリテ収用スヘキ土地ノ細目モ亦予定セラル土地所有權ハ未タ之レ
 ニヨリテ移轉スルモノニアラサルハ勿論ナリト虽モ企業者ハ之レニ
 ヨリテ既ニ土地ニ关スル一定ノ範圍ノ物權ヲ取得スルモノナリ
 此ノ權利ノ内容ハニニ分タル

(A) 一ハ將來或条件ノ下ニ於テ其土地ノ所有權又ハ其ノ他ノ權利
 ヲ取得シウヘキ權利ナリ、内閣ノ認定ハ企業者ノ利益ノ爲メニ一定
 ノ地域内ニ於テ其ノ事業ノ爲メニ必要ナル限度ニ於テ土地所有權其
 ノ他ノ權利ヲ取得シウヘキ權利ヲ設定スルノ行爲ニシテ企業者ハ之
 ニヨリテ既ニ其ノ土地ノ上ニ取得特權トモ謂フヘキ一種ノ物權ヲウ
 ルナリ、

(B) 一ハ公法上ノ地役ナリ、其ノ土地ノ所有權ハ當ニ將來ニ於テ或
 条件ノ下ニ企業者ニ既屬スヘキヲカ予定セラル、ノミナラス現在ニ
 於テ已ニ其ノ所有權ハ或制限ヲウケ企業者ハ之ニ相当スルノ權利ヲ
 取得ス、即所有權ハ或制限地方長官ノ公告又ハ通知アリタル后ハ企業
 者ハ其ノ土地ニ出入リ土地物件ノ測量検査又ハ調査ヲナスノ權利ヲ
 得、土地ノ所有權者又ハ占有者ハ之ヲ拒ムコトヲ得又土地ノ所有權者
 又ハ占有者ハ其ノ以后ニ於テ其ノ土地ノ形質ノ変更又ハ工作物ノ
 新築増築等土地ノ價格ヲ増加スヘキ施設ヲナスヘキモ其ノ収用ノ場
 合ニ於テハ之ニ対スル補償ヲ請求スルヲ得サルノ制限ヲウケ、其ノ
 土地ニ于テ其ノ以后ニ於テ新タニ權利ヲ取得シタルモノハ既存ノ權
 利ヲ繼承シタルモノ、外被収用者トシテノ權利ヲ有スルコトヲ得サ
 ルモノナリ

(2) 内閣認定及地方長官ノ公告アリタル后ハ企業者ハ其土地ニ于テ
 此權利ヲ取得スルカ爲メニ土地所有權者及手係人ト協議ヲナスコトヲ

要之若シ其ノ假議釐ヒタル時ハ土地収用ノ手續ハ之ニヨリテ終了ス、此ノ假議ニヨル土地所有権ノ取得権カ如何ナル性質ノ行為ナルカニツイテハ異論アリ

(A) 多数者者ハ之ヲ以テ純然タル売買契約トシ其ノ理由トスル所ハ公用徴収ハ常ニ国家ノ単独行為ニヨルモノナルニ此ノ場合ハ当事者双方ノ合意ニヨリテ成ルモノナルヲ以テ其ノ普通ノ民法上ノ契約タルコト疑フ容レヌトナスナリ

(B) 然レトモ民法上ノ売買契約ハ当事者ノ自由意思ニヨルモノナルヲ要ス 而シテ此ノ場合ニ於テハ土地所有者ハ最早ヤ其ノ土地ヲ讓渡スベキモノナリヤ否ヤニツイテ自由意思ヲ有スルモノニアラス、凡キ決定キヤヤタキモスレキ土地所有者カ其ノ所有権ヲ喪失スヘキコトハ内閣ノ認定ニヨリテ已ニ決定セラレタルモノニシテ只其ノ代價及収用ノ期時ホカ未タ決定セラレサルノミ、当事者ノ假議ハ只之レ等ノ点ニツイテ行ハルモノニシテ権利移転ノ根本ノ点ニ

○ ツイテハ自由意思ハ最早ヤ存スルコトナク之ヲ以テ純然タル売買ナリト謂フヲ得ス、土地所有者ハ内閣ノ認定ニヨリテ已ニ土地所有権ヲ移転スヘキ義務ヲ負ヒ企業者ハ其ノ所有権ヲ取得スヘキ権利ヲ設定セラレタルモノニシテ所謂假議ハ即権利ヲ実行スル所以ハ外ナラス、

故ニ假議ニヨル土地収用ノ了終モ亦土地収用ノ一手続ニシテ只其ノ代價及収用時期ニツイテ国家ノ單意ニヨラス当事者ノ合意ニヨルモノナルノミ

若シ假議トトモナハサル時ハ収用審査会ノ裁決ヲ求ムルコトヲ得ルナリ

収用審査会ノ裁決ニヨリ生スル効果ニツイテハ我土地収用法ニヨレハ其裁決ニアリテハ未タ直ニニ権利ノ移転ヲ生スルモノニハマラ

ス
裁決ニヨリ一定ノ収用時期ヲ定メ其ノ時期マテハ企業者ハ補償金

額ヲ支払フコトヲ要シ、而シテ其ノ収用時期ニ於テ權利ノ移転ヲ生
 スルモノトナセリ、サレハ収用審査会ノ裁決ニヨリテ企業者ノ取得
 スル權利ハ土地所有權其ノ物ニハアラスレテ一定ノ金額ヲ支払フコ
 トニヨリテ土地所有權ヲ取得シ得ヘキ權利ニ外ナラス即チ其性質
 ニ於テ内閣ノ認定ニヨリテ生スル權利ト全ク全一ニシテ其ノ異ナル
 トコロハ只權利ノ内容リ一層明確ニセラレタルニスキス、前場合ニ
 於テハ其賠償金額収用時期等ノ未ダ定マラザリシニ反シテ后場合ニ
 於テハ之等ノ点ハソイヤモ已ニ決定セラレタルノ差異アルノミ、

第四 公用徵收ノ執行權

公用徵收ノ執行權ハ公用徵收ノ効果トシテ生シタル義務ニ関シテ
 義務者ヲ之ヲ履行セザル場合ニ於テ之ヲ強制執行スルノ權利ヲ云フ
 強制執行ノ權利ハ裁決權ト全シク其ノ企業者ノ何人タルカヲ問ハス
 常ニ國家ニ留保セララル、口時トシテハ之ヲ自治体ノ機關ニ委任スル
 コトアリ土地収用法ニヨレハ強制執行ノ權ハ地方長官ニ屬スルモノ
 トセラル

第三節 被徵收者ノ權利

被徵收者トハ公用徵收ニヨリテ徵收セララルヘキ權利ノ主体ヲ云フ、
 即チ土地収用ニ付キテ去ヘハ収用セラルヘキ土地ノ所有者ヲ初メト
 シテ其ノ土地ノ子ニテ地上權抵當權其他ノ物權ヲ有スル者又ハ債權
 權ヲ有スルモノハ凡テ其ノ被徵收者也、

土地収用法ニ土地所有者其他ノ子係人ト去ヘルハ即チ之等ノ凡テヲ
 去ヘル也、

公用徵收ハ企業者ノ利益、為ノニ行ハル、モノ也ト雖モ一方ニ於テ
 ハ被徵收者ヲシテ不正法ニ利益ヲ毀損セシムルコトナカラシムルカ
 為ノニ被徵收者ニモ亦種々ノ權利ヲ與メシム

其ノ權利ノ重ナルモノハ凡ソ五也、
 一、徵收手續ニ參與スルノ權

2. 公用徴収ヲ必要以外ニ拡張スルコトヲ請求スルノ权、
 3. 補償ヲ未ダスルノ权、
 4. 先買权、
 5. 許願及ヒ訴訟ノ权、
- 是レ也、

第一、徴収手續ニ于テ其スルノ权

訴訟手續ニ於テ被告ヲシテ之レニ策與セシメテ自己ノ利益ヲ主張スルコトヲ得セシムルト全シク、公用徴収ノ手續ニ於テモ亦被徴収者ヲモ之レニ策與セシムルコトヲ得セシメ其ノ意見ヲ陳述スルノ機会ヲ與ヘ以テ其ノ才決ノヨク公平ナラニコトヲ期スル也、
 当事者カ協議ニヨリテ其ノ手續ヲ終了スル場合ハ勿論、假令整ハスニテ公用審査会ノ才決ヲ受クル場合ニ於テモ其ノ才決ヲ未ダスル申請

層ハ公衆ノ縦覧ニ供セラレ被徴収者ハ之レニ対シテ一定ノ期間内ニ意見層ヲ差出スノ権利ヲ有スル也、但シ公用審査会ニ於ケル才決ハ原則トシテ訴訟手續ニ於ケルカ如ク口頭弁論主義ニテ行ハス層面審理主義ニヨルモノ也ト虽モ必要ト認めル時ハ企業者及ヒ被収用者ノ双方ヲ召集シテ其ノ意見ヲ聞クコトヲ得、公用審査会ノ才決カ当事者ノ申立ノ範圍ニ拘束セラル、コトハ民事訴訟ニ於ケルト異ナリナシ、

第二、公用徴収ヲ必要以外ニ拡張スルコトヲ請求スルノ权

公用徴収ハ公益事業ノ必要ノ爲メニ行ハル、モノナルヲ以テ、其ノ徴収セラルヘキ物目的物ノ範圍ハ原則トシテ其ノ事業ノ必要如何ニヨリテ定マルコト去テ俟タス、若シ其ノ事業カ全所有権ヲ必

要トセス、只土地使用ノ権利ヲ取得スルヲ以テ足レリトスル時ハ所有権ノ全部ヲ收回セシテ只所有権ニ制限ヲ加フルニ止マレハヘク又土地ノ全部ヲ必要トセスレテ一部分ノミヲ必要トスルトキハ其ノ必要ノ部分ヲノミ收回スルニ止マルヘシ、然レ氏所有権ノ全部ヲ收回セラレシテ只制限ヲ受クルニ止マル時又ハ所有地ノ一部分ノミカ收回セラレテ僅クノ残地ヲ生スルカ如キ場合ニ於テ被收回者ハ反却ヲテ所有権ノ全部又ハ所有地ノ全部ヲ收回セラレ然レテ之ニ対スル完全ナル賠償ヲ受クルヲ有利ナリトスルコトアルヘシ、サレハ法律ハ此等ノ場合ニ於テ被收回者ノ利益ノ爲メニ公用徵收ヲ具ノ事業ニ必要ナル以外ニ拡張スルコトノ請求権ヲ認メタリ、土地收用法ニヨレハ斯クノ如キ請求権ハ三場合ニ於テ認めラル、

1. 土地ノ一部ヲ收回スルニヨリテ残地ヲ従来用ヒタル目的ニ供スルコト難ハサルトキハ、土地所有者ハ全部ノ收回ヲ請求スルヲ得

ヲ得

2. 收回又ハ使用スヘキ土地ニアル物件ヲ移転スルニヨリテ、従来兼用ヒタル目的ニ供スルコト難ハサル時ハ所有者ハ其ノ物件ノ收回ヲ請求スルコトヲ得、

3. 土地ノ使用ヲ三十一年以上ニ亘ルトキハ又ハ土地ノ形質ノ異変更スル時又ハ使用スヘキ土地ニ建物アルトキハ所有者ハ其ノ土地ノ收回ヲ請求スルコトヲ得

第三 補償ヲ請求スルノ权

公用徵收ハ其ノ徵收シタル権利ニ対シテ完全ナル補償ヲ給與スルコトヲ其ノ觀念ノ要素トナス、
補償ノ性質ニ付キテハ、
多クノ奪者ハ損害賠償ノ一種トナスト虽モ尠クハ正当ナラス、(

Salmond 反対説 (Lager) 損害賠償ハ先ツ損害アリタ
ル事ヲ前提トシ然ル后、之ニ対スル賠償請求權ヲ生スルモノ也ト
虽モ、公用徵收ノ場合ニ対テハ其ノ權利カ未タ徵收セラレズ從
テ未タ損害ヲ生セサルニ當リテ已テニ補償ノ請求權ヲ生スルモノナ
リ。

補償請求權ハ若シモ之ヲ民法上ノ權利ニ比較スルハムレロ売買ニ於
ケル代價ニ相當スヘシ、
土地ヲ收用セラレタルク故ニ其ノ結果トシテ補償ヲ受クルニアラス
ニテ補償ヲ受クルコトカ土地收用ノ条件タル也、企業者ハ只タ其ノ
補償ヲ支払フコトノ条件ノ下ニ於テノミ土地ヲ取得スルノ權利ヲ有
スル也。

補償金額ノ定メ方ニハ、總額主義ト個別主義トノ區別アリ、
總額主義トハ收用スヘキ權利ノ全体ニ付キテ支払ハルヘテ總金額ヲ
定メ其ノ總額ニ対シテ所有者カ其ノ權利ヲ有スルモノトナシ、

所有者以外、于保人ハ直接ニハ企業者ニ対シテ請求權ヲ有スルハ、所
有者ニ対シテモ有スルモノトナスノ主義ヲ云フ、

個別主義トハ各権利者ニ対シテ各別ニ補償金額ヲ計算シ各権利者ハ
直接ニ企業者ニ対シテ其ノ請求權ヲ有スルモノトナスノ主義ヲ謂フ
也、

我土地收用法ハ原則トシテ個別主義ヲ採リ損失ハノ補償ハ各人別
ニ之レヲナスヘキモノト定メ、只タ各人別ニ見積リ難キ場合ニ於テ
ノミ其ノ例外トシテ之トノ例ニヨラサルヲ得ヘキモノトナセリ、
補償金支払義務ヲ負フモノハ企業者也、但シ補償カ總額主義ニヨリ
テ全部所有者ニ支払ハレタル場合ニ於テハ他ノ権利者ハ所有者
ニ対シテ其ノ一部ヲ請求スルノ權利ヲ有スト虽モコハ別個ノ法律手
係ニシテ公用徵收ノ一部ヲナスモノニアラス、

補償金額ハ徵收ニヨリテ生スヘキ凡テノ損失ヲ被フヘキモノナルコ
トヲ要ス、換言スルハ被徵收者ノ財産カ其ノ徵收ノ前否ニヨリ其ノ

價額ニ於テ増減スル如キカテシムル事ヲ要スル也。 一〇〇六

我土地收用法ニヨレハ補償金額ハ右ノ各種ノ要素ヲ包含スヘキモノトセラル。

1. 收用セラルヘキ土地物権ノ價格、
2. 残地ノ損失

土地ノ一部ヲ分割シテ收徵セラレタル場合ニ於テ残余ノ土地ハ或ハ交通ノ不便ヲ来シ或ハ使用ノ方法ヲ變更スルノ必要ヲ生スル等ノ理由ニヨリテ土地ノ全部カ一人ノ所有ニ属スル場合ヨリモ價格ヲ減少スルコトアルヘシ、斯クノ如キ残余ノ地價ノ價格ノ減少モ亦補償金額中ニ包含セラレヘキモノ也。

3. 建物ノ移転料
反之土地ノ一部ヲ收用セラレ、ニヨリ其ノ残地ノ價格カ却テ増加スヘキ場合ニ於テハ其ノ利益ハ土地所有者ニ返シ其ノ増加額ト補償トヲ相殺スルコトヲ許サス

收用スヘキ地上ニ存スル建物ハ土地ト共ニ收用セラル、場合ノ外

收用時期以前ニ移転スルコトヲ要ス

其ノ移転ニ必要ナル費用ハ又當然補償金額中ニ包含セラレ、但シ建物ノ分割ヲ来シ其ノ全部ヲ移転スルニアラスンハ従来用ヒタル目的ニ供スルコト能ハサル時ハ所有者ハ其ノ全部ノ移転料ヲ請求スルコトヲ得、

又收用ニ基キ必要トナリタル費用

土地收用ノ爲メニ道路溝渠柵其他ノ工作物ヲ新築増築又ハ修繕スルノ必要ヲ生スル場合ニ於テモ其ノ費用モ亦補償金額中ニ包含セラレ

5. 以上ノ外尚ホ通常生人ヘキ損害、

以上各種ノ損失ノ外ニ被收用者ハ或ハ營業ヲ休止スルカ爲メニ或ハ全額ノ土地ヲ他ヨリ購買スル等ノ必要ノ爲メニ損失ヲ受クルコトアルヘク、此ハ通常ノ事情ノ求ニ生スヘキ損害ハ企業者ニ於

ラ等ニシテ之レヲ補償スルコトヲ要ス、但シ被収用者ニ特別ナル一
身上ノ事情等特殊ノ原因ニヨリテ生ズル損失ハ補償ノ限リニアラ
ス

補償金額ハ収用審査会ニ於テ才決ス、其ノ才決ハ当事者ノ申立
第拾四ニ拘束セララルコト前ニ述ヘタ如ク、従ツテ企業者ノ申立ラ
タル金額以下ニ下リ又ハ被収用者ノ申立タル金額以上ニ上ルコトヲ
得ス、

収用審査会ハ亦必要ト認めタル時ハ鑑定人ヲ選ビテ其ノ意見ヲ聴クコ
トヲ得ヘシ、

其ノ松渡ノ時期モ亦其ノ才米ニヨリテ定ム此ノ事時期近ニ企
業者ハ其ノ金額ヲ被収用者ニ支払フコトヲ要ス、企業者カ自己ノ過
失ナクモ之レヲ請取ルヘキ権利者ヲ知ル候ハサレ時又ハ権利者カ
其ノ受取ヲ拒メタル時、又ハ受取ル能ハサル時等ノ場合ニ於テハ供
託ヲ以テ松渡ニ代フルコトヲ得、供託ト松渡ハ同一ノ效果ヲ生スル

モノニシテ之等ノ故障ノ為メニ収用ノ效果ヲ妨タレラル、コトナク
ラシムル也

第四、買戻権

公用徴收ハ金ヲ公益事業、必要ノ必要ノニ私人ノ権利ヲ収用スル
モノナルヲ以テ若シ其ノ公益事業ニシテ全ク実行セラレズ、又ハ其
事業ノ為メニ其ノ物ヲ必要トセザルニ至リタル時ハ収用ヲ行ヒタル
理由ハ全ク消滅シタルモノニシテ被収用者ハ当然其ノ権利ヲ回復スル
コトヲ得サルヘカテス

當ニ之レノミナラス其ノ一度公益事業ニ供セラレタル後ニ於テモ其
ノ事業ヲ何ニ廢止セラレ又ハ其他ノ理由ニヨリ其ノ収用セラレタル
物カ不用トナリタル場合ニ於テモ亦被収用者ヲシテ其ノ権利ヲ回復シ
得ヘカラシムルヲ正当トナスヘシ、何トナレハ被収用者ハ例該完全

ナル金夫上ノ補償ヲ得タリトスルモ尚木金夫ヲ以テハ補フヲ得サル
主觀的利益ヲ其上ニ有スルコトアリ得ヘケレハ也。

此故ニ土地收用法ハ收用ノ時期ヨリ二十年以内ノ事業ノ廢止其
他ノ事故ニヨリテ收用シタル土地ノ全部又ハ一部カ木用ニ侵シタル
時ハ旧所有者又ハ其ノ相統人ハ補償金價格ヲ以テ之レヲ買戻レ得ハ
ノ権利ヲ有スルコトヲ定ム。

買戻権ノ性質ニ付キテハ或ハ民法上ノ買戻権ト全ク性質ヲ全クセル
モノトナスモノアリト莫ク (*Q. Meyer, Quirinus, Q. Meyer*)

民法上ノ買戻権ハ帝ニ契約ニモトフテ生ジ其ノ権利ノ実行モ本々
事當者ノ合意ニヨルモノナルニ反シテ、土地收用法ニヨル買戻権
ハ法律ノ結果ニヨリ當然生スルモノナルノミナラス、其ノ権利ノ實
行ニ付キテモ企業者ハ買戻ヲ承諾スルト否トノ自由ヲ有スルコトナ
ク買戻権者ハ企業者ノ意思ニ反シテ其ノ権利ヲ実行スルコトヲ得、
此ノ故ニ所云買戻権ハ真正ノ意義ニ於テハノ買戻権ニアラス、其ノ

性質ニ於テハ企業者ノ内閣ノ認定ニヨリテ取得スル権利トシテ、
被收用者ハ其ノ收用ノ前一定ノ条件ノ下ニ於テ其ノ権利ヲ回復シ得
ルノ権利ヲ有スル者也。

前者ノ物権ノ性質ヲ有スルトシテ右者モ亦一種ノ物権ニシテ收被
用者ハ單ニ企業者ニ對シテノ其ノ権利ヲ有スルモノニアラス、其
ノ土地ニ付スル凡テノ権利者ニ對シテ其ノ権利ヲ有シ従カテ企業
者カ之レヲ他人ニ讓渡シタル場合ニ於テハ被收用者ハ其ノ讓受人ニ
對シテ其ノ権利ヲ実行スルコトヲ得ル也。

買戻権ハ土地收用法ニヨレハ專ラ旧所有者又ハ其ノ相統人ニ屬ス、
地上権其他ノ物権ヲ有シタル者ニ付キテハ法律ハ此權利ヲ與フルコ
トナシ、蓋シ法律ハ所有者以外ノ権利者ヲ其ノ土地ニ付シテ有ス
ル權利ハ買戻権ヲ認ムルヲ要スル程ニ大ナラズト認トノタルモノナ
リ。

土地ノ一部分ヲ收用セラレ殘地ノ所有者カ第三者ニ移転シタル場合

ニ於テモ、残地ノ所有者ハ其ノ権利ヲ有スルコトナリシ
 買戻権ハ收用審査会ノ才次ニヨリテ收用手続ヲ終リタル場合ノミニ
 生スルヤ又其ノ才次ヲ至ス候議ニヨリテ其ノ手續ヲ終リタル場合ニ
 至生スルヤニ付キテハ異論アリ、候議整正ヒタル場合ヲ以テ純然タル
 賣買契約ナリト見做スル者ハ此ノ場合ハ買戻権ヲ生スルコトナリ
 ト虽モ候議ニヨル場合ク純然タル賣買ト性質ヲ異ニスルコトハ前ニ
 述ヘタルカ如クナルノミナラス之レヲ實際上ノ見地ヨリ去フモ被收
 用者ハ内閣ノ認定アリタル后ハ早晚必ラス收用セラル、ヘキ運命ニ
 アルカ故ニ^{止ム}得ス候議ニ志シタルモノニスキス、最后迄其ノ候
 議ニ志スルコトヲ拒ミタル者ヨリモ其ノ保護ヲ薄クスヘキ理由ナク
 従カワテ此ノ場合ニ於テモ買戻権カ等シク發生スルモノト認ムルヲ
 正当トナスヘシ
 大審院ノ判決例モ亦之レヲ是認ス
 土地ノ收用ノ所有者自身ノ請求ニ志シテ必要以外ニ松長シテ行ハレ

タル場合ニ於テハ其ノ收用地ノ一部ハ初ノヨリ事業ニ必要ナキモノ
 ナレトモハ單ニ全部ヲ不可分ノ一体トシテ收用シタルニスキヤルカ
 故ニ其ノ部分カ不必要ナルノ故ヲ以テ其ノ買戻ヲ請求スルヲ得ス
 只其ノ接統部分カ其ニ必要トナル場合ニ於テノミ買戻権ヲ生スル
 也、法律ハ明文ヲ以テ之レヲ明ニス
 被收用者ノ買戻権ニ於テモ亦之レテ企業者ノ通知ノ義務アリ、企業者ハ
 收用地ノ全部又ハ一部カ不用ニ候シタル時ハ之レヲ旧所有者又ハ相
 続人ニ通知スルノ義務ヲ負フ若シ通知ヲナス候ハサル時ハ少ナク
 モ三箇月之レヲ公告スルコトヲ要ス其ノ通知アリタル日ヨリニキ月
 内又ハ第三回ノ公告終了ノ日ヨリ六ヶ月以内ニ旧所有者又ハ相続人
 カ買戻ノ通知ヲナサ、ルトキハ其ノ権利ハ消滅ス、
 其ノ期間内ニ於テ企業者ヲ之トシテ第三者ニ讓渡シタル時又ハ通知若
 シクハ公告ヲナサスニテ第三者ニ讓渡シタル時ハ其ノ讓渡人ニ對シテ
 モ買戻権ヲ実行シ得ル也、

買戻権の收回、時期ヨリニ十年ヲ経過スルコトニヨリテ当然消滅ス

蓋シ買戻権ハ其ノ当初ニ度取リタル補償金額ヲ支払フニヨリテ、其ノ権利ヲ回復シ得ヘキ効力ヲ有スルモノニシテ時期ヲ臣フルニ從ヒ現在ノ價格トハ甚ダシキ差異ヲ生スルニ至リ、従クフテ一定ノ年限ヲ限ルニアラスハ買戻権者ハ大ナル不当利得ヲ得ルノ結果ヲ生スル也

第五 許願及ヒ訴訟ノ権利

收用審査會ノ才決ニ對シテハ被收用者ハ許願及ヒ行政訴訟ヲ提起スルノ権利ヲ認メラレ、其ノ補償金額ニ對スル場合ニ付キテハ民法上ノ裁判所ニ出訴シ得ヘキコトヲ認メラル

第五節 公用徵收ノ目的物

公用徵收ノ目的物ヲ得ヘキモノハ凡テ金銭ヲ以テ之レニ代ハルヘキモノヲ得難キ財産権也、其ノ最モ普通ナルハ不動産物権殊ニ土地所有權ナレバ水ヲスシモ之レノミニ限ラス動産モ亦其ノ目的物タリ得ヘキ事ハ前ニ述ヘタル如ク土地ノ借借權、如キ債權又モ亦其ノ目的物タリウヘシ、但シ特定ノ目的物ナキ債權又ハ人的作為ヲ目的トスル債權ハ之レテ公用徵收ノ目的物タルコトナレ、其他特許ニヨル公物使用權殊ニ河川其他公水使用權特許ニヨル公企業經營權殊ニ鐵道軌道等ノ營業權、棄明權特許權、鉱業權等何レモ其ノ目的物タルヲ得ヘシ

1、土地所有權ノ收用ハ公用徵收ノ最モ重ナル場合ニシテ土地收用法ハ主トシテ此ノ場合ヲ規定ス

收用セラレヘキ土地ハ必ズラスシテ私有地ノミニ限ラス國家又ハ

公法人ノ所有地ト雖モ其ノ現ニ公用ニ供セラル、モノノ外ハ等ニ
 土地ノ收用ノ目的物タルコトヲ得、然レモ固有地ノ收用ハ只國家
 以外ノ団体又ハ私人ノ企業者タル場合ニ於テノミ行ハル、ヲ得ハ
 ニ、只此ノ場合ニノミ權利ノ收用アルコトヲ得ヘシ、固有地ノ收
 用ハ又私物タル地土ニノミ限ラル現ニ公用ニ供セラル、モノハ先
 フ其ノ公用ノ廢止セラル、ニアラサレハ收用ノ目的物タルヲ得ス
 土地ノ收用ハ素ヨリ当然ニハ建物其他土地ノ上ニ有ル物件ニ其
 ノ效力ヲ及ホスモノニアラス、若シ收用也ノ上ニ物件アル時ハ所
 有者ハ廢料ヲ得テニシテ廢棄スルコトヲ要スル也、
 只法律ハ其ノ廢料カ其ノ物件ノ相当價格ヨリモ劣額ナル場合ニ
 於テハ企業者ハ其ノ物件ノ收用ヲ請求スルノ權利ヲ有スルモノト
 ナセリ、

又、土地收用法ハ、土地ノ收用ト土地ノ使用トヲ區別ス
 土地ノ使用トハ所有權ノ全部ヲ收用スルニアラスシテ所有權ヲ制

限シ企業者ノ爲メニ使用權ヲ設定スルヲ以テ、其ノ權利ノ内容
 ハ事業ノ必要ノ限度ニ於テ審査會ノ才決ニヨリテ定マルモノニシ
 テ或ハ地面ノ使用ナルコトアルヘク、或ハ地下ノ使用ナルコトアル
 ルヘシ

3. 土地收用法ノ規定ハ土地ノ收用及ヒ使用ノ外又他ノ權利ノ收用
 ニモ準用セラル、其ノ準用セラル、權利ニツアリ、

土地ニ于スル所有權以外ノ權利ハ收用ノ目的物トナル要ナル場合
 水ノ使用ニ关スル權利及ヒ

土地ニ屬スル土地砂礫ノ收用是レ也

土地ニ于スル所有權以外ノ權利ハ收用ノ目的物トナル要ナル場合
 ハ所有權ト共ニ收用セラル、場合ナレトモ時トシテハ又独立ニ收

用ノ目的物タルコトアリ得ヘシ、或ハ企業者カ已ニ其ノ所有權ヲ
 有シ只第三者カ其ノ使用權ヲ有スル場合ニ於テ其ノ使用權ヲ收
 用シテ完全ナル所有權ヲ得ルカ爲メニスルコトヲ得ヘク、或ハ單

1. 土地の権利
 2. 所有権
 3. 借地権
 4. 賃借権
 5. 地上権
 6. 地役権
 7. 抵押権
 8. 質権
 9. 留置権
 10. 先買権
 11. 優先権
 12. 先取権
 13. 先取特許権
 14. 先取特許権
 15. 先取特許権

二 使用権ノミヲ得ルカ爲メニ此レヲ收用スルコトアリ得ヘシ
 水ニ于スル権利モ亦之レト合シク或ハ土地所有權ト共ニ收用セラ
 ルコトアリ、或ハ独立ニ使用セラル、コトアリ、何レモ土地ノ
 收用ニ于スルト合一ノ規定ニ從フ也

土石砂礫ノ收用ハ本来動産ノ收用ナレトモ土地ニ于スル権利ノ一部
 ナリ
 ナリ

4. 土地ノ收用又ハ使用ニ于テハハ土地收用法ニヨル、外特別法
 ニヨリテ特別ノ手續ヲ定メラル、モノアリ、東京市區改正土地建
 物規則(明治二十二年勅令第百五号)、ハ東京市ノ市區改正事業ノ爲メ
 ニ森林法ハ森林ヨリ其ノ産物ヲ運搬スル爲メ又ハ運搬ニ要スル設
 備ノ爲メニ鉱業法ハ鉱業ノ出願及ヒ鉱業權ノ實施ノ爲メニ土地ヲ
 收用シ又ハ使用シ得ヘキ場合ヲ定ム、何レモ其ノ手續ハ大体ニ於
 テ土地收用法ニ類スト同モ多少コレヲ簡易ナラシメタリ、

5. 土地及ヒ水ニ于スル権利以外ノ各種ノ権利ニ付キテハハ一般の規
 定ナク種々ノ特別法ニヨリテ定メラル、
 徵收令ニハ軍用ノ目的ノ爲メニスル動産ノ收用ニ于スル規定アリ
 特許法ニハ軍用上又ハ公益上ノ必要ノ爲メニスル特許權ノ收用ニ
 付キテノ規定アリ
 私設鉄道法ニハ私設鉄道ノ收用ニ付キテノ規定アリ
 最后ノ場合ニ於テハ鉄道及ヒ附屬物件ノ所有權ノ外鉄道ノ企業權
 モ亦收用ノ目的物タル也、

第五節 公用徵收ノ效果

公用徵收ノ效果ハ被收用者ノ側ニ於テハ特定ノ權利ヲ喪失シ又ハ
 之レヲ制限セラル、ト今時ニ企業者ノ側ニ於テハ土地ニ相当スヘキ

所有権

使用権

所有権の行使
使用権の行使

権利ヲ取得スルニ在リ、即チ土地所有権ノ收用ノ場合ニ付テハ被
收用者ノ所有権其他ノ権利ヲ消滅シテ企業者カ其ノ権利ヲ取得ス。
所有権以外ノ権利ノ取得ニ付テモ亦同様也

土地使用ノ場合ニ在リテハ企業者ヲ使用権ヲ取得スルト共ニ其ノ使
用権ト而止セザル限度ニ於テ被收用者ノ所有権及ヒ其他ノ権利ハ其
ノ行使ヲ停止セラル

此ノ效果ハ何レノ時ニ發生スルカハ法律ノ定ムル如ク一様ナラス。
土地收用法ニヨリテハ收用審査会ノ才決ニ於テ一定ノ收用期時ヲ定メ
其ノ時期迄ニ企業者ハ補償金額ヲ充テ支払ヒ又ハ供託スルヲ要ス然
レテ是ノテレタル收用ノ時期ニ於テ此ノ效果ヲ發生スルモノトナセ
リ、サレハ才決前ノ確定ニヨリテハ未ダ直ニニ権利ノ喪失及ヒ消滅
ヲ生ズルモノニアラス、才決ノ直接ノ效果ハ只危險ノ負担ヲ企業者
ニ移転スルニ止マリ(六三)收用ノ效果ヲ完成スルハ尙ホ補償金額ノ支
払又ハ供託アルコトヲ条件トシテ且ツ才決ニヨリテ是ノテレタル收

用時期ニ達スルコトヲ要スル也

才決ノ確定後ニ於テモ売買契約ノ場合トハ異ナリ被收用者ハ土地ヲ
引渡シ補償金ヲ請求スルノ権利ヲ有スルニアラス、補償請求権ハ只
タ若シ企業者カ其ノ権利ヲ取得セントスルナラハト云フ条件付ヲ以
テ存在スルニキス、才決アリタル後ニ於テモ企業者ハ其ノ事業ノ
中止又ハ其他ノ理由ニヨリ地若ク不要トスルニ至リタル時ハ何時ニ
テモ其ノ権利ヲ放棄スルコトヲ得ヘク之レニ対シテ被收用者ハ之
レニヨリテ受ケタル損害賠償ヲ請求スルハ取レ得ヘシト虽モ土地ヲ
引渡シテ保証金ヲ補償金ノ度取ヲ請求シ得ヘキモノニアラス、而シ
テ其ノ才決ニヨリテ定マリタル收用時期迄ニ企業者カ補償金ノ支払
ヲナササル時ハ尙ホ其ノ権利ヲ放棄シタルモノト見做サレ其才決ハ
当然無効トナル也

公用收徴ノ效果ハ詭買トハ異ナリ詭買取得ニ付ラスシテ、原約取
得ナリ、被收用者ノ権利カ其ノ企業者ニ移転スルニ付ラスシテ企業

者ハ法律ノカニヨリテ新ナル権利ヲ取得シテト合時ニ止レト面立
 得ザル被收用者ノ権利ヲ消滅シ又ハ面立シ得ザル限度ニ於テ制限
 セラル也、是レ今日ニ於テ本者^{ホトト}一限ニ兼認スル也、
 我土地收用法ニモ^{土地}收用ノ場合ニ於テ其ノ所有権ヲ取得
 シ、其他ノ権利ハ消滅スト去セ、使用ノ場合ニハ企業者ハ使用権ヲ
 取得シ其他ノ権利ハ使用ノ期間其ノ使用ヲ妨クル限度ニ於テ其ノ行
 使ヲ停止セラルト去セ以テ其ノ權受取得ニアラサルコトヲ明カニ
 セリ、

公用徵收権ヲ原始取得ナルコトノ結果トシテ
 1. 其ノ效果ハ其ノ土地ニ于スル凡テノ権利者ニ對シテ發生ス、
 地出ニ于スル凡テノ権利者ハ原則トシテ收用手續ニ參與スルノ權
 利ヲ有スル者ナリト雖モ、或権利者カ不明ナルカ又ハ其ノ所在ノ
 不明ナルカ爲メ其ノ手續ニ參與セザレシ場合ニ於テモ其ノ権利
 ハ等シク消滅ス

其他土地ノ細目ノ公告アリタム後ニ於テ新ニ其ノ土地ニ對シテ權
 當其他ノ権利ヲ設立セル場合ニ於テハ其ノ権利者ハ仮創善意ノ
 場合ト雖モ全然被收用者トシテノ権利ヲ有スルコトナラシテ而カ
 モ其ノ権利ハ收用ニヨリテ當然消滅スルヲ免カレズ、旧所有者ニ
 對シテハ固ヨリ損害賠償ヲ請求スルヲ得ヘシト雖モ企業者ニ對シ
 テハ其ノ権利ヲ主張スルヲ得ザルモノ也
 要之收用ノ效果ノ完成ト共ニ其物ニ于スル凡テノ権利ハ當然消滅
 シ又ハ制限セラル、モノニシテ從ツテ又公用徵收ニ付オテハ賣買
 ニ於ケルカ知キ^追遺棄担保、瑕疵担保ノ問題ヲ生セス、
 2. 企業者ハ被收用者ノ権利義務人ニアラス其ノ取得シタル権利ハ
 必ラスシモ被收用者ノ有シタル権利トガラスシモ合一ノ内容ヲ有
 スルモノニアラス、土地ノ使用権ヲ設定スル場合ニハ全ク新ナ
 ル権利ヲ設定スルモノナルハ勿論ナルノミナラス、所有権ノ收用
 ノ場合ニ於テモ旧所有権ト新所有権トハ必ラスシモ合一ノ内容ヲ

有セス、旧所有権ニ存レタル凡テ、制限ハ消滅シテ新所有権ハ從前ニハ存セザリレ新ナル制限(特定ノ公益ノ目的以外ニ使用スルヲ得サルコト、買戻権付ナルコト)ヲ以テ設定セラレ、也、
 以上ノ如キ原始取得ノ效果ハ土地收用法ニヨリテハ只ク收用審査會ノ才決ニヨリテ其ノ手續ヲ終了セル場合ノニ存ス、假設ニヨル場合ハ其ノ完全ナル自由意思ニヨルモノナラザルコトニ於テ純然タル買賣ト全一視スルヲ得サレ、而カマ其ノ效果ハ當事者双方ノ合意ニヨリテ完成スルモノナルコトハ爭テ容レザル也ニシテ其ノ效果ニ付キテハ買戻権ノ如キ法律カ時ニ被收用者ヲ保護スルカ爲メニ定メタルモノ、外ハ、先買ニ付スル規定ニ從カヒテ定メラル、コトハ即原始取得ニ付ラスニテ繼受取得也

第九章 法政法

法政トハ私人相互ノ間ノ權利ヲ保テ秩序ヲ立ツル作用ヲ云フ、私人相互ノ權利ヲ保テ該レテ私法ノ區域ニ屬シ國家ハ立法ニヨリテ其ノ秩序ヲ定ムルノ外ハ能ク只其ノ權利ニ付キテ爭アル場合ニ於テ其ノ爭ヲ才断シ又ハ其ノ爭ヲ未然ニ防キ其ノ效果ヲ確定トラシムルカ爲メニ公ニシテ登記スルノ作用ヲ行フ事ニスキス何レモ司法權ノ作用ニ屬シ行政法ノ範圍ニ屬セス、
 然レトモ或種ノ私權ニ付キテハ其ノ發生變更又ハ消滅カ行政行為ニカヘラントスラル、モノアリ、此ノ限度ニ於テハ法政ノ法モ亦行政法ノ範圍ニ屬ス、
 此如ノ種ノ權利ノ重ナルモノハ特許權其他ノ此等工業所有權、執業權及ヒ漁業權也、
 其ノ他貨幣法、度量衡法モ亦私人間ノ法律ヲ保テ秩序ヲ定ムルモノ

ナルコトニ於テ等シク法政ノ範圍ニ屬ス、

第一節 特許法

第一款 特許権ノ成立

特許権ハ發明ヲ專用スル權利ニシテ、專ラ發明者トシテ正当トナスヘシ、

著作權 意匠權等ト合シテ獨ニ存者、所ニ無體物權 (Sui generis objects-*rights*) 也。其ノ絶対權ナルコトニ於テ物權ト全シト雖モ有体物ノ支配ヲ獨白スルコトヲ其ノ内容トナシサスレテ、無形ノ思想ノ産物ノ利用ヲ獨白スルコトニ其ノ内容トスル莫ニ於テ物權ト區別セラル。

特許権ノ成立スルニハ

1. 法定ノ要件ヲ備フル發明アルコトヲ要ス
2. 其ノ發明ニ于スル權利者アルコトヲ要ス
3. 其ノ發明ヲ確認スル行政行為アルコトヲ要ス

一 特許権ノ目的タルモノハ新規ナル工業的發明ナルコトヲ要ス、

發明ノ新規トハ何ヲ云フカハ法律カ自カラ之レヲ規定ス、

發明ノ新規ナルカ爲ノニハ、特許出願前帝國内ニ於テ公然知ラレ又ハ公然用ヒラレタルモノナラサルヲ及ヒ特許出願前客場ニ応用セ

ラレ得ヘキ程度ニ於テ帝國内ニ頒布セラレタル刊行物ニ記載セラレ

タルモノナラサルコトヲ要スル也、但シ之レニ對スル多少ノ特例ニ

付キテハ特許法五ノ條參照スヘシ、

發明ノ工業的トハ技術上ニ応用セラレ得ヘキ方法又ハ技術的ノ製作

品ヲ意味ス、單ニ學術上ノ原則ノ發明又ハ農業、漁業等ノ原始産

業又ハ商業上ノ便益ヲナスヘキ方法ノ發明ノ如キハ特許ノ目的タル

ヲ得ス、

發明ノ目的

特許権ノ成立

以上ノ条件ヲ備フル物ト虽モ飲食物、嗜好物ニ于テハ特許、医薬及
ヒ其ノ調合法秩序若シテハ凡俗ヲ害スルモノ又ハ衛生ヲ害スルモノ
ハ特許ヲ得タルヲ得ス、

二 特許ノ権利者ハ其ノ發明ヲナシタルモノ又ハ其ノ権利義務人セ、職
務上又ハ契約上ナシタル發明ニ付キテハ特別ノ契約アル場合ノ外其
ノ権利ハ其ノ使用主ニ歸ス、之レヲ例ヘハ工場ノ技士、陸海軍ノ技
術官ノ如シ、但シ其ノ勤務中ニナシタル發明ニ付キテハ職務上又ハ契約
上ナシタルモノニアラザルモノ一付キテハ其ノ権利ハ当然發明者ニ
屬ス、

發明ノ権利者ハ自然人ナルノミナラス法人モ亦其ノ権利ヲ兼繼スル
コトニヨリテ権利者タルヲ得ヘク、又内國人ノミナラス外國人モ亦
其ノ権利ヲ有スルコトヲ得、但シ無条件國民ニシテ国内ニ住所又ハ
営業所ナキモノハ其ノ権利ヲ享有スルコトヲ許サス(ニ七)
二人以上同一ノ發明ヲナセルモノアル場合ニ於テハ只最先ニ發明ヲ

ナシタルモノク其ノ権利ヲ有ス之レヲ最先發明主義ト云ヒ以テ先
願主義ニ對ス、其ノ今時ハ發明ニカ、ル時又ハ發明ノ前旨不明ナル
時ハ最先ニ出願ヲナシタルモノク其ノ権利者トセラル、其ノ今日ノ
出願ニカ、ル時ハ于保人ノ保護ニヨリ、其ノ保護證ハザル時ハ其ニ
特許ヲ受クルコトヲ得ス、但シ最先發明主義ニモ多少ノ制限アリテ
特許ヲ受タル後ニケ年ヲ至過シタル時ハ最先發明ノ故ヲ以テ最早
之レヲ發明スルヲ得ス

三 特許権ハ特許原簿ニ登録セラル、ニヨリテ效果ヲ生ス、
法律ハ是レヲ特許ト稱スト虽モ其ノ性質ニ付キテハ特許行為ニアラ
ズニテ確認行為也、

發明者ノ権利ハ發明アリテル事實ニ基キテ生ス、特許権ノ登録ハ
其ノ事實ヲ確認スルノミ、此ノ外ニ於テ他ノ登録制度ト其ノ性質ヲ
全クスルニ法律ハ著作權土地所有權等ノ登録トハ異トリ之レヲ以テ
單ニ其ノ権利ヲ第三者ニ對抗スルノ要件トナスニ此マラシクモ是

特許ニ於ケルト全ク其ノ效果發生ノ要件トナセルノ差アルノミ、

一〇三〇

第二款 特許権ノ效力

1. 特許権ノ内容ニ付キテハ法律ハ其ノ目的物タル発明カ物ノ発明
タル場合ト方法ノ発明タル場合トヲ區別ス。

2. 物ノ発明

物ノ発明ハ新規ナルモノヲ製作スル発明ニシテ必ラスモ其ノ方
法ノ新規ナルト否トヲ問ハス

3. 方法ノ発明

方法ノ発明トハ新規ナル方法ヲ以テ製作スル発明ニシテ其ノ製作品
ノ新規ナルト否トヲ問ハス、

物ノ発明ニ付キテハ特許ノ内容ハ其ノ発明ニカ、ル物ノ製作使用
販売又ハ頒布ヲ独占スルコトニ在リ

方法ノ発明ニ付キテハ其ノ方法ノ使用及ヒ其ノ方法ニヨリテ製作
シタル物ノ使用販売又ハ公布ヲ独占スルコトニアリ、

権利者ノ許諾ヲ得ズニテ是等ノ行為ヲナスハ特許権ノ侵害也

特許権ノ效力カハ専ラ内地ニシテ限ラレ外國ニ及ハス、外國ニ於

テ発明権ノ保護ヲ受クル高ノニハ、外國ニ於テ更ラニ特許ヲ受ク

ルコトヲ要スル也

カ、以上ノ如キ独占的效力ハ種々ノ異ニ於テ其ノ制限ヲ得度ク(二八

四、二九)

3. 特許権者ハ以上ノ如キ権利ヲ有スルト共ニ当然特定ノ義務ニ眼

ス、特許料納付ノ義務、特許標記ノ義務、発明実施ノ義務及ヒ使

用許諾ノ義務是也、

1. 特許料ハ特許ニ付スル報償ニシテ行政上ノ手数料ニテラス、

従ソテ命令ヲ以テ是レヲ定ムヘキ限リニテラス、

ロ、特許標記トハ特許ニカ、ル物品ニ特許 及ヒ特許番号ヲ標

記スルコトヲ云フ、

其ノ標記ヲ怠シタル場合ニハ其ノ特許品タルコトヲ知ラズニテ

一〇三一

一〇三二
特許権ヲ侵害シタル者ニ対シテハ損害賠償請求ヲナスコトヲ
得ス。

ハ、特許権者ハ其ノ發明ヲ實施スルノ権利ヲ有スルト共ニ又帝國
内ニ於テ之レヲ實施スルノ義務ヲ負フ、以テ發明ノ效果ヲ空シ
カラサラシムル也

法律ハ正當ノ理由ナクシテ三ヶ年以上其ノ發明ヲ帝國内ニ於テ
適當ニ實施セズ又ハ三ヶ年以上其ノ實施ヲ中止シタル場合ニハ
其ノ特許ヲ取消シ得ヘキコトヲ定ム(七四)

ニ、發明権者ハ又他人ニ対シテ其ノ發明ノ施用ヲ許諾スルノ義務
ヲ負フコトアリ

特許権者ヲ此ノ義務ヲ負フハ只他人ノ特許権用カ及共ノ發明ヲ
使用スルニアラサレハ實施スルコト能ハサル場合ニ限ラル、換
言スレハ他人ノ發明カ其ノ發明ニ対シテ從屬的ノ關係ニアラサル
場合也

法律ハ特許ヲ受ケテヨリ三年ヲ至過シタル後ニ於テハ發明権者
カ前記ノ場合ニ於テ其ノ使用ヲ許諾スル義務ヲ負フコトヲ定メ其
ノ許諾ヲ拒ム場合ニ於テハ特許自ノ審判ヲ求ムルヲ得ヘキモノ
トナセリ(三八、三九)

四、特許権ノ存続期間ハ登録ノ日ヨリ十五年トス但シ特別ノ理由アル
ル場合ニ限リ三年以上十年以下是レヲ延長スルコトヲ得

五、特許権ニ独立特許ト追加特許トノ區別アリ

追加特許トハ自己ノ發明ヲ更ラニ改良シ又ハ拡張スルノ發明ヲナ
セルモノニシテ原特許ニ附随シテ特許ヲ受ケタルモノヲ謂フ、追
加特許ノ原特許ニ対スルノ係ハ恰モ主物從物ノ于係ノ如ク其ノ存
続年限ハ原特許ノ年限ニ從ヒ、原特許ノ移轉、債權ノ設定其ノ他
ノ処分ハ追加特許ニ及ブ原特許カ無効トナラズ又ハ取消サレタ
ル場合ニ於テハ追加特許ハ独立特許トナル、
追加特許ニ対スル特許料ハ独立特許料ヨリニ低廉也、

6. 特許権者ハ当然又其ノ権利ヲ処分スルコトヲ得、権利ノ処分ハ
全部ノ譲渡、制限有譲渡、譲渡ノ許諾及ヒ地棄、各種ノ

制限有譲渡ニトハ権利ノ一部ノ移転ニシテ或ハ一定ノ地域ニ付キ
或ハ一定ノ時期ニ付キ或ハ一定ノ内容ニ付キ他人ヲシテ其ノ
明ヲ專用スルノ権利ヲ得セシムルモノ也、尚土地所有権ニ於ケル
地上権其他ノ物權權設定ハ其ノ性質ヲ全シテス

実施ノ許諾ハ制限有譲渡トハ異ナリ凡テノ第三者ニ対シテ得ヘキ
發明費用ノ権利ヲ設定スルモノニアラスシテ、單ニ特許権ノ内容
タル或存為スル——権利ヲ所失スルノミ、其ノ制限有譲渡ニト
異ナルハ猶貸借借カ他ノ物權設定ト異ナルカ如シ、但シ実施ノ許
諾ヲ受ケタルモノカ其ノ実施權ニ付キテ登録ヲ得タルトキハ再
伯其ノ特許権ヲ取得シタル者ニ対シテモ其ノ效力ヲ有ス、
發明ノ放棄權ノ外ニ法律ハ又其ノ使用權ヲ認ム、發明ノ使用權ハ

其ノ実施權ト異ナル処ハ唯使用權ハ一ノ發明ヲ實施スルカ為メニ
他ノ一ノ發明ヲ利用スル必要アル時ニ於テ其ノ之レヲ利用スル
利ヲ出フモノタルニアリ、使用權モ亦権利者ノ許諾ニヨリテ發生
シ得ルハ勿論也、

7. 特許發明ヲ使用シ又ハ實施スルノ権利ハ、権利者ノ許諾ニモトツ
キテ發生スル場合ノ外又直接ニ法律ノ規定ニ基キ又審決ニモトツキ
テ生スルコトアリ法律ノ規定ニヨリテ實施權ヲ認トメラル、場合
ハニツアリ

1. 善意ニ特許ヲ受ケタル發明カ右ニ其ノ最先ノ發明ナラザリシ
カ為メニ無効トナリタル場合ニ於テハ其ノ原権利者又ハ原権利
ニ付キテ善意ニ實施權又ハ使用權ヲ得テ登録ヲ受ケタルモノハ
其ノ前ニ有シタル権利ノ範圍内ニ於テ特許發明ヲ實施スルノ
利ヲ有ス(三五—三七)

2. 特許出願ノ際現ニ善意ニ帝國内ニ於テ其ノ發明實施ノ事業ヲ

ナシ若シクハ設備ヲ有スルモノ又ハ其ノ兼權人カ其ノ事業又ハ
設備ニ要スル範圍内ニ於テ特許發明ヲ實施スルノ權ヲ有ス(三九
第二号)

普通之レヲ先用者ト云フ (*de jure prioritate*)

審決ニ基ク場合ハ特許發明カ他人ノ特許發明ヲ使用スルニアラサ
レハ實施スルコト律ハサル場合ニ於テ其ノ権利者ク其ノ使用ヲ許
諾セサル時ハ審判ヲ請求スルコトヲ得ヘク其ノ審決ニヨリテ使用
權ヲ放棄スルヲ得ヘキモノニアリ(三八)

- 8. 特許權ノ改訂及ヒ分割(四二)
- 9. 特許權ノ侵害

第三款 特許ノ手續

1. 特許ハ農商務大臣ノ下ニ屬スル特許局ノ管掌スル如クナリ、

特許ヲナス手續ニハ諸國ノ制度ニ、申告主義ト審査主義トノ二ア

前者ハ特許出願カ形式上違法ナル場合ニ於テハ其ノ實價ニ付キテ
審査ヲナサスレテ當然セレテ登録スルモノヲ云ヒ(仏國主義)

審査主義ハ其ノ實價ニ付キテ審査シ其ノ發明カ特許ノ要件ヲ具
備スル認ムル場合ニ於テノミセレテ登録スルモノ也

后者ノ主義ニモトワクモノノ中ニモ或ハ單ニ其ノ發明カ特許ノ要
件ヲ具フルヤ否ヤヲ審査スルニ止マリ、其ノ出願者カ真ノ権利者
ナリヤ否ヤヲ審査スルコトナキモノアリ(獨逸主義)

或ハ其ノ兩者ニ付キテ共ニ之レヲ審査スルモノアリ(米國主義)
特許特法ハ米國法ト全シク其ノ全部ニ付キテ審査主義ヲ認ムルモ
ノニシテ特許ノ出願ニ対シテハ特許局審査官カ其ノ審査ヲナシ其
ノ査定ニモトワキテ登録スルト否トヲ決ス

審査官ノ審査ニハ初審査ト再審査トノ別アリ

初審査ノ査定ハ特許査定、拒絶査定、發明抵触査定及ヒ権利認
査定ノ四種ニ分カタル

特許査定トハ特許ヲ與フコトノ査定ニシテ此ノ査定アリタル時
ハ特許料ヲ納付セシメテ右之レヲ特許原簿ニ之レヲ登録ス

拒絶査定ハ特許スヘカラストナスノ査定ニシテ出願者之レニ不服
ナルトキハ再審査ヲ請求スルコトヲ得

發明抵触審査トハ出願ニカキル發明ヲ他人ノ出願ニカキル發明又
ハ特許發明ト抵触スルトナスノ査定也、出願者之レニ不服ナルト

キハ又再審査ヲ請求スルコトヲ得、
権利認定査定トハ抵触スルニ例ノ發明ニ對シテ其ノ何レカ最先

ノ發明ナルコトヲ査定スルモノニシテ抵触査定又ハ審査力確定シタ
ル場合ニ於テ之レヲ行ハル之レニ不服ナルモノハ抗告審判ヲ請求ス

ルコトヲ得ル也、
再審査トハ拒絶審査又ハ抵触査定ニ不服ナルモノノ請求ニヨリテ

行ハル、モノニシテ其ノ査定ニモ亦特許査定拒絶査定抵触査定ノ
各種アリ、但シ権利認定ノ査定ナシ

再審査ノ査定ニ不服ナルモノハ抗告審判ヲ求ムルノ権利ヲ有ス、
又、特許権ニ干スル事ヲ決スルコトヲ為シテ特許局審判官ニ於テ行フ処

ノ所屬ヲ才判所為ヲ審判ト云ヒ其ノ判決ヲ審決ト云フ、審判ニハ
使用施設是ノ審判、確認審判、無効審判及ヒ抗告審判ノ四種アリ、

使用施設是ノ審判ニ付キテハ前ニ已テ述ヘタリ、訴訟法ニ所定
権利創設訴訟ノ一種也、(三八)

確認審判トハ特許権ノ範圍ヲ確認スルノ審判ニシテ利害係人ノ
請求ニヨリテ之レヲナス訴訟法ニ所謂確認訴訟ニシテ然ル民

事訴訟ノ性質ヲ有ス(六九)
無効審判ハ特許ヲ無効ナリトスル審判ニシテ利害係人又ハ審査

官ノ請求ニヨリテ之レヲナス、行政行為ノ效力ヲ破壊セントスル
ノ訴訟タルヲ以テ行政訴訟ノ性質ヲ有ス、

抗告審判ノ権利確認ノ査定再審査ノ査定又ハ審判ノ審決ニ不服ナ
ル場合ニ於テ之レヲ提起シ得ヘキモノニシテ覆審才判ノ適性ヲ有
ス、

抗告審判ノ審決ニ不服ナルモノハ其ノ法令ニ委背スルコトヲ理由
トスル場合ニ限り大審院ニ出上告スルコトヲ許サル

第四款 特許権ノ無効消滅及ヒ收用

1. 特許権ノ無効トハ一度登録ヲ受ケタルニ拘ハラス物特許権カ初
メヨリ存在セザリシモノト見做サルヲ云フ、特許権ノ無効ハ或
ハ権利確認ノ査定ニヨリ(四八)或ハ無効審判ニヨリテ(四九)、決定
セラレ特許権ノ無効タルヘキ場合ハ法律ニ列挙セラレ(四八、四九)
概シテ云々ハハ特許ノ要件ヲ具備セザルモノタル場合ニ於テ無効
タル也

2. 特許権ノ消滅ハ其ノ無効ノ場合ト異リ初メニ溯リテ存在セザリ
シモノトナルニアラスレテ將來ニ向テ其ノ効力ヲ失フ場合ヲ
云フ

其ノ消滅原因ト如シ

- イ、特許年限ノ満了
- ロ、相続人ノ眩欠(五二)
- ハ、権利者ノ拋棄(五三)
- ニ、特許ノ取消

特許ハ

(イ) 権利者ヲ正当ノ理由ナクシテ一定ノ期間(三年)其ノ実施ヲ
ナサズリシ時

(ロ) 特許料ヲ納付セザル時

(3) 軍用上秘密ヲ要シ又ハ軍用上若シテハ公益上ノ必要アル時
ノ三場合ニ於テ之レヲ取消スルコトヲ得、

最右ノ場合ニ於テハ、権利者ニ相当ノ補償金を支給スルコトヲ要ス、補償金は其キテ不取ナルトキハ通常才判所ニ出訴スルコトヲ得。

3. 特許権ハ軍事上秘密ヲ要シ又ハ軍事上若シクハ公益上必要ナル場合ニ於テ政府ニ於テ之レヲ收用シ又ハ制限スルコトヲ得、其ノ收用ノ場合ニ於テハ政府カ特許権ノ主体トナル也。

第五款 特許ニ于スル条約

特許権ノ效力ハ国内ニノミ止マリ外國ニ及フヲ得スト雖モ、舊ニ國內ニノミ專用権ヲ有セシムルノミニテハ其ノ效果尠ク薄弱ナルヲ免カレサルヲ以テ列國ハ条約國ニヨリテ互ニ其ノ保護ヲ約シ以テ其ノ保護ヲ確實ナラシム自由工業所有權保全阻害約是レ也、露國ノ外諸在恩ノ大國皆之レニ加入ス。

条約ノ内容ハ一々述フムヲ得スト雖モ、其ノ要旨トスルハ各々締盟國ノ人民ハ他ノ締盟國ニ於テ工業所有權ニ于テ内國人ト同一ノ保護ヲ受クヘキヲ確保セムニテリ、其ノ規定中特ニ重要ナルハ出願ノ予當効力ニ于スル規定也。

締盟國中ノ一國ニ於テ合式ニ特許ノ出願ヲナシタルモノハ一定ノ期間内ニ他ノ締盟國ニ出願スルニ於テハ該出願ニ付キテ優先権ヲ有シ其ノ期間内ニ第三者カ特許ノ出願ヲナシ又ハ聲明ヲ公ニスル等ノ理由ニヨリテ自己ノ出願ヲ無効トセラルルコトナシ。

第二節 意匠法、実用新案法、及ヒ商標法

第一款 意匠及ヒ実用新案

意匠权 (Design, Musterrecht) 実用新案

* *gebräuchliche musters recht, utility models* 及 *trade marks, marks*
patentrecht ハ特許権ト共ニ工業所有權ト稱セラルルモノ
 ニシテ何レモ無形ナル思想ノ產物ヲ專用スルコトヲ其ノ内容トナス
 意匠ノ目的タルモノハ物由ニ適用スベク形状模様色^澤又ハ其ノ結
 合ニカ、ル新規ナル工業的意匠ニシテ、實用新案ノ目的タルモノ
 ハ物由ニ於テ其ノ形状構造又ハ組合ニカ、ル實用ナル新規ノ工業
 的考案也

兩者ノ發明ト異ナルハ發明ハ自然力ノ新タナル利用ニ于スル考案
 ナルニ反シ意匠ハ外觀上ノ趣味ヲ加フルノ考案ナリ、實用新案ハ物
 ノ形態ニ于テ實用ヲ加フルノ考案ナルコトニアリ、何レモ新規ナル
 ヲ要スルハ勿論ニシテ何ヲ新規ナリト云フカニ付テハ畧發明ノ場
 合ト合シト虽モ發明ハ他ニ類似スルモノト虽モ獨立ナル發明トシ
 テ保護セラルルニ反シテ意匠及ヒ實用新案ニ付テハ模倣ニヨリテ

容易ニ類似ノモノヲ案出シ得ヘキヲ以テ類似意匠又ハ類似新案ト新
 規ノモノトシテ保護セラレサルニ於テ發明ト異ナル

意匠新案ノ實用新案ノ何レモ登録ニヨリテ成立ス、二人以上合
 一ノ意匠若シクハ類似ノ意匠若シクハ新案ニ付キテ登録ヲ出願スル
 場合ニ於テハ發明ノ場合ト異ナリテ最先ノ案出者ヲトラスシテ先
 願者ヲ取リ最先ノ出願者ヲ登録ス、蓋シ登録ノ手續ヲ敏活ナラシメ
 ルノ目的ニ出ツル也

其ノ権利ノ内容ハ、意匠ノ登録ニ付キテハ登録出願ノ際指定シタル物品
 ニ付キ業トシテ其ノ意匠ヲ適用シ又ハ之トテ適用シタル物品ヲ販賣
 又ハ配布スルコトヲ独占シ得ルコトニアリ
 實業新案ノ登録ニ付キテハ其ノ登録ヲ受ケタル物品ヲ業トシテ製作使用
 販賣又ハ配布スルコトヲ独占スルコトニアリ

兩者共ニ營業トシテノミナシテ業ノ行爲ヲナスコトノ先取ヲ有スルニ
 止マルトニ於テ特許權ト其ノ效力ヲ異ニス

條明ニワイテハ官業トシテナスニアラスニテ、單ニ自用ノ為ノニ
條明ヲ廢施スルモ尚本特許權ノ侵害トナルニ反シテ意匠權及ヒ新案
權ニ付キテハ只官業トシテ止レテナス場合ニ於テ其ノ侵害トナルナ
リ、

意匠權ハ又單 指定物品ニ付キテノミ其ノ効力ヲ有スルモノニシテ
其ノ他ノ物品ニ適用スルハ意匠權ノ侵害ニアラス、

意匠權新案權ヲ法律上種々ノ制限ヲ受クルコトハ特許權ニ全シ其ノ
權利ニ付テ義務ニ付キテハ法律ハ意匠料又ハ登録料納付ノ義務及ヒ
意匠又ハ實用新案 記ノ義務ヲ認ム、

使用許諾ノ義務ハ實用新案ニ付キテノミ認メラス條明ニ於ケルカ如
キ實施ノ義務ハ二者共ニ之レヲ認メス、
權利ノ存続期間ハ意匠權ハ十年、實用新案權ハ三年也、但シ前者ハ
付キテハ更ニ三年間ノ延長ヲ許ス、

意匠權ノ登録ニ付キテハ法律ハ主タル意匠ノ外ニ類似意匠ノ登録ヲ
ミトム、類似意匠又ハ一般ニハ新規ノ意匠トハ見做サレズトモ、
自己ノ登録意匠ノミニ類似スルモノニシテ全一物品ニ適用スルモノ
ハ尚ホ止レテ主タル意匠ニ附隨シテ登録スルコトヲ許サルハ類似
意匠ハ追加特許トハ異ナリ新ナル新案權ニ付ラスニテ單ニ意匠ノ松
張ニスラス、從テ其ノ主タル意匠ニ付スルモノモ追加特許トハ異
ナリ原意匠權ト相合シテ單一ノ權利タルモノニシテ原案意匠權ニシ
テ消滅スル時ハ又當然消滅ス、

意匠登録ノ一種トシテ法律ハ又秘密意匠ヲ認ム、秘密意匠トハ出願
者ノ請ホニヨリ登録出願中及ヒ登録後三ヶ年以内其ノ意匠ヲ秘密ニ
スルモノニシテ以テ 商業上ノ利益ヲ保護スル也、

登録ノ手續ニ付キテハ意匠法并ニ新案法共ニ一部審査主義ヲ採ル、
條明ニ於ケルカ如ク其ノ凡テノ要件ヲ審査スルニ付ラスニテ、只ク
出願ノ順序及ヒ其ノ考案ヲ秩序又ハ凡俗ヲ害スルモノナラサルヤ否
ヤ菊花御紋章ニ類似スルモノニアラサルヤ否中其ニ三莫ニ付キテ審

査スルニ止マル、其ノ考案ノ新規ナリヤ否ヤ出願者ト莫ク権利者ナ
リヤ否ヤニ付テハ審査ヲナシテ要セザル也、
意匠及ヒ異用新案ノ登録ニハ先願主義ヲトシテ結果其ノ審査ノ意匠
ニハ、登録審査ト拒絶審査トアル、其ノ他再審査及ヒ審判ニ付
キテモ同様也、

其ノ無効及ヒ消滅原因ノ異特許ニ於ケルカ如シ其ノ他異用新案ニ付
ホテハ軍事又ハ公益ノ為メニスル故用故ヲ認メラレ、

第二款 商標

商標ハ他ノ工業所有権ノ如ク工業上ノ新規ノ考案ヲ保護スルカ
為メニスルモノニアラスニテ工業上ノ信用ヲ保護シ不正ノ競争ヲ防
グコトヲ目的トスルモノ也、

其ノ権利ノ目的物タルモノハ自己ノ工業ニカ、
商標タルコトヲ表
表影
商標タルコトヲ表

動スルカ為メニスル標識也

商標ノ登録ヲ受クルカ為メ其ノ商標カ他人ノ登録商標ト同一又
ハ類似ニシテ同一商品ニ使用セントスルモノナラサルハ勿論登録失
效ト一年ヲ至サル他人ノ商標ト同一又ハ類似ナラサルコトヲ要ス、
其他法律ハ種々ノ商標ニ付キテ登録ヲ米ムルコトヲ得サルコトヲ規
定ス、

商標カ登録ニヨリテ生ス其ノ效力ハ一級ニ先願主義ヲ採ル、登
録ニハ又特許权ニ於ケルカ如ク全部審査ヲ採ル、

商標カ效力ハ登録出願ノ際指定シタル商品ニ付キテ其ノ商標ヲ
專用スルコトヲ在リ、專用权ノ年限ハ二十年トス、年限満了後更
ニ續用ヲ出願スルコトヲ得、権利者ハ商標料納付ノ義務及ヒ商標使
用ノ義務ヲ負フ、

商標カ譲渡ハ其ノ營業ト共ニスルニ非ラザレハ之レヲ移転スルヲ
得サルノ制限アリ

商標權ノ特別ノ種類トシテ聯合商標及ヒ外國商標アリ、聯合商標トハ全一營業者カ全一ノ商品ニ付キテ數ヶノ類似シクル商標ヲ使用セントスル場合ニ其ノ類似商標ヲ登録スルヲ出テ、類似商標トハ一取ニハ許サレスト虽モ全一營業者ニ對シテノニ聯合商標ヲ登録スルコトヲ許ス、聯合商標權ハ其ノ全部ニ付キテ單一ナルコトハ類似意匠ノ場合ニ全シ、

外國商標トハ外國ニ於テ登録ヲ得シ商標トシテ登録セラレモノヲ出テ、外國商標ニ付キテハ其國內ニ於テ使用スルノ義務ナク又本國ニ於ケル商標權ト共ニ消滅スヘキモノトセラル
商標權ノ無効原因ニ付キテハ畧特許權等ト同シク其ノ消滅原因ハ放棄及ヒ取消ノ外改進ヲナサスレテ年限至過セル時及ヒ權利者カ其ノ營業ヲ廢止シタル時ナリ

第三節 鑛業法

鑛業法ノ大体ノ主義トスル処ハ法律ノ定ムル時定ノ種類ノ鑛物ニ付キテハ其ノ權利ヲ土地所有權ヨリ分離シテ其ノ未ダ掘採セザルモノハ一概ニ之レヲ國有トシ國家ノ特許ヲ受クルニアラサレム之レヲ掘採スルコトヲ許サレムニアリ、國家ノ特許ヲ受ケテ鑛物ヲ掘採シテ之レヲ取得スル權利ヲ鑛業權ト云フ
鑛業權ハ掘採權及ヒ試掘權ノ二種ニ分テラル、
試掘權ハ鑛物ノ存在ヲ檢シ又ハ其ノ良否ヲ鑑別スルカ爲メニ鑛物ヲ掘採スルノ權ニシテ、掘採權ハ其ノ存在良否等ヲ確メタル後ニ於テ之レヲ取得スルカ爲メニ掘採スルノ權利也、
試掘權ト掘採權トハ其ノ效力ニ於テ多少ノ異差アリ、
ハ、掘採權ハ無期限ナルニ反シテ試掘權ハ二年ヲ其ノ存続期間トナ

ス、

ロ、採掘権ハ概當權ノ目的トナスコトヲ得ヘク又採業概當法ニヨリテ採業財團ヲ作リ其ノ全部ヲ不可分トシテ概當者ヲ設定スルヲ得ルニ試掘権ハ概當權ノ目的トナスヲ得ス。

ハ、採掘権者ハ其ノ採掘ニタル鉱物ノ所有權ヲ取得シ任意ニ之レヲ処分スルコトヲ得ルニ反シテ試掘権者ハ試掘ニヨリテ得タル鉱物ヲ処分スルニハ鉱山監督所長ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス。

採掘権ト試掘権トハ斯クノ如キ差異アレバ二者共ニ概當的效力ヲ有スル私権ニシテ法律ハ其ノ物種ノ一種タルコトヲ明言シ不動産ニ于テスル規定ヲ準用スルモノトナセリ、其ノ權利ハ不可物ノモノトセラシ従ッテ其ノ一部ノ讓渡シ又ハ實施ノ許容ヲナスコトヲ得ス。

採業者權タリ得ヘキモノハ帝國臣民又ハ帝國法律ニ從ヒ成立シタル法人ニ限ラレ外國人又ハ外國法人ハ其ノ權利者タルヲ許サザル也、採業權ハ一定ノ鉱區ニ付キ且フ一定ノ種類ノ鉱物ニ付キテノミ其ノ

效力ヲ有ス鉱區ノ境界ハ直接線ヲ以テ之レヲ定メ地表境界線ノ直下ヲ以テ限リトス鉱區ノ面積ハ其ノ最大限ニモ最小限ニモ法律上ノ制限アリ且其ノ最大限ヲ制限スルハ採業カ少数者ノ專有ニ屬スルノ弊ヲ防キ是最少限ヲ付スルハ少資本家ノ乱掘ノ弊ヲ防クノ目的ニ出ツル也。

全種ノ鉱物ニ付キテハ固ヨリ全一ノ鉱區ニニ以上ノ採業權ヲ設定スルヲ許サ、ルモ異種ノ鉱物ニ付キテハ其ノ並存ヲ妨クルコトナレ、採業權ハ特許ニヨリ成立ス、法律ハ之レヲ認可トスヘリトモ其ノ性質ニ於テハ權利ヲ設定スルノ行為也、特許ヲナスノ權ハ試掘權ニ付キテハ採業山監督所長、採掘權ニ付キテハ農務大臣ニ屬ス、

特許ハ自由才量ニヨルノ行為ニアラス法律ハ特許ヲ拒ミウベキ場合ヲ限定セルヲ以テ其ノ場合ニ該當スルモノ、外ハ必ラス特許ヲ與フルコトヲ要ス、遠法ニ特許ヲ拒ムハ權利ノ毀損ニシテ行政訴訟ノ目的タルヲ覆ハヘキモノ也、余一ノ鉱區ニ付キテニ以上ノ出掘者アルナ

場合ニ於テハ先願主義ヲ採ル

特許ハ鉱業有爲ニ登録スルコトニヨリテ其ノ效力ヲ生ス、
鉱業権者ハ其ノ権利ニ伴ヒテ種々ノ義務ヲ負担ス、
其ノ義務ハ

1. 企業実施ノ義務

2. 企業ノ実施ニ于テ國家ノ監督ヲ受クルノ義務

3. 企業ヨリ生スル危険ヲ防テスルノ義務

4. 鉱業税納付ノ義務

テ其ノ重ナルモノトナス、其他一定ノ土地ハ之レハテ鉱正トナスヲ
得ス、又ハ鉱業ノ爲メニ使用ニ俾サルノ制限アリ、

鉱夫ニ対スルテ保正付キテモ法律ハハ鉱夫ノ利益ヲ保護スルカ爲メ
ニ特別ノ制限ヲ設ケタリ

鉱業権者ハ又一方ニ於テハ鉱業ノ爲メニ法律ノ定ムル所ニ從ヒ一定
ノ手續ニヨリ相当ノ補償金ヲ以テ他人ノ土地ヲ使用スルノ権利ヲ有

ス、即チ公用收徴ノ権利カ鉱業権者ニ與ララル也、

若シ其ノ使用カ永キニ且リ又ハ土地ノ地價ヲ變更スル等ノ場合ニ於
テハ所有者ハ其ノ收用ヲ請求スルノ権利ヲ有ス

鉱業ハ之レヲ變更又ハ之レヲ他人ニ移転スルコトヲ得、鉱業権ノ變
更ハ鉱正ノ増減命令又ハ訂正ニヨリテ生スル何レモ官ナノ同意ヲ要

シ登録ニヨリテ其ノ效力ヲ生ス一定ノ場合ニ於テハ官ノ職權ヲ以
テ其ノ訂正ヲ命スルコトアリ、鉱業権ノ移転ハ相繼讓渡權者ノ實行

滞納処分又ハ強制執行ニヨリテ生ス
法律ノ之等ノ場合ノ外、鉱業権カ権利ノ目的タルヲ得サルコトヲ定ム、
即チ之等ノ外、法律行為ハ鉱業権ニ付キテハ全ク無効タル也、

鉱業権ノ消滅原因ハ廢業及ヒ取消也、其他、試掘權ニ付キテハ年限ノ
満了ニ付キテ消滅ス、廢業ハ権利ノ取消消ニシテ、取消ハ権利ノ權利

也、廢業権ノ取消消ハ法律ノ定ムル一定ノ場合ニ於テ農商務大臣之
レヲナスノ権利ヲ有ス

銀業板ハ聲明板等トハ異ナリ田國家ハ單ニ之レヲ確認スルモノニア
 ラスレテ、之レヲ附與スルモノナルヲ故ニ錯誤ニヨリテ之レヲ特許
 セル場合ト英^註其ノ権利カ当然無効ナルモノニハアラスレテ只將來
 ニ向フテ其ノ権利ヲ失ハシムルヲ得ルニ止マル廢業又ハ取消ノ場合
 ニ於テハ其ノ銀業板カ抵当板ノ目的タル場合ニ於テハ抵当板者ハ其
 ノ競賣ヲ請求スルノ権利ヲ有ス、其ノ競賣ノ手續カ終了スル迄ハ其
 ノ権利ハ尚ホ存続スルモノト見做サル、而シテ競賣人ハ廢業又ハ
 取消ノ登錄ノ日ニ於テ其ノ権利ヲ繼承シタルモノト見做サル

第四節 漁業法

公水ニ於ケル漁業ハ一政ニハ自由ナリト虽モ只水面ノ一重ヲ独占シ
 一テ漁業ヲナスコトハ特別ノ権利ノ目的物タリ之レヲ漁業板ト云フ、

故ニ漁業板トハ單ニ漁業ヲナスモノヲ云フニアラスレテ、漁業ノ為
 ナニ一定ノ水面ノ利用ヲ独立スルノ権利ヲ云フ也、其ノ目的タル漁
 業ハ定置漁業、區劃漁業特別漁業及ヒ專用漁業ノ四種ニ分タル、
 定置漁業ハ網及ヒ其他ノ漁具ヲ一定ノ水面ニ定置スル漁業ヲ云ヒ、
 區劃漁業トハ水面ヲ區劃シテ、ナス養殖業ヲ云ヒ特別漁業トハ法律ノ
 特ニ指定シタル特種ノ方法ヲ以テナス漁業ヲ云ヒ專用漁業トハ他ノ
 三種ニ屬トスレテ水面ヲ專用シテナス漁業ヲ云フ、專用漁業ハ漁業
 組合カ其ノ地先水面ノ專用ヲナス場合ニアラサレハセレテ規定スル
 ヲ得ス、

漁業板ハ一定ノ水面ノ利用ヲ独占スルノ権利ナルカ故ニ有体物ニ于
 スル独占板ニシテ即チ物板ノ性質ヲ有ス法律ハ之レヲ物件ト見做ス
 一テ明言シ出地ニ于スル規定ヲ專用スルモノトナセリ、
 漁業板ハ特許ニヨリテ成立ス、其ノ特許ヲナスハキ場合ノ条件ニ付
 一テハ法律ハ特別ノ規定ヲ設ケス官ナノ自由才量ニ任セラル、

特許アリタル時ハ之レヲ漁業存簿ニ登録ス、但シ其ノ登録ハ該業
 ノ登録トハ異ナリ其ノ成立要件ニアラスレテ第三者対抗要件也、
 漁業権ノ変更及ヒ処分ニ付キテハ一般ノ私権ト全シク各種ノ法律行
 為ニヨリテ之レヲナスコトヲ得、但シ其ノ分割又ハ其他変更ヲナス
 ニハ官ナノ同意ヲ要ス、又地先水面利用ノ漁業権ハ官ナノ同意ヲ
 ルニアラサレハ之レヲ処分スルコトヲ得ス、漁業権ニ特別ナル法律
 行為ト入漁権ノ設定也、入漁権ハ只専用漁業ニ付キテノ設定也ラ
 シ得ヘキモノニシテ民法ノ所定入会権ト其ノ性質ヲ全シクス、他人
 ノ専用漁業権ニ屬スル漁場ニ入会シ漁業ヲナスノ権利也、入漁権ハ
 物権ノ効力ヲ有シ相續及ヒ讓渡ノ目的タル外権利ノ目的タルコトヲ
 得ス、入漁権ハ官申者ノ設定行為ニヨリテ成立スル外ニ法律ハ又旧
 漁業法施行前ヨリノ慣行アルモノニ付キテモ其ノ成立ヲ認ム、
 漁業権ノ消滅原因ハ年限ノ満了廢業及ヒ取消也、
 存続年限ハ二十ヶ年以内ニシテ特許行為ニヨリ定メラル其ノ取消ハ

法律ノ定ムル一定ノ場合ニノミシテ之ヲナスコトヲ得
 漁業権ニ于スル争ニ付キテハ一般ノ私権ノ争トハ異ナリ法律ハ之レ
 ヲ行政事件トシテ行政官ノ裁決ヲ求ムヘキモノトナシ其ノ裁決ニ
 不服ナル場合ニ於テハ訴願及ヒ行政訴訟ヲ許ス、
 漁業ニ付キテハ法律ハ漁業権者カハ是ノ手續ニヨリ他人ノ土地ヲ使
 用シ得ヘキ権利アルコトヲ認ム、

(補講)

第六章 財政法

財政トハ國家又ハ公法人ノ收入支出ニ于スル作用ヲ謂ヒ財政法トハ之等ノ作用ノ秩序ヲ定ムルノ法則ヲ謂フ財政法ハ之ヲ二大部分ニ區別スルコトヲ要ス

(1) 國家又ハ公法人ノ内部ニ於テ其ノ收入及支出ヲ実行スル事ニ于スル法則ニシテ之ヲ會計法ト謂フ

(2) 國家又ハ公法人カ其ノ收入ヲウルカ爲メニ臣民ニ對シテ有スル權力ノ範圍ヲ定ムルノ法則ニシテ此ノ權力ヲ稱シテ財政權ト謂ヒ之ニ于スル法則ヲ財政權ノ法ト云フ

會計法ハ更ニ三ノ部分ニ分ケル

(1) ニハ國家又ハ公法人ノ會計ハ毎年必ラス一定ノ設計書ヲ定メテ此ノ設計ニ從テ之ヲ実行スルコトヲ要ス 此ノ設計書ヲ予算ト謂

ヒ之レニ于スル法則ヲ予算法ト謂フ。第一節ニ於テ之レヲ論ス。

(2) ニハ現実ノ金錢ノ出納ニツイテモ亦一足ノ法則ノ下ニ拘束セラレ特別ノ手續ニヨリテノミ之ヲナスコトヲウ、之レニ于スル法則ハ

第三節ニ於テ之ヲ論ス。

(3) ニハ凡テ公金ノ出納ハ其重ニ之ヲ監督スルモノアルコトヲ要ス之レニ于スル法則ヲ會計監督ノ法トナシ、第三節ニ論スル所ハ是レナリ

臣民ニ対スル財政権ノ作用ニツイテハ第四節以下ニ於テ之レヲ論ス、其ノ最モ主要ナル作用ハ課税権ナリト虽モ其ノ他尚警察権ト金ニク下命許可及強制ノ作用アリ。

第一節 予算法

第一款 予算ノ性質

我カ国法ノ下ニ於ケル國家ノ會計予算ハ法律上ニ性質ヲ有スルナリ。

- (1) 一年度間ノ國家ノ歳入歳出ノ見積リ表タルコト
- (2) 議會カ政府ノ一年度間ニ支出シウヘキ金額及其ノ支出ノ目的ニ對シテ合意ヲナスノ意思表示タルコト
- (3) 收入支出ヲ実行スルハ敝官ナニ對スル職務上ノ訓令タルコト是レナリ。

(4) 第一ニ予算ハ會計ノ見積表タル性質ヲ有ス。来ルヘキ一年度ニ必要ナルヘキ支出及受領セラルヘキ收入金額ヲ予定シテ之ヲ表示スルモノニトテ外ナラス、此ノ性質ニ於テノ予算ハ帝ニ立憲政治ニ於

テノミナテス専制政府ニ於テモ財政ノ稍整頓セル国家ハニ於テハ之ヲ備フルヲ專テ要ス又皆ニ国家其他ノ公法人ノミナテ私經濟團體ト雖モ稍大ナル會計ヲ運轉スルモノハ又之ヲ備マヘサルモノナキナリ

(必) 第二ニ予算ハ議會カ予ノ政府ノ財政ニ合意スルノ意思表示ナリ

(イ) 此ノ第二ノ点ニ於テ立憲政治ニ於ケル予算ハ專制政治ニ於ケル予算ト其ノ性質ヲ異ニス

(ハ) 專制政府ニ於ケル予算ハ政府ノ自ラ作成スル所ニシテ財政ノ局ニ當ルモノカ自ラ之レヲ作り而シテ自ラ其ノ設計ニ從ヒテ會計ヲ運轉スルナリ

(ロ) 立憲政治ニ於ケル予算ハ之レニ反シ單純ナル會計ノ見積表タルニ止マテス議會カ政府ニ對シテ合意ヲ与フルノ意思表示ナリ、立憲政治ノ下ニ於テハ政府ハ自己ノ任意ニ公金ヲ支出シウヘキ権能

ヲ有セテ特別ノ例外ヲ除キテハ豫メ議會ノ合意ヲウレニアラザレハ金ヲ支出ヲナスコトヲ得サルモノニシテ予算ハ即チ議會ノ合意ヲ表明スルモノニ外ナラス

(ハ) 此ノ点ニ於テ予算ハ又金ヲ法律ト其ノ性質ヲ異ニス

(ロ) 法律ハ政府ト議會トノ双方ノ意思ニヨリテ成立スルモノニシテ議會ノ提議アリタル後更ニ君主ノ裁可アルコトヲ要シ其ノ效力ニ於テモ一般臣民ヲ拘束スルコトヲ以テ其ノ本來ノ性質ナリトナシ

(ハ) 予算ハ反之政府ニ對スル議會ノ一方的ノ意思表示ナリ

議會ノ議決ノミテ以テ成立シ更ニ君主ノ裁可アルコトヲ要スルニテラス 予算案ハ固ヨリ政府ノ提出ニカ、ルト雖モ議會ハ特別ノ制限アルモノ、外政府ノ合意ナクシテ之ヲ修正スルノ自由ヲ有シ而シテ其ノ修正ハ政府ノ合意ヲ要セスレテ確定成立スルナリ、仮説何等ノ修正ヲ加ハスニテ政府ノ提案ヲ其ノ儘可決シタル場合ト雖尚予算

手以テ政府ト議會ト双方ノ協定ニナルモノト謂フヲ得サルトハ尚
 出願ニ對シテ其ノ全部分ヲ許可シタル場合ト雖E尚之ヲ契約ト謂フ
 ヲ得サルト異ナルコトナシ、其ノ效力ニ於テモ亦予算ハ法律ト異ナ
 リ一般臣民ニ對シテ何等ノ交渉ナキハ勿論一般官ナニ對シテモ直接
 ニ人何等ノ效力ヲ有セズ、予算ノ效力ハ直接ニハ唯政府ト議會ト
 ノ關係ニ於テノミ存在ス、詳言スルハ予算ハ直接ニハ只議會カ政府
 ニ對シテ其ノ會計見積ノ適當ナルコトヲ承認シテ此ノ設計ニ從ヒテ
 収入支出ヲナス時ハ議會ハ之ニ異議ナカルヘキヲ表示スルモノニ
 シテ即國務大臣ノ議會ニ對スル責任カ之レニヨリテ予算ノ解除セラル
 、效力ヲ有スルニ止マル、此ノ点ニ於テ予算ニ對スル議會ノ扱積ハ
 予算超越^認又ハ豫算外支出ニ對スル議會ノ承認^認ト其ノ性質ヲ等シクス
 議會ノ承認ハ事後ニ於テ其ノ支出ノ正当ナルコトヲ承認シ國務大臣
 ノ議會ニ對スル責任ヲ解除スルモノナルト等シク予算ノ扱積ハ事前
 於テ其ノ収入支出ノ正当ナルコトヲ承認シ予算大臣ノ責任ヲ解除

スルモノナリ、二者ノ區別ハ只事前ノ合意ト事後ノ合意トトシテ差ア
 ルニ止コリ等シク議會ト政府トノ關係ニ於テノミ其ノ效力ヲ有スル
 モノナリ

(b) 第三ニハ予算ハ又一般官ナニ對スル職務上ノ訓令タル性質ヲ有
 ス、已ニ述ヘタルカ如ク予算ハ議會ノ議決ノミニヨリテ確定成立シ
 更ニ君主ノ裁可ニヨルヲ要スルモノニアラスト雖モ斯クシテ成立シ
 タル予算ハ単ニ政府ト議會トノ内部ノ關係ニ於テノミ其ノ效力ヲ有
 スルニ止マリ、一般官ナニ對シテ效力ヲ有スルモノニアラス、何ト
 ナレハ議會ハ全ク官ナニ對シテ訓令権ヲ有スルモノニアラサレハナ
 リ然レトモ予算ヲシテ有效ニ行ハシムル爲メニハ實際ニ收支ノ任
 ニアタル一般官ナラシテ之レニ遵由セシムルヲ要スルハ勿論ナルヲ
 以テ予算成立後ニ於テ更ニ訓令トシテ一般官ナニ對シテ之ヲ公布シ
 其ノ遵由ヲ命セサルヘカラス、予算ハ議會ノ議決ヲヘタル後更ニ天
 皇ノ御裁可ヲ經テ官報ヲ以テ一般ニ公布セラル、ハ此ノ理由ニヨル、

之レニヨリテ予算ハ初メテ官ナニ対スル職務上ノ訓令タル性質ヲウケルモノニシテ一般官ナハ之レニヨリテ拘束セラレ之レニ從テ收支ヲ行フヘキ職務上ノ義務ヲ負フナリ、此ノ性質ニ於テノ予算ハ君主ノ裁可ナルニヨリテ初メテ成出ス

第二款 豫算ノ編成及議決

第一 豫算ノ編成

の 予算ハ一會計年度毎ニ之レヲ編成ス 即一年予算ノ制ヲトルモノニシテ憲法ニ國家ノ歳入歳出ハ毎年予算ヲ以テ議會ノ授權ヲ經テハシト謂ヘルハ此ノ趣旨ヲ明ラカニスルモノナリ、只將來法律ヲ以テ會計年度ノ開始期ヲ変更ハスルコトアルヘキ場合ニ於テ其ノ過渡期ニ於テ一年以上スル一年未滿ノ予算ヲ要スルコトハサカヘカレサル所ニシテ固ヨリ憲法ノ禁スル所ニアラス
必 予算ハ概計予算 (Brutto-budget)ノ主義ヲトル

概計予算ハ純計予算 (Netto-budget)ニ対スルモノニシテ國家ノ

ノ總歳入及歳出ヲ計上スルモノナリ、會計法又ニ國家ノ一切ノ收納ヲ歳入トシ、一切ノ全費ヲ歳出トシ之ヲ總予算ニ編入スヘシト謂ヘルハ即此ノ趣旨ヲ言明スルモノナリ

(3) 予算ハ原則トシテ統一主義ヲトル統一主義トハ一年度間ニ於ケル凡テノ歳入歳出ハ之ヲ單一ノ總豫算ニ編成スルノ主義ヲ謂フナリ

(4) 予算ノ統一主義ハニ大例外アリ、特別會計予算及追加予算之レナリ

(A) 特別會計ハ會計上ノ必要ニモトツキ特殊ノ事業ノ爲メニ一般會計ヨリ分離シテ独立シ其ノ収支ヲ計算スルヲ謂フ、(會三〇) 或ハ鐵道專賣造幣製鉄所印刷局茶棧等各種ノ公企業ニツイテ或ハ朝鮮台灣等ノ殖民地財政ニツイテ或ハ教育基金及ヒ災害準備基金等ノ諸種ノ基金ニツイテ設ケラレ特別會計ヲ設ケラルハ法律ヲ以テス

ルコトヲ要ス。

(5) (B) 追加予算ハ總予算又ハ特別會計予算ノ編成後ニ於テ全費支出ノ必要ヲ生シタル場合ニシテ其ノ補充トシテ編成セラルル予算ナリ、追加予算ノ編成ハ只必要ナクハカテサル全費及法律又ハ契約ニモトツク全費ニ不足ヲ生シタル場合ニイミ限ラレ、モノナリ (会五第二号)

(6) 予算ノ一年制度ニ対スルハ例外トシテ継続費ノ制度アリ、継続費ハ教年度ニ亘ル全費ヲ予ノ年限ヲ定メテ其ノ始メニ於テ議會ノ決議ヲフルモノヲ謂フ、因ノ歳入歳出ハ年毎議會ノ決議ヲ經ルヲ原則トスルモ只大規模ノ工事ノ如キ教年度ニ亘リテ継続スルキ事業ニツイテハ半途ニ於テ議會ノ決議ヲ得サルカ爲メニ中廢セサルハカテサルノ恐ナカラシムルカ爲メニ予ノ決議ヲ最初ニ於テ教年度ニ亘ル金額ニツイテ其ノ償還ヲ求ムルコトヲ得セシムルナリ、全続費ハ或ハ単ニ純金額ニツイテ償還ヲフルニ止マルコトアリ、或ハ予メ年度割

ヲ定メテ毎年度ノ支出金額ニツイテ協賛ヲフルコトアリ右ノ場合ニ於テハ将来之ヲ変更スル場合ノ外ハ再ヒ協賛ヲフルコトヲ要セズトス。

(7) 予算ハ歳入歳出共ニ^至經常臨時ノ二部ニ大別シ各部中ニ於テ之ヲ款項ニ區分スルコトヲ要ス款項ノ區別ハ歳出ニツイテハ其ノ支出ノ目的ヲ定ムル所以ナリ (会六)

(8) 予算中ニ予備費ヲ設クルコトヲ要ス 予備費ハ第一予備金第二予備金ノ二項ニ別ツ、

(A) 第一予備金ハサクハカラサル予算ノ不足ヲ補フニアラス

(B) 第二予備金ハ予算外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツルモノナリ、予備金ヲ以テ支出シタルモノハ年度經過後ニ於テ議會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス (憲六九 六四五 会七、八)

第二 予算ノ提出

(1) 予算ノ提出権ハ専ラ政府ニ屬ス政府ノ内部ニ於テ予算案調整ノ任ニアタルモハ大藏大臣ニシテ各省大臣ヨリ提出スル予定全費要求届ニモトツキ一般ノ財政状態ヲ調査シテ之ヲ査定シ以テ總予算ヲ編成シ内閣ニ提出シ閣議ノ決定アル時ハ敕裁ヲ以テ之ヲ議會ニ提出スルナリ

(2) 予算提出時期ニツイテハ會計法ハ歳入歳出ノ總予算ハ議會集會ノ初ニ於テ之ヲ提出スヘキコトヲ定ム特別會計予算ニツイテモ各特別會計法ハ毎年總予算ト共ニ之ヲ提出スヘキコトヲ規定セザルナリ

(3) 總予算ノ提出ニハ参考各トシテ各省ノ予定全費要求届及ヒ前年度ノ歳入歳出現計各ヲ添付スルコトヲ要ス(會六)

(A) 前者ハ各省全費ノ必要ナル所以ヲ明ラカニスルカ爲ニスルモノニシテ款項ノ下ニ尙細目ヲ別チテ詳細ニ其ノ計算ノモトツク所ヲ示シ

(B) 右者ハ前年度ニ於ケル實際ノ收入支出ノ現計ヲ示シテ以テ予算審査ノ参考トナスモノニシテ大藏大臣ヲ之ヲ調整ス各特別會計法ニ於テ之ヲ規定セリ。
×特別會計予算ニ添付スヘキ参考各々之ニ準ズ

第三 予算ノ議決

(1) 議會ニ提出セラレタル予算ハ議會ノ議決ヲ要スルコト勿論ナリト虽モ提出セラレタル予算ノ全体カ議決ノ目的物タルニアラス

(A) 予算中皇室經費ハ新タニ増額スル場合ノ外ハ議會ノ同意ヲ要スセズ、其ノ予算中ニ計上セラルルモノハ只同ノ一切ノ歳出カ豫算ニ編入スルヲ要セラルルカ爲メニシテ議會ノ議決ヲ求ムルカ爲メニアラス

(B) 継続費モ亦其ノ一度恒費ヲヘタルモノハ更ニ恒費ヲ要スルコトナシ、何レモ全ク議會ノ議決権ノ外ニアルモノナリ

(2) 其以外ニ於ケル歳入歳出ニツイテハ議會ハ一般ニ議決権ヲ有ス

ト虽モ其ノ議決権ハ法律上ノ議決ノ如ク自由ナラズシテ多クノ点ニ於テ法律上ノ制限ヲ有ス其ノ制限ノ一ツハ議會カ予算ノ提出権ヲ有セサル結果トシテ又予算金額ヲ増額シ又ハ新タナル款項ヲ加フルノ権ヲ有セサルコトニアリ、予算ニ対スル議會ノ修正権ハ只政府ノ提出案ニ対スル廢除削減ヲナスニ止マルナリ

(3) 政府ノ提出案ニ対スル廢除削減ノ権モ亦決シテ自由ナルニアラズ

(A) 就中歳入予算ニツイテハ凡テ國家ノ歳入ハ法律命令ニヨリテ散納セラルルキモノニシテ予算ハ只其ノ金額ノ見積ヲナスニ止マルモノナルヲ以テ議會ハ其ノ收入ノ根拠ヲ定ムル法令ニ対シテハ改正案ヲ議スルノ権ヲ有スト虽其ノ法令ニシテ変更セラレタル限リハ其法令ニモトツク予算ニ対シテハ自由ノ修正権ヲ有スルコトナシ、歳入予算ニ対スル議會ノ協賛権ハ單ニ其ノ金額ノ見積高ノ過当ナラサルヲ否ヤヲ査定スルニ止マル

(4) 歳出予算ニツイテモ亦憲法六七ニモトツク重要ナル制限ハ憲法上ノ大権ニモトツク既定ノ歳出法律ノ結果ニモトツク歳出及ヒ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ合意ナクシテ議會之レヲ廢除削減スルコトヲ得ス、即チ之等ノ費目ハ既定費目トシテ其ノ議決権ヲ拘束セラルルモノニシテ自由議決権ニ屬スルハ只之等ノ費目ヲ除キタル部分ニ止マルナリ、普通ニ之ヲ自由費目ト稱ス、

(5) 豫算ニツイテハ衆議院カ其ノ先議権 (Priority) ヲ有ス予算ヲ其他ノ財政法案ニ対スル下院ノ先議権ハ僅少ノ例外ヲ除キテハ殆ント凡テノ出寔國ニ共通ナル原則ニシテ國民ノ負担ニ于シテハ特ニ下院ノ議決ヲ尊重スルノ趣旨ニ出ズルモノナリ、下院ノ議決ニ対シテ上院カ修正権ヲ有スルヲ否ヤハ諸國ノ制度ヘナラス、

(A) 或ハ全ク修正権ヲ有セシメサルモノアリ、

(B) 或ハ單ニ下院ニ先議権ヲ与フルニ止ムルモノアリ、

我カ憲法ハ后ノ例ニ屬ス、衆議院カ政府ノ原案中或款項ヲ廢除削減

シタル場合ニ於テ貴族院力之ヲ復治スルヤ否ヤニツイテハ第三議會
ニ於テ兩院ノ間ロノ争タリシ問題ニシテ當時 貴族院ノ上奏ニ對ス
ル勅答トシテ貴族院ノ修正権ハ衆議院ノ議決ニヨリテ何等ノ拘束ヲ
ウケサルコトヲ以テセラレタリ、

衆議院ノ議決ニ對シテ貴族院力修正ヲ加フタル時ハ更ニ之ヲ原院
ニ回附シテ合意ヲ求メ其ノ合意ヲ得サル時ハ兩院協議會ニヨルヘキ
コトハ法律案ニ於ケルト同シ、其ノ改議整ハサルトキハ予算ノ不成
出ヲ生ス、

衆議院ノ議決ハ貴族院ヲ拘束スル効力ヲ有セスト雖モ之カ爲メ其
ノ先議権ヲ以テ余ク實際ノ效果ナキモノト謂フヘカラス 其ノ效果
ハ主トシテ二点ニアリ

(A) 一ハ下院ニ其ノ審査ニ充分ノ時日ヲ有スルモ上院ハ下院ノ送附ヲ
俟テ初メテ審議ニ着手スルモノナルヲ以テ其ノ送附遅ルル時ハ充
分ノ審議ノ餘裕ナク短日時ニ決議ヲナスノ已ムヲ得サルニ至ルコト

アルナリ、

(B) 一ハ下院ノ決議カ上院ニ於ケル原案トナルノ結果仮設法律上ニ
ハ修正権アリトスルモ尚精神上原案力大ナル效果ヲ有スルコト是レ
ナリ

(6) 予算ハ會計年度ノ開始前ニ成立スルコトヲ要ス、若シ其ノ開始
前ニ議會ノ議決力確定スルニ至ラサル時ハ常ニ予算ノ不成出ヲ生ス
予算不成出ノ場合ニハ我憲法ニ Spain, Baden, Sachsen-
Weimar, ^{Russia} France, Belgium, Italy, Preussen,
em, ^{USA} Reich, Turkey 等ト今ニテ前年度ノ予算ヲ執行
スルキモノトナセリ、前年度ノ予算カ今年度ノ予算トシテノ効力ヲ
有スルナリ、
Deutsches Reichs, 等ニ於テハ議會カ會計年度ノ開始前
ニ議了スルニ至ラサル時ハ假ニ一ヶ月分ノ仮予算 (dangime
provisoire) ヲ議定シ以テ無予算ヲ防クノ制アリト雖モ我會計
法ハ如此ニ制ヲミトメズ、

第三款 予算の效力

1078

(1) 我国法ニ於ケル予算ノ法律上ノ效力ハ多数ノ諸国トハ異ナリ專ラ歳出予算ニツイテノミ存在ス国ノ歳入ハ凡テ法律命令ノ規定ニ從ヒテ徴収セラルヘキモノニシテ敢テ予算ノ拘束ヲウクルコトナシ(国会一〇)

租税及ヒ手数料ノ賦課国債ノ募集官業收入罰金料其他ノ雜收入ト何レモ法律又ハ命令ニヨリテ其ノ権限ヲ定メテ予算ニヨリテ初メテ其ノ権能ヲ生スルニアラス、歳入力予算金額ニ超過シ又ハ豫算款項以外ノ收入ヲ生スルヲアルモ其ノ歳入ノ適法ナリヤ否ヤハ唯法律命令ニヨリテ判断セラルヘク予算ニヨリテハ定ムルコトヲ得ス、

(2) 歳出予算ハ支出ノ目的支出ノ金額及支出ノ時期ノ三点ニ於テ政府ヲ拘束ス

(A) 支出ノ目的ニツイテハ政府ハ予算ニ定メタル目的以外ニ公金ヲ

使用スルヲ得サルノ制限ヲウケ

(B) 支出ノ金額ニツイテハ各款項ニ定メタル定額ヲ超エテ支出スルヲ得サルノ制限ヲウケ款項間ノ流用ハ金ク之ヲ許サズ予算ニ定メタル目的以外ニシタル支出ハ之ヲテ外算外支出ト謂ヒ予算定額ヲ超過スルハ支出ハ之レヲ予算超過支出ト謂フ、共ニ國務大臣ノ責任ヲ生スルモノニシテ后日議會ノ承諾ヲ求ムルコトヲ要ス、承諾ニヨリテ初メテ其ノ責任ヲ解除セラル、ナリ、

(C) 支出ノ時期ニツイテハ或年度ニ屬スル歳出ハ其年度内ニ支出スルヲ原則トスルモ是實際ニ不可能ナルヲ以テ年度経過尚一定ノ出納整理期間ヲ設ケテ其ノ期間内ニ支出ヲ結了セシム、出納整理期間ニツイテハ尚后ニ述フヘシ、

(3) 歳出予算ハ政府ノ支出シウヘキ最高額ヲ定ムルニ止マリ政府ニ支出ノ義務ヲ負ハシムルモノニアラス予算ニ記載セラレタル金額ヲ支出セズ、又ハ剰余ヲ残ヌモ政府ノ責任ヲ生スルコトナシ、

1079

(4) 歳出歳入ハ各一定ノ所属年度ヲ有ス、或年度ニ属スル歳入ハ只
其年度ニ属スル歳出ニノミ充ツルコトヲウケ他ノ年度ノ全額ニ充
ツルコトヲ得ス、

第四款 公法人ノ予算

豫算ノ制度ハ總ニ國家ニ付キテノミナラス市町村其他ノ公法人ニ於
テモ本等ニク存在ス、公法人ノ予算ニ付キテモ大体ニ於テハ國ノ予
算ニ於テ述ヘタル原則ヲ奉用スルヲ得ヘレトモ其ノ多少其ノ法則ヲ異
ニスルモノアリ、

1. 公法人ノ予算ハ執行様式ニ於テ之レヲ調整シ議決様式ノ議決ニ
ヨリテ成立スルヲ原則トナセトモ尚國家ノ監督権ニヨリテ或程度
迄ニ於テ制限ヲ受ク、例之府県ノ予算ハ之レヲ知事ヲ調整シテ年
度開始前ニ府県会ノ議決ヲ受クヘキモノトセラレ其ノ議決ニヨリ
テ予算ハ直ニ成立シ監督官ナク認可ヲ要スルモノニアラストモ
モ其ノ議決ノ旨直ニ之レヲ内務大臣ニ報告スルコトヲ要シ而シテ
内務大臣ハ其ノ予算中ノ必要ナル支出ヲ記載セザルトモ之レヲ
記入スルヲ得ヘク又不適当ト認ムルモノニアリテハ之レヲ消滅

スルノ故ヲ有ス、其他特殊ノ舉入算出ニ付キテハ、^(一〇八) 大内務大臣若クハ内務、大藏、西大臣ノ認可ヲ要スルモノアルヲ以テ是等ノ舉入ニ付キテハ認可ヲ受クルニアラサレハ予算ハ有效ニ成立スルヲ得ザルノ制限アリ。

市町村ノ予算ニ付キテモ畧合様也。

2. 國ノ予算ニ付キテハ年度開始日ニ於テハ追加算ヲ提出スルノ外仮定予算ヲ変更スルヲ得ザルニ反シ、府県、市町村等、公法人ノ予算ニ付キテハ必要ニ依リテ議決權ヲノ議決ヲハテ仮定予算ノ追加又ハ変更ヲナスコトヲ許サル。

3. 國ノ予算ニ付キテハ予算不成立ノ場合ニ於テ前年度ノ予算ヲ執行スルモノニ反シ、公法人ニ付キテハ此規定ナク、別ニ此ノ場合ニ於テハ特例ノ方法ヲ定メタリ。
例之府県ニ付キテハ、府県會カ年度開始前ニ予算ヲ議決セザルトキハ又ハ之レヲ議決スルモ其ノ議決力不適當ナルトキハ、府県

知事ハ内務大臣ニ具申シテ特權ヲ請ヒ以テ特獨立ニ其ノ予算ヲ定ムルコトヲ得(府県制第八三、三七八)、即チ此ノ場合ハ予算ヲ府県會ノ議決ナクシテ有效ニ成立スルモノニシテ多クノ場合ニハ知事ノ原案ヲ執行セラル也。

市町村ノ予算ニ付キテモ畧合様ノ規定アリ。

4. 予算ノ效力ニ付キテハ大体ニ於テ國ノ予算ニ於ケルト全ク、殊ニ公債等算ヲ目的金額及ヒ時期、三長ニ於テ拘束力ヲ有スルコトハ畧合様ナリト雖モ只一ニノ長ニ於テ其ノ效力ヲ異ニスルモノアリ。

1. 國ノ予算ニ在リテハ款項ノ流用ハ全ク之レヲ許ササルニ反シテ公法人ノ予算ハ或範圍ニ於テ其ノ流用ヲ許サルモノアリ。例之府県ニ付キテハ各款ノ金額ハ彼此流用ストヲ許サレト各款ノ金額ハ府県ノ會事會ノ議決ヲ受テ之レヲ流用スルコトヲ許サル(明治三十三年内務省令第七号第一四)

口、國ノ歳入ハ其ノ如何ナル原因ニヨル歳入タルヲ同ハス一般
支出ニ当充テラレ特別ノ例外ノ外ハ特定ノ原因ニヨル歳入ヲ以
テ特定ノ至費ニ當フルモノニアラス、
公法人ノ歳入ニ付キモ亦原則トシテハ全様ナリト云モ尚ホ之レ
ニ對スル例外比較的多ク特定ノ歳入ヲ以テ特定ノ歳出ニ充フル
コト少ナカラス

第二節 會計法

予算ニヨリテ一年度間ノ歳出ニ付キテノ許諾カ異ヘテ尚ホ並ニ
歳出ニ充タスニ足ルヘキ歳入金額ヲ算定セラル、
此ノ予算如何ニシテ執行セラルハ、歳入ハ如何ニシテ受領セラ
ルハ、歳出ハ如何ニシテ支払ハルハ、國庫金及七國有財産ハ如

何ニシテ管理セラルハ、ヤハ次ニ説明ヲ要スル問題也
也等凡テノ問題ニ于テハ法規ノ全体ヲ會計法ト云フ、尤ニ簡單ニ其
ノ要件ヲ述ヘン

第一款 金庫制度

收入支出ノ実行ニ于テ最モ重要ナル原則ハ、收入支出ヲ命令スル
様子ト其ノ命令ニ基キテ現金ヲ受領シスル支出シスル現在ノ國庫金
ヲ保管スルノ様子トハ原則トシテ金ノ相分離セラルニ在リ
命令様子ハ收入ニ于テハ、債權者ニ對シテ納付附告知各ヲ發シ、支
出ニ于テハ國庫ニ向フテ支出命令ヲ發スルノ様子有スルニ止マリ
自ラ現金ヲ出納スルノ様子有セス、現金ノ出納ハ金庫ヲ出納様子ノ
任ニ屬スル也
現金出納ノ任ニ當ル様子ヲ金庫ト云フ、其金庫制度ノ最モ重要ナル

原則ハ統一の國庫制度ヲ採ルコトニ在リ、統一の國庫制度ハ以テ
 官制ノ金庫制度又ハ事業制ノ金庫制度ニ對スルモノニシテ、官制
 制ノ金庫制度ハ各官ナク各別ニ自己ノ金庫ヲ有スルモノヲ云ハヒ、
 事業制ノ金庫制度ハ各種ノ事業ニ伴ヒ別々ノ金庫ヲ有スルモノヲ云
 フ、
 統一の金庫制度ハ之ヲ異ナリテ國ノ凡テノ收入凡テノ公金ニ對
 シテ只一ノ金庫ヲ有スルモノヲ云フ、會計法ニ依リテ國務大臣ハ
 其ノ所管ニ屬スル收入ヲ國庫ニ納ムヘシ直ニ之レヲ使用スルヲ得ス
 ト云ヘルハ以テ此ノ主義ヲ明ラカニセルモノ也、
 國ノ凡テノ收入ハ皆只一ノ金庫ニ流入スルモノニシテ獨立ノ金庫ヲ
 ムコトヲ許サズ也、
 統一の金庫制度ニモ本國憲法自ラ金庫ヲ設ケ自己ノ官吏ヨリテ出納
 ノ任ニ當ラシムルノ制度ト、中央銀行ニ委託シテ國庫金出納ノ任ニ
 當ラシムルトノ制度トヲ區別スルヲ要ス

我國ニ於テハ初メニハ前制度ヲ採ルモノニシテ大藏省内ニ出納局
 金庫局ヲ設ケテ國庫金ノ取扱ヲサシメタリシカ、明治二十三年會
 計法ノ實施ト共ニ國庫金ノ取扱ヲ日本銀行ニ委託シ、所云委託金
 庫制度ノ主義ヲ採ルニ至レリ、サレハ現時ニ於テハ國庫金ノ取扱ハ
 全部日本銀行ノ任務ニ屬スルモノニシテ、日本銀行總裁ハ金庫出納
 帳トシテ其ノ一切ノ責任ヲ負担スル者也、
 金庫ハ本金庫、中央金庫、本金庫支金庫ノ三種ニ別ル
 中央金庫ハ東京ニ置キ各地ノ本金庫ヲ統轄ス、
 本金庫ハ各府縣ニ置キ中央金庫ノ下ニ於テ之金庫ヲ統轄ス
 支金庫ハ本金庫ノ下ニ在リテ大藏大臣ノ支指定スル各地ニ置キ、
 之等三種ノ金庫ニ於ケル納出及ヒ保管ノ事務ハ等シク日本銀行ノ取
 扱ニ屬スル也、

第二款 予算施行ノ時期

予算ハ一會計年度ニ於テ其ノ效カヲ有スルモノナルコト故ニ原則トシ
 テハ其ノ予算ニ屬スル收入支出ハ其ノ年度内ニ於テ実行ヲ結了セザ
 ルヘカラス、即チ毎年三月三十一日迄ニ收入ニ付テハ其ノ年度ニ
 屬スルモノノ受領ヲ了シ、支出ニ付テハ支松命令ヲ發シ且ソ現美
 ニ其ノ支松ヲ終ラサルヘカラスキルヲ原則トスル也
 然レ此ノ原則ハ殊リ申重ニハ貫徹スルコトヲ得ス、收入ハ義務者
 ニ於テ或ハ之レヲ滞納スルモノアルヘク、支出ハ権利者ニ於テ或ハ
 其ノ支松ノ請求ヲ怠タルモノアルヘク、其他尙ホ種々ノ原因ニヨリ
 テ多少ノ猶予ヲ認ムルノ必要アリル從ツテ予算カ一會計年度ニ對シ
 テノミ、效力ヲ有スルノ原則ニハ多少ノ例外ヲ認ムルコトヲ要ス、此
 ノ例外ハ即チ出納整理期限ノ制是也、

出納整理期間トハ一會計年度ノ至過后一於テ尙ホ其年度ニ屬スル收入
 支出ヲ完了スルカ爲メニ認メラル、猶予期間ヲ云フ、會計規則ニヨ
 レハ此ノ整理期間ハ三箇ニ合カタル、第一箇ニハ各年度ニ屬スル経

費ニ付テ其ノ支松命令ヲ發スルハ五月三十一日限リトシ、第二箇ニ
 ハ毎年度所屬ノ業ノ出納全ク全庫ニ於テ出納スルハ六月二十日限リ
 トシ、第三箇ニハ年度至過后七ヶ月ノ末日ニ於テ大藏大臣ハ會計檢
 査官五合ノ上ニテ大藏省ニ備ヘタル主計簿ヲ締切ムヘキコトヲ定メ
 之レヲ以テ其ノ年度ノ收支ハ全ク結了スル也

第三款 國ノ收入

第一、收入ノ種類

國家ノ收入ハ種々ノ觀察莫ヨリ種々ニ分類スルコトヲ得ヘシ、法
 律上ノ性質ヨリ云ヘハ收入ノ全体ハ通常私法上ノ收入ト公法上ノ收
 入トニ大別セラル、
 私法上ノ收入ニ屬スルモノハ官有財産收入及ヒ官業收入ヲ其ノ重ナ
 ルモノトナス、前者ハ國有地、國有林野其他凡テ國有財産ノ債下

松下又ハ開墾伐木等ヨリ生スル收入、預金ノ利子收入、固有株式
收入等ヲ包含ス、但者ハ固有鉄道、郵便電信電話、專売官營ノ製造
所其他凡テ私法的手係ニ於テ經營セテル官業ヨリ生スル收入ヲ包
含ス、此外無主財産ハ相続人ナキ財産等ノ國庫ニ取属スルモノ亦
私法上ノ收入ノ一種也、私人其他ノ任意ノ寄附モ亦全シ、公法上
ノ收入ハ更ニ國際法上ノ收入ト國內法上ノ收入トヲ分ツテ得ヘシ、
國際法上ノ收入ハ凡テ臨時收入ノ性質ヲ有スルモノニシテ賠償金ハ
其ノ重ナルモノ也、

國內法上ノ收入ハ更ニ公法人ヲシテ分納付セシムルモノト一般臣
民ニ附課スルモノトヲ分ツテ得ヘシ、

公法人ノ分納納付金ハ時ニ地方的ノ利害ヲ保アル由業ニ付キテ其ノ
費用ノ一部ヲ府集其他ノ公法人ニ分担セシムルモノ也

臣民ニ對シテ賦課セラルルモノニハ更テニ數種ヲ分ツコトヲ要ス、
其ノ最モ重要ナルモノハ 租税ナレトモ、其外尚ホ公法上ノ手数料、特

特權ニ對スル報償、特是ノ目的ノ爲ニスル分担金、処罰ノ爲ニスル
ハ罰金料料没收等何レモ公法上ノ收入ニ属スルモノ也

土著ノ中租税ニツイテハ右ニ論スヘク処罰收下ニ付キテハ罰ニ述
ルノ必要ナシ、只手数料特權報償及分担金ニ付キテ更ニ之ヲ一言
ス

手数料ハ臣民ノ爲メニスル國家ノ特是ノ義務ニ對シ又ハ公物ノ使用
ニ對シテ其ノ報償トシテ徵收セラル、モノヲ云フ、司法行為ニ對ス
ルモノ、行政行為ニ對スルモノ、公企業即チ官造物ノ利用ニ對スルモノ
公物ノ使用ニ對スルモノ、數種ニ分タル、司法行為ニ對スルモノハ
普通ニ司法上ノ手数料ト稱セラル、モノニシテ之レヲ是ムルニハ必
テ法律ヲ以テスルコトヲ要シ、民事及刑事裁判手續ニ於ケル手
料ハ勿論、登記料其ノ他非訟事件手續ニ對スル手数料モ亦之レニ属
ス、憲法ハ是レヲ以テ必ラス法律ヲ要スルモノトナセムルハ蓋シ行政
權ニヨリテ司法權ニ干渉スルノ虞ナカラシメントスルノ趣旨ニ出ツ

ル也。

行政行為ニ対スル手数料、更察料、租税滞納督促手数料、鑑札居候料、証明手数料ノ類皆之也。

何レモ公法ノ権力ニ基ク行爲ナルヲ以テ之レニ対スル反對給付タル手数料モ亦公法上ノ性質ヲ有スルコト勿論也。是レヲ定ムルニハ必ずスレモ法律ヲ要セスト。虽モ少クトモ法規命令ヲ以テスルコトヲ要ス、一方的ニ臣民ニ賦課スルモノナルコトニ於テハ租税ト全ク異ナル。報償ノ性質ヲ有スルコトニ於テノミ之レト區別セラル、モノナレハナリ。

公企業ノ利用ニ対スル手数料ニ付テハ公企業ノ章程ニテ之ヲ定ムルカ如ク或ハ公法的性質ヲ有スルモノアリ、或ハ私法的性質ヲ有スルモノアリ、何レニシテモ其ノ利用ノ強制セラル、場合ノ外ハ当事者ノ承諾ニモトスクモノナルヲ以テ之レニモ法規命令ニモトツテ要セス。營造物規則ヲ以テ定ムルコトヲ得、之、公物ノ使用ニヨキテモ

亦同様也。

特権ニ対スル報償トハ国家ヨリ特別ナル独占的ノ利用利権亦ハ利益ヲ取ソラレ又ハ附與セラレ、ニヨリ之レニ対スル報償トシテ納付ヲ余セラレ、モノヲ去テ、發明特許等ニ対スル特許料、電燈会社市街鉄道会社等、報償的公納金、日本銀行發行税ノ如キハ之レナリ、或ハ總称ニテ特許料ト去テ得、之、其ノ報償タル性質ヲ有スルコトニ於テハ手数料ニ全ク異モ、手数料ノ如ク國家ノ特許、從納務ニ対スルモノニアラスニテ繼續的特権ヲ有スルコトニ対スル報償タルコトニ於テ之レト異ナル、是レヲ定ムルニハ物特許ノ条件トシテ特許ト共ニ定ムラル、場合ノ外ハ特別ノ契約ニヨルカ又ハ法律ニヨルコトヲ要ス。

特許ノ目的ノ有クニスル公納金 (Beitrag) トハ特許ノ事業又ハ特許ノ設備ノ費用ニ充ツルカ爲メニ、其ノ事業又ハ設備ニヨリ利益ヲ受クルモノニ対シテ賦課セラル、モノヲ去テ、其ノ公ノ権力ニヨ

賦課セラルルモノナルコトニ於テ租税ト合シト虽モ特定ノ目的
爲ニスルコトニ於テ其レト區別サレ
分租金ノ实例ハ多クハ市町村其ノ他ノ地方団体ニ付キテ有レ國ノ收
入ニ付キテハ其ノ例稀ナリト虽モ最近ニ独ニニ於テ行ハレタル一時
的準備分項租金 (over rimmalige Melbeträge)
ノ如キハ其ノ著シキ一例也

以上各種ノ收入ノ外國家^{國家}ノ其ノ累入ノ不足ヲ補フ爲メニ國債ヲ起シ
一時借入金ヲナシ又ハ大藏省証券ヲ發行スルコトアリ、之レニ付キ
テハ別ニ右ニ別ニ述ズ、其他前年度ノ收入ノ剩余ヲ今年度ノ累入ニ
繰入レ、特別会計ヨリ一帳会計ニ繰入ル、カ如キ場合ニ於テモ予算
面ニ於テハ收入ノ一部ヲナスト虽モ此ハ單ニ計算上ノ收入タルニ止
マリ莫ク收入タルニアラザルハ勿論也

第三、收入ノ実行

私法上ノ收入ニ在リテハ其ノ実行ノ手續ニ於テ私人間ノ債務ノ戸
行ト異ナルコトナク別ニ述フヘキモノナシ、

公法上ノ收入ニ付キテハ其ノ收入ノ実行ニ凡ソ三種ノ方法ヲ區別ス
ルコトヲ得、其ノ一ハ債務者ニ付シテ納入告知昏ヲ發スルコトヲ徵
收ノ要件トスルモノニシテ之レヲ通常ノ方法トナス、納入告知昏ハ
義務者ノ納付スヘキ金額及ニ納期ヲ指定シテ其ノ納付ヲ命スル行政
処分也

法律カ納入告知昏ヲ徵收ノ要件トセル場合ハ於テハ義務者ハ其ノ
告知昏ヲ受クル迄ハ現実ニ之レヲ納入スヘキ義務ヲ生セス、告知昏
ニヨリテ初メテ其ノ義務ヲ確定スル也

其ノ二ハ如斯キ特殊^別ノ行政処分ヲ要セス債務ノ發生毎ニ又ハ其ノ納
期ニ達スル毎ニ隨時債務者ヲシテ自カラ任意ニ之レヲ納付セシムル
モノ也、授業料其他多クノ手数料ハ此ノ方法ニヨル、此ノ種ノ收入
ニアリテモ債務者カ任意ニ其ノ債務ヲ履行セザル時ハ納入告知昏

ヲ棄セザルト云モ此ノ場合ニ於ケル告知層ハ唯債務ノ催告タルニ
止マリ告知層ニヨリテ債務カ確定スルニハアラス、
其ノ三ハ印紙ニヨリテ徵收スルモノニシテ之レヲ印紙收入ト云フ、
印紙收入ハ專ラ收納ノ形式ニヨリテ觀念ニシテ實質的察觀念ニアラス
其ノ收入ノ性質ヨリ云ハハ或ハ租税ニ屬スルモノアリ、或ハ手数料
ニ屬スルモノアリ、
印紙收入ハ其ノ外形ヨリ云ハハ印紙ノ專売ニ類スルモノノ如シ、何
トナレハ表面上ハ國家ハ只印紙ノ製造及ビ販賣ヲ独占シ其ノ販賣ニ
ヨリテ收入ヲ得ルモノニ外ナラザレハナリ、其ノ專売ト性質ヲ異ニ
スル所蓋々以ハ印紙ハ其レ自身ニ使用價格ヲ有スル領物ニアラスシ
テ單ニ一定ノ金額ヲ表彰スルノ証券タリ、國家カ金貨ヲ收納スルノ
手段トシテ用ヒラル、ニスキサルコトニアリ、
國家ハ印紙ノ製造販賣ヲ独占シ其レ或ハ行為ヲナスモノ又ハ國家
ニ對シテ或債務ヲ要求スルモノハ必ラス一定ノ印紙ヲ使用スヘキヲ

ヲ命スルモノニシテ之レカ爲メニ臣民ハ夫レ自身ハ價格ナキ印紙ヲ
購買スルコトヲ余錢ナクセラレ之レニヨリテ收入ノ目的ヲ達セラル
、也

第三、收入ノ様子

收入ノ様子ニ付キテハ其ノ收入スヘキ金額ヲ決定シ之レヲ義務者
ニ告知スル等其ノ金會計事務ヲ処理スルノ規程ト現金ヲ受領スルノ
様子トハ通常區別セラル、
現金ヲ受領スル様子ハ通常ハ金庫ナレハ金庫カ直接ニ之レヲ受領ス
ルノ外、國ノ官吏ヨリテ之レヲ受領センメ之レヲ更フニ金庫ニ
納付マシタルコトアリ、
國ノ官吏ニシテ現金受領ノ任ニ當ルモノヲ收入官吏ト云フ、
然レトモ會計事務ノ様子ト現金事務領ノ様子トノ區別ハ必ラスシモ
絶対ニ貫徹セラレ、モノニアラス、一定ノ納期ナキ隨時ノ收入ニシ

テ實際ニ其ノ様子ヲ區別シ難キモノニテハ、左ノ官費カ在時ニ
其ノ金額ヲ決定シ及ビ現金ヲ度領スルノ权限ヲ與フルコトナキニテ
ラス。例之、旅客ノ携帶品ニ對スル関税ノ徵收ノ如キハ、債物ヲ檢
査シタル官吏ヲ直ニシテ徵收スルノ権ヲ有スルカ如シ。(関税法施
行規則五)

第四款 支出

第一、支出ト豫算トノ關係

國ノ支出ハ其ノ目的並ヒニ金額ニ於テ豫算ニ準拠スルヲ要スルコト
ハ前ニ述ヘタルカ如シ、
會計法ハ國務大臣ハ豫算ニ定メタル目的ノ外ニ是續テ支使用シ又ハ
各項ノ金額ヲ彼此流用スルヲ得ザルコトヲ明言セリ、

若シ其ノ年度ノ聖費ニ剩餘ヲ生シタル時ハ翌年度ノ輸入ニ編入スル
ヲ原則トス但シ法律ノ定ムル特別ノ例外ハ場合ニ於テノミハ翌年
度又ハ繰繰費ニアリテハ翌年度以伯ニ繰起シ使用スルコトヲ許ハサ
ル(會計ニ二二二〇)

第二、豫備金及ヒ國庫剩餘金ノ支出

予算超過ノ支出及ヒ予算外ノ支出ニ充ツルガ爲メニ第一予備金、
第二予備金ノ設ケルコトハ前述シタリ

第一予備金ハ避ケルヘカラサル予算ノ不足ヲ補フカ爲メニ設ケタルモ
ソニシテ之ヲ以テ補充ニ得ヘキ費途ハ毎年度予メ敕令ヲ以テ定メ
ラル(會計法施行規則一八) 即チ予算款項ニ存在スル費目ニシテ且ツ
敕令ヲ以テ指定セラレタルモノノミニ限リテ予算定額ヲ超エテ第
一予備金ヨリ之ヲ補充スルコトヲ得ル也、第一予備金ノ支出ハ各
大臣ヨリ之ヲ請求シ大藏大臣ノ全意ヲ至ルコトヲ要ス、

第二子備金ハ予算款項ニ存セザル臨時ノ管目ニ充ツヘキモノニシテ
之レヲ支出スルハ大藏大臣ノ合意ヲ至ルノ外尙未裁裁ヲ至ルコトヲ
要ス

予備金ノ外尙ホ政府ノ從來ノ先例ニ於テハ先年度ノ國庫剩余金ヲ以
テ予算外又ハ予算超過ノ支出ニ當テタル例多ク議會ニ於テ要ク論議
ノ困難トナレリ、前年度ノ國庫剩余金トハ本收口收入カ予算ニ超
過シタル爲メ又ハ支出ノ予算定額ニ充クサリシカ爲メニ前年度ニ於
テ予算ノ剩余ヲ生シタルモノトナレリ

予備金ノ外ニ此ノ剩余金ヲ支出スルヲ得ヘキカ否カニ付キテハ憲法
ニハ別段ノ明文ナリ、會計法ニモ單ニ前年度ノ剩余額ハ翌年度ノ概
入ニ編入シ得ヘキコトヲ定ムルニ止マリ支出ノ手續ニ付キテ何等ノ
規定ヲ設ケス且ツ憲法ニハ欠クヘカラサル予算ヲ補フ爲メ又ハ予算
ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲メニハ予備費ヲ設ケヘキコト
ヲ明言セルニ止マルヲ以テ、憲法及ヒ會計法ノ明文ニ於テハ予備費

以外ニ於テハ予算外又ハ予算超過ノ支出ハ憲法第七〇条ニヨル緊急
敕令ヲ以テスルノ外ハ之レヲ許セルモノト認ムヘキ根柢ナレ、從ツ
テ衆議院ニ於テハ從來屢々剩余金支出ノ憲法違反ナルコトヲ論シ、
明ニ之レヲ禁止スルノ規定ヲ會計法中ニ加フヘキ法律案ヲ提出シタ
ルコト一回ニシテ止マス、而レモ一方ニ於テハ予備費ノ金額ハ必
ズシモ常ニ欠クヘカラサル臨時ノ支出ヲ充タスニ充分ナリト云フテ
得ス、而シテ實際ニ其ノ予備費ヲ以テ其ノ必要ヲ充タス能ハヤル場
合ニ於テハ臨時議會ヲ召集スルカ又ハ憲法七十條ニヨルノ外ハ其ノ
必要ノ如何ニ察知ナルモ全ク之レニ処スヘキノ手段ナシトスルハ決
ニテ穩当ナル解法ト云フヲ得ス、蓋シ政府カ予算外ニ支出ヲナス
ヲ得ヤルノ拘束ヲ受クルヲ得ル所以ハ單ニ之レニ付キテ予算議會ノ
合意ヲ得ヤリシカ爲メニ外ナラス、其ノ拘束ヲ受クルハ只タ政府ト
議會トノ國子係ニ於テ存ス、予算議會ノ合意ヲ得ヤルニ支出ハ政府ハ
必ラス事右ニ於テ其ノ合意ヲ求ムルコトヲ要スト云モ、之レ議會ノ

事而承諾ヲ得ハ政府ノ責任ハ之トヨリテ鮮明セラル、モ、ニシテ
 敢テ違背ヲ以テ目スハキモ、ニアラズ、此長ニ於テハ予備費ノ支出
 モ、備費ノ外、剰余金ノ支出モ異ナルコトナシ、只予備費ノ支出
 ハ憲法ノ初ヨリ予想セル如ナルヲ以テ議會ノ承諾ヲ得、キ見之此
 較的確実ナルニ反シテ剰余金ノ支出ハ憲法ノ予想セル如ニ屬ス、
 従ツテ莫ク必要違クヘウラサルコトヲ証明ス、ハ政府ノ責任ハ予備
 費ヨリモ一層重大ナル、差アルノ、ニ者共ニ政府ノ責任ヲ以テスル
 支出ニシテ共ニ議會ノ事而承諾ヲ要シ莫ク支出ノ正当ナリヤ否ヤ
 ハ只實際ノ必要如何ニヨリテ定マルヘキモノナルコトハ二者共ニ全
 一也

第三、支出ノ様子、

支出ノ様子ニ付キテハ、支那命令ヲ奉スル様子ト現金ヲ支出スル様
 子トハ、重要ニ區別セラル、

會計法ニ九、ハ特ニ此ノ原則ヲ明言シテ、支那命令ノ職務、現金出納
 ノ職務トハ相兼スルコトヲ得ヌト云エリ、支那命令ハ國務大臣又
 ハ其ノ任委ヲ受ケタル官吏カ之レヲ奉ス現金支那ハ金庫カ之レヲ奉
 ス也、

此ノ原則ニ対スル例外ハ只一ノ現金前渡ノ制也、
 現金前渡ハ在外官廳ノ聖費其他凡テ他外國ニ於テ支那ヲナス聖費又
 ハ其他一々金庫ノ支那ヲ水ナルヲ不能トスル、特定ノ聖費ニ付キ
 テハ主任ノ官吏カ予メ國庫ヨリ予メ現金ノ前渡ヲ受ケ、債権者ノ請
 求ニヨリテ之レヲ支那コトヲ得セシムルノ制ヲ云フ、此ノ外高本
 國債ノ元利金ニ付テハ銀行ニ委任シテ支那ヲナシシムルカ爲メニ銀
 行ニ対スル現金前渡ヲ許ス(會一五、會規四二)

第四、支出ノ実行

支出ノ手續ハ支那命令ヲ奉行ト其ノ施行トニ分カタル、支那命令ハ

支松金令様子政府ニ対シ正当ナル債権ヲ有スルモノ若シクハ其ノ代理人又ハ現金前渡ヲ受クヘキ官吏若シクハ銀行ノ為ニスルニ非ラサレハ之レヲ条スルコトヲ得ズ、金庫又ハ適法ナル支松金令ニ非クニ非ラサレハ現金ヲ支出スルヲ得サルモノ也、

第五款 時效

國家ノ債権債務ニ付キテハ特別ノ期短時效ヲ定メラル、會計法一八及二一九、二二ハ政府ノ債務ハ其ノ支松フヘキ年度至過百滿五年ヲ以テ時效ニヨリ消滅スヘキモノトス
政府ノ債権モ其ノ納ムヘキ年度至過百滿五年ヲ以テ時效ニヨリ消滅スヘキコトヲ定ム但シ特別ニ法律ニ別ニ時效ヲ定メタルモノハ各々其規程ニ從フヘキモノトセラル即チ私人間ノ債権于係ノ時效ハ、民法上滿十年ヲ以テ普通ノ原則トナスニ反シテ國家ノ債権及ヒ債務

ニ付キテハ特ニ其ノ年限ヲ短縮セル也

國家ノ會計ニ如斯キ短期時效ノ定メアルハ主トシテ會計上ノ必要ニ基クモノ也

國ノ會計ハ其ノ範圍広クシテ其ノ事務甚タ錯雜ナルカ故ニ之レニ普通ノ長期時效ヲ適用スルハ會計ノ整理上煩勞ト至費トヲ要スルヲ少ナカラサルニヨル也、

會計法上ノ短期時效ハ公法上ノ債権于係ト私法上ノ債権于係トノ區別也ナク之レニ適要セラル其ノ特別ノ法律ニヨリ別ニ時效ト定ムルモノトハ其稅ノ時效ニ付キテ其稅法ニヨリニケ年ノ時效ヲ定メ公債元金ノ時效ハニ付キテハ各債公法ニヨリテ別ニ時效ヲ定ムルノ類ナリ、

民法商法等ニ定ムル時效ニ付キテモ五年又下ノ短期時效ヲ定メタルモノハ是等シク國家ノ債権債務ニ適用セラレハ、何トナレハ會計法上ノ時效ハ特ニ國家ニ付キテ其ノ年限ヲ短縮スルノ目的ニ出ワルモノ也

ノニシテ民法中ノ時效中ニ之レヨリモ一層短期ナルモノヲ除ケス
ルノ趣旨ニ出テタルモノニテラサレハ也

第六款 國債

國債ハ若シハ義ニ解スレハ國家一切ノ債務ヲ意味ス、從テ行政
上ノ債務ト財政上ノ債務トヲ併セ包含ス、
行政上ノ債務トハ例之官吏ニ支給フテ報酬、郵便貯金、如キ行政
上ノ手續ニ於テ國家ヲ他人ニ付シテ負フ如ノ債務也、如斯キ債務ハ
此処ニ述フル義意ニ於テ、國債ニテラス、此処ニ所テ國債ハ專ラ
財政上ノ國債ヲ意味スルモノニシテ、國家カ其ノ收入ノ不足ヲ補フ
カ爲メニスル原相債ノミヲ意味ス、

此ノ意味ニ於ケル國債ハ更ニ之レヲ財政上所テ確定公債 (fixed
debit) ト一會計年度内ニ於ケル一時ノ不足

ヲ補フカ爲メニスル國債トニ區別スルコトヲ要ス、確定公債ハ一會
計年度以上ニ亘ル國債ニシテ、之レヲ起スニハ議會ノ授權ヲ得ル
ルコトヲ要ス、憲法ニハ議會ノ授權ヲ要スルコトヲ規定スルニ止
マリ法律ヲ以テ規定スルコトヲ規定セザルト雖モ實際ノ慣例ニ於テハ
確定ノ公債ヲ起スニハ常ニ法律ヲ以テ定メラル、一會計年度内ニ於
ケル一時ノ不足ヲ補フカ爲メニスル國債ハ更ニ銀行借入金ト大藏省
証券トノ二種ノ形式ニ分タル
大藏省証券ノ發行ニ付テハ毎年預算ヲ以テ其ノ會計年度内ニ發
行スル最高限度ヲ定メラル、
銀行借入金ハ大藏省証券發行ノ手續ヲナサシメ一時銀行ヨリ借入
ヲナスモノニシテ、明治二十七年法律第一六号ニヨリ政府ハ國庫出
納上一會計年度内一時ノ不足ヲ生スル場合ニ於テ相當ノ利子ヲ附シ
テ日本銀行ヨリ借入ヲナスコトヲ得但シ其ノ借入金額ハ大藏大臣省
証券ノ發行高ト適合セテ其ノ會計年度ニ發行シ得ハキ大藏省証券ノ

最高限度を超ユルコトヲ得ス、
其他台湾ノ至費ニ付キテハ、明治三十二年法律第七五号ニヨリ、
台湾銀行ヨリ借入ヲナスコトヲ許ス

第七款 国有財産ノ管理

国有財産ノ管理ニ付キテハ、官有財産管理規則(明治二十三年、敕令第七五号)、官有地取扱規則(明治二十三年勅令第七六号)、官有地特別処分規則(明治二十三年敕令第一三五号)等ノ規定アリテ、其ノ範圍、交換、譲渡、貸付等ニ付スル法律上ノ制限ヲ有ス、
土著ノ規定ハ公物ト私物トノ區別ナク凡テ国有財産ニ適用セラレ、
三ノナリト雖モ官ナク若シ之等ノ規定ニ範圍違反シテ、其ノ譲渡、
貸付等ニ付キテハ法律行為ヲナシタル場合ニ於テ其ノ法律行為ノ效力如何ニ付キテハ公物ト私物トニ付キテ全クナラズ、

公物ニ付キテハ其ノ法律行為ヲ全ク無効ノムコトハ公物ノ章ニ於テ
述ベタルカ如シ、然レモ其ノ物カ公ノ性質ヲ有スルコトヨリ生
スル結果ニシテ、私物ニ付キテハ之レト全クノ理論ヲ適用スルコト
ヲ得ス、

官有財産管理規則等ノ規定ハ其レ自身ニ於テハ只官吏ノ職務上ノ義
務ヲ規定セルニ止マリ法律行為ノ效力ヲ定ムルノ效力ヲ有スルモノ
ニ付ラス、其ノ規定ニ違反スルモ唯官吏ノ職務上ノ義務違反ニ基ク
責任ヲ生スルニ止マリ当然ニハ其ノ法律行為ヲ無効トラシムルモノ
ニハアラス、併シ私物ニ付キテハ其ノ行為ノ法律上ノ效力ハ專ラ民
法其他ノ私法規定ニヨリテ定マルヘキモノニシテ管理規定等ニ反
ルカ如故ヲ以テ之レヲ無効トナスコトヲ得ス、

官有地ノ管理ニ付キテハ以上ノ外尙ホ国有林野法、北海道国有未用
地処分法、沖縄縣土地整理法、等ノ規定アリ、
政府ノ工事及ヒ動産ノ賣買借借ニ付キテハ會計法ニ於テ特別ノ制限

ヲ設ク凡テ之等ノ契約ハ原則トシテハ競争契約ニヨルコトヲ要シ、
只特別ノ場合ニ於テノミ、随意契約ニヨルコトヲ許ス、

第八款 出納官吏

出納官吏トハ現金物品ノ出納ヲ司ル官吏ニシテ收入ノ官吏、現金
前渡ヲ受ケタル官吏、物品会計官吏、金庫出納役ノ四種アリ、
出納官吏ハ其ノ保管ニ屬スル現金物品ニ付テハ一切ノ責任ヲ負ヒ
其ノ責任ハ会計検査院ニ於テ之レヲ判決ス、出納官吏ハ又身元保証金
ノ義務ヲ負ス、

第三節 会計監督

第一、概説

会計監督トハ会計ノ執行ニ付テ其ノ法律命令及ヒ予算ニ適合ス
ルコトヲ保證障スルカ爲メニ其ノ執行ノ任ニ当ル様子ニ對シテ行ハ
ル、^味 権力的手段也、

本義ニ於テハ議會ノ豫算議定権ノ如キモ亦会計監督ノ一方法ナリト
云フヲ得ヘシト^味 雖モ此処ニ所由会計監督ハ又予算ノ執行ニ付テテノ
監督ヲノミ^味 意味スルモノ也、

会計監督ハ其ノ監督様子ノ種類ニヨリテ三ツニ分ツコトヲ得、
政府抑内ノ監督、会計検査院ノ監督及ヒ議會ノ監督是レ也、
政府抑内ノ監督ハ各省大臣及ヒ大藏大臣ハ令屬スルモノニシテ出納
官吏ニ對シテ行ハル、其ノ監督ハ一般上官ト下官トノ于俸ニ全レテ

特ニ述フルコトヲ要ス、此処ニ述フルヲ要スルハ、專ラ會計検査院
及七議會ノ監督也

此ノ一種ノ監督ハ、專ラ收支ノ終了後ニ於テ其ノ決算ニ對シテ行ハル
、モノ也、收支ノ実行ニ際スル監督ハ、我國ニ於テハ專ラ政府内務部ニ
屬シ検査院又ハ議會ハ、全ク其権利ヲ有セス、

第二、決算ノ性質

決算ハ一會計年度間ノ國家ノ實現ナル收入、支出ノ決算ニシテ
會計検査院及七帝國議會ヲ其ノ第一級ノ適法ナリシコトヲ承認ス
ルノ手段タルモノ也、其ノ一年間ノ收入支出ノ對称ナルコト及ヒ單
ニ政府ノ内部ニ於テ調製スルモノニアラスシテ獨立ナル他ノ様子ノ
合意ヲ要スルモノナルコトニ於テハ予算ニ合シト虽モ、予算ハ將來
ニ對スル予定ナルニ反シテ決算ハ過去ニ於テハ事實ノ表示也
又予算ハ議會ノ合意ヲ要スルニ止マルニ反シテ、決算ハ議會及ヒ各

會計検査院ノ双方ノ審査ヲ要スルモノ也

第三、決算ノ調製

決算ハ總予算ト共ニ大藏大臣カ其ノ調製ノ任ニ當ル、各特別會計
ノ決算ニ於テモ亦合シ、其ノ編成ノ様式モ予算ト合ハナルコトヲ要
ス、以テ對照ノ便ニ供スル也、
決算製造調製時期ニ付テハ法律ニハ別ニ制限ヲ設ケスト虽モ其ノ
年度ニ屬スル收支ノ実行ハ年度ノ至過後七ヶ月ノ末日ヲ以テ全ク終
了セラル、コト前ニ述ヘタルカ如クナルヲ以テ此ノ時期ヲ過クルノ
后ハ過期ナリシレテ調製スルヲ要スルハ勿論也、

第四、會計検査院ノ組織

主トシテ決算審査ノ任ニ當ル様子ヲ會計検査院トス (Comptes, Rechnungshof)

一四
會計検査院ハ國務大臣ニ対シテ全ク独立ノ地位ヲ有スル構テタルコ
トハ司法裁判所ニ同シク、其ノ組織权限モ亦之レニ類スルモノアリ
院長一人部長二人検査官八人ヲ置キセシメテ會計検査官トス
検査官ハ終身官タル保証アルコトハ司法官ニ同シク只其ノ任用資
格ニ付キテハ勅任ヲ受テ是ノラシムル、蓋アリ、會議体ノ組織ヲナシ
其ノ議事ハ總會議ト部會議トニ分タル、

第五 會計検査院ノ权限

大体ニ於テ決算、審査権、上奏権、各省大臣ニ意見ヲ述フルノ権
及ヒ出納官吏ノ任責ヲ判決スルノ権ノ四種也、

甲、決算審査権

検査官ハ會計總算及ヒ各特別會計決算ニ付テ審査権ヲ有スルノ
コトラス、尚ホ官有物ニ付スル審査権、政府ヨリ補助金ヲ受ケル會

社等ノ決算其他法律敕令ニヨリ特ニ其ノ検査院ニ屬セシメラレタル
決算ニ付キテモ亦審査権ヲ有ス、但シ政府ノ採算費ニ付キテハ其ノ
審査権ヲ有セス、

其ノ審査ヲ行フ方法ニ付キテハ各面審査ト異地審査トノ別アリ、
各面審査ハ決算表及ヒ各省大臣又ハ出納官吏ヨリ提出スル計算書ニ
付キテ審査スルヲ云ヒ異地審査トハ主任官吏ヲ派遣シテ異地ニ付キ
テ検査ヲ行ハシムルヲ云フ、

之等ノ検査ニ必要ナル範圍内ニ於テ各省大臣及ヒ各出納官吏ハ各種
ノ計算書ヲ送附スル義務ヲ負フノミナラス検査院ノ側ヨリモ必要ナ
ル書類及ヒ報告ノ提出ヲ求メ及ヒ主任官吏ノ采明書ヲ求ムルノ権
ヲ有ス、

検査院ノ内容ハ

- 1. 査察ノ正シキヤ否ヤ、
- 2. 法規ニ適合スルヤ否ヤ、

3. 予算ニ違由セルヤ否ヤ

ノ三良ニ及物ニシテ、即チ第一ニハ決算金額ト各出納官吏ノ提出セル計算書ノ金額ト相符合スルヤ否ヤ、第二ニハ歳入及ヒ歳出並ニ官有物ノ監理規令ニ付キテ法律命令ニ違反スル地ナキヤ否ヤ、第三ニハ歳入歳出カ予算ニ適合スルヤ否ヤ若シ歳入ク予算ニ異ナル時ニハ其ノ正當ノ理由ニ基クヤ否ヤ、歳出カ予算ヲ超過シ又ハ予算外ノモノタル時ハ議會ノ承諾ヲ得タルヤ否ヤノ諸良ニ付キテ審査ヲ要スル也。

検査院ハ此等ノ凡テノ良ニ付キテ審査シタル后其ノ總會議ニ於テ検査報告各ヲ決定スルコトヲ要ス
此ノ報告各ハ憲法第七ニ条ニヨリ決定ト共ニ議會ニ提出スルコトヲ要スルモノ也。

乙、上奏権

検査院ハ右報告各ヲ作ルト共ニ其ノ検査ノ成績ヲ上奏ス
其ノ成績ニ付キテ法律及ヒ行政上ノ改正ヲ要スハ、予事項アリト認めルトキハ併セテ意見ヲ上奏スルコトヲ得、

丙、各省大臣ニ意見ヲ述フルノ権

各省大臣ヲ其ノ命令ヲ以テ收入及ヒ支出ニ于スル一規規則ヲ定メシトスル場合ニ於テハ其ノ發布前ニシテ検査院ニ通知スルコトヲ要ス
検査院ハ總會議ノ決議ヲ以テ之レニ對シテ意見ヲ陳述スルノ権ヲ有ス、

丁、出納官吏ノ責任判決

出納官吏ハ其ノ管理スル現金及ヒ物品ニ付キテ一切ノ責任ヲ負フ、
此ノ責任ハ検査院カ其ノ判決ノ権ヲ有ス
検査院カ出納官吏ノ計算及ヒ証拠書類ヲ検査シ之レヲ正當ナリト判

決シタル時ハ各年度毎ニ該官吏ニ對シテ認可收ヲ交付シテ、其ノ責
任ヲ解除ス若シ必要ナル場合ニ於テハ口頭審問ヲ行フコトヲ得ヘク
又兼明唇ヲ提出セシムルコトヲ得

其ノ審理ノ結果賠償責任アリト判決シタル時ハ其ノ判決唇ヲ本屬長
官ニ移シ其ノ処分ヲサシム、即チ検査院ハ自ラ判決ヲ執行スルノ權
ナク、本屬長官ヲシテ執行セシムル也

其ノ賠償責任ニツイテハ天皇ノ恩赦ニヨルノ外本屬長官之レヲ減免
スルコトヲ得ス

検査院ノ判決ハ一審ニシテ終着也、唯特是ノ理由アル場合ニ限リテ
検査院ニ於テ本人ノ請求ニヨリ又ハ職友ニヨリテ再審ヲナスコト
ルノミ

第六 議會ノ決算審査權

決算ハ更ニセシテ議會ニ提出シテ其審査ヲ受ムルコトヲ要ス(憲七三)

第四節 財政權ノ觀念及其作用

財政權 (Finanzgewalt) トハ國家又ハ公法人ノ其收
入ヲ得ルカ爲メニ一般統治權ニ基キ臣民ニ對シテ有スル權力ヲ云フ
國家又ハ公法人ノ收入ノ種々ノ原因ニヨリテ生ス、其ノ收入ノ種々
ニ付キテハ前ニモ一言シクムカ如ク公法上ノ收入アリ私法上ノ收入
アリ、公法上ノ收入中ニモ林多クノ種類ヲ分ツコトヲ得ヘシ、
之等ノ凡テノ收入カ皆財政權ニ基クモノニハアラズキハハ何論公法
上ノ收入ス私法上ノ收入カ、權力ニ基クモノニアラザルハ何論公
法上ノ收入中ニモ罰金料料手教科料料分願担金、美入何レモ他ノ
于律ニ基キテ生スルモノニシテ財政權ノ作用ニ在ラズ、罰金料料洗
收ハ刑罰權ノ作用ニシテ其目的ハ処罰ニアリ收入ハ只其ノ結果タル
ノミ、手数料料料料料本公企業ノ利用公物ノ使用獨自利益ノ料料料
ニ付スル報償タルモノニシテ收入カ財政上一重要ノ于保アルハ何論

ナレド、基其ツク足、権カハ公企業権又ハ公物権、屬シ單ニ收入ヲ
受クルヲ爲ナニ存スル権カニアラス財政権トハ、知新ト他ノ特別ノ
手像ニ基キテ收入ヲ受クルノ権カヲ云フモノニアラス、他ノ原因ニ
基カス独立シテ收入ヲ得ルカ爲メニ國家又ハ公法人カ其ノ所屬ノ臣
民ニ對シテ有スル権カヲ云フ、又罰ノ爲ニスルモノニアラス、特
別ノ利益ニ對スル反對給付ヨリテモアラス、損害賠償ノ爲メニス
ルニモアラスニテ單純ニ臣民ニ對シテ権カヲ以テ金銭ノ給付ヲ奉命シ
又ハ其ノ給付ヲ確定ナラシムルカ爲メニ有スル権カナルコトニ於
テ財政権ハ其ノ特色ヲ有スル也

財政権ハ臣民ニ對スル強制命令強制ノ権カナルコトニ於テ警察權ト其
性質ヲ合シクス其ノ異ナル処ハ專ラ其ノ目的ニアリ、ハ公取社會的
利益ヲ保護スル爲メニハ收入ノ爲メニスルコトカ兩者ノ差異ノ存ス
ル所也、其ノ手段ニ於テハ兩者等シク権カヲ以テ臣民ノ自由ヲ制限
スル者ニシテ警察權ノ作用カ下命及強制ノ二種ニ分テ得ヘキト合シ

ク財政権ノ作用モ亦此ノ二種ニ分ツコトヲ得、只財政権ノ作用ハ其
性質上金銭ノ給付ヲ命スルコトヲ下命ノ主タル内容トナシ其他ノ手
段ハ皆單ニ收入ヲ確保スルカ爲メニスルモノナリト雖モ、之レ以テ
其ノ内容ノ差異ニ止マリ作用ノ形式ニ於テハ二者全ク全様ナリ、從
テ又恰ニ警察權ニ於ケルト合シク財政権ニ付キテモ亦、財政法規、
財政罰、財政下命、財政許可(免除)財政上ノ強制執行、財政上ノ即
時強制ノ各種ノ形式ヲ分ツコトヲ得ヘレ、
之ヲ各種ノ作用ニ分テ其ノ中心タル概念ハ租稅也租稅ニ付キテハ
猶別ニ詳説スヘシト雖モ財政権ニ基キテ收入ハ即チ租稅ニ外ナラザル
ヲ以テ財政権トハ畢竟課稅權ト云フニ合シ、只此ノ意義ニ於テノ課
稅權ハ單ニ金銭ノ給付ヲ命スル行為ノミトラス其ノ收入ヲ確定ニス
ルカ爲メニ作為不作爲受忍ヲ命シ又ハ之レヲ強制スルノ作用ヲモ包
含スルノ義ニ解スルヲ要スルノミ、
此ノ意義ニ於テハ課稅權ト云フモ亦財政権ト云フモ全義ニシテ財政

法規トハ租税法規ト云フト合シテ、財政下命トハ租税ノ賦課并ニ納税義務ヲ確保スルカ爲メノ届出又ハ其ノ他ノ作為、不作為、忍従ヲ命スルノ行為ニ外ナラス、財政許可モ亦之ト合シテ租税ノ免除ヲ最モ望ムルモノトシ、其他租税ヲ確保スルカ爲メニ一般ニ命セラレタル作為又ハ不作為ノ義務ヲ實在ノ場合ニ免除スルノ行為ヲ包含ス財政強制ニ付キテモ亦合標也。

一一二

第五節 租税

第一、租税ノ性質

租税トハ財政権ニ基テ國家又ハ公法人ノ收入ヲ云フ、財政権ハ他ノ特別ノ手保ニ基カス單ニ租税ノ得ルカ爲メニ存スル

ノ能力ナルヲ以テ罰金科料手数料合租金ノ如キ凡テ他ノ手保ニ基テ收入ハ租税ト區別セラル也。故ニ精密ニ云フ時ハ租税ハ國家又ハ公法人ヲ其ノ一般收入ニ當ツル目的ヲ以テ其ノ統治權ニ基キ無償ヲ以テ臣民ヨリ徴收スル收入ナリト定義スルコトヲ得ヘシ。

1. 租税ヲ徴收スルノ權ハ國家又ハ公法人ニ屬ス、警察權ハ我國ニ於テハ國家ノミニ留保セラレ、地方団体ニ特許セラレサルニ反シテ課税權ハ一般ニ地方団体ニ特許セラル、單々地方団体ハ法律ノ特ニ許容スル範圍内ニ於テノ課税權ヲ有スルモノナルハ勿論也

2. 租税ハ收入ノ目的ヲ以テスルモノ也。

此矣ニ於テ租税ハ延罰及ヒ損害賠償ノ目的ヲ以テスル收入ト區別セラル、

國ヨリ租税ト云モ實際政策上ニ於テハ必ラスシモ收入ヲ唯一ノ目的トスルモノニハアラス、收入ヲ得ルト合時ニ産業ヲ保護シ、社

一一三

会政策ノ目的ヲ達スル等ハ其稅政策、租稅政策ノ要要ナル一分子
ヲナスモノナリト雖トモ此ノ目的ハ只止法政策上ノ問題タルニ
止マリ法律上ノ表面ニハ表ハル、コトナシ、
法律上ノ形式ニ於テハ租稅ノ權ニ收入ヲ目的トスルモノナリト云
フコトヲ得、

3. 租稅ハ一般業ノ為メニスルモノ也、

此ノ義ニ於テ租稅ハ命租金夫現品ノ如キ特定ノ企業ノ為メニス
ル負租ト異ナル、

之等ハ其ノ性質ニ於テ最モヨク租稅ニ類似スルモノニシテ租稅ニ
于スル法則ハ其ノ是ホニモ適用セラレハモナリト雖モ單ニ
其ノ特定ノ企業ノ利益ノ為メニスル負租ニシテ一般納税ノ收入ニア
ラサルノ義ニ於テハ租稅ト區別セラル、

4. 租稅ハ一般統治權ニ基ク收入也、

此ノ義ニ於テ租稅ハ單ニ私法上ノ收入ノ如キ權力ニヨリテ課稅セ

ラル、モノト區別セラル、ノミナラス、又特別ノ權力ヲ依リモト
ワク收入ト區別セラル、

就中英公共組合其ノ組合員ヨリ徵收スル組合全費ハ租稅ニアラ
スニシテ公共組合其ノ組合員ニ付テ有スル特別ノ權力ニ基クモ
ノナレハ也、

5. 租稅ハ無償ニ以テ徵收セラレ、モノ也、

此ノ義ニ於テ租稅ハ凡テ報償ノ性質ヲ有スル手数料、特許料ト區
別セラレ、

6. 租稅ハ臣民ヨリ徵收スルモノ也、

但シ所々臣民ハ皆ニ國籍ヲ有スル者又ハ地方団体ノ住民ノミナラ
ス、其ノ統治權ニ服従スル凡テノ者ヲ包含ス、

國家又ハ地方団体自身モ臣民ト同様ノ地位ニ於テ土地ヲ所有シ、
營業ヲシテ登錄其他課稅ノ目的タル行為ヲナス場合ニ於テハ臣民
ト等シク租稅義務ヲ負フコトナキニアラスト雖モ之等ハ其ノ特定

ノ于係ニ於テ臣民ト全一ノ地位ニ立ツモノナルニヨル
一一二六

反之地方団体カ地方団体クハ資格ニ於テ國家又ハ上级地方団体ニ
対シテ金銭給付ノ義務ヲ課セラルル場合即チ所謂分賦金ノ如キハ
租税ニアラス

7. 租税ハ金銭收入タルコトヲ以テ近代ノ常態トナスト雖モ是レ必
ラスシモ租税ノ負擔上ノ要件ニアラス

我國ノ實際ニ於テ最近ニ至ル迄伊豆七島、八丈島、小笠原島等
ニ於テハ租税ノ物品納付ヲ許セル慣習アリシカ如シ

第七章 軍政ノ法

第一節 軍政权及ヒ軍令权

軍事ニ于スル國家ノ作用ハ軍令权ノ作用ト軍政权ノ作用トヲ區別
スル事ヲ要ス

軍令权トハ軍隊ノ行動ヲ指揮スル能力ヲ云ヒ、軍政权トハ陸海軍
維持及ニ于シテ國民ニ對シテ行ハルル國家ノ能力ヲ云フ、

軍令权ノ作用モ等シク國家ノ行動タルニハ相遠ナシト雖モ軍隊ノ
行動ハ性質上全然自由ナル事ヲ要シ、國務大臣ノ責任ニ屬スヘキモ

ノニアラズサレバ故ニ軍令权ノ作用ハ一般ノ國務上ノ行為トハ區別
セラレ國務大臣ハ其補弼ノ責ニ任スルコトナシ、憲法ニ凡テノ國務

上ノ行為ニ付キテ國務大臣ノ副署ヲ要スルト云ヘルハ軍令权ノ行為
ヲ除外スルモノト解スヘキモノナリ、軍政权ノ作用ハ之レニ反シテ

一 敝國務ト全シク國務大臣ノ補弼ヲ要シ 從テ又、其ノ責任範圍ニ
屬スルナリ、

軍令權ト軍政權トハ如此其ノ性質ヲ異ニスルモノナルヲ以テ、從
テ又其機關ヲ異ニス、帝國軍隊ハ 天皇カ大元帥トシテ親シク之レ
ヲ統率シ給フ、其ノ最高機子トシテハ 元帥府ニ列セラル、陸軍海軍
大將ニハ殊ニ元帥ノ称号ヲ給ハリ別ニ軍事參議院アリ、重要ナル軍
事ニ付テ天皇ノ諮詢ヲ答フ、軍事參議院ニ列スルモノハ 元帥、陸海
軍大臣、參謀總長 海軍々令部長及ヒ殊ニ軍事參議官ニ親補セラレ
タル陸海軍將官ナリ、内閣及樞密院ニ於テ天皇ヲ補弼シ又ハ諮詢ニ
答フルニアラスレテ別ニ之レ等ノ特別ノ諮詢ヲアルナリ、天皇ノ
下ニ於テ中央軍令機子トナルモノハ陸軍ニハ參謀本部、海軍ニハ海
軍々令部アリ、國防及用兵ノ事ヲ司ル、陸軍ノ常備軍ハ十八師
團ヨリナル 別ニ清國駐在軍 朝鮮駐在軍アリ、海軍モ亦若干ノ
艦隊ヨリ成ル、軍政權ノ機子トシテハ陸軍大臣海軍大臣アリテ、天

皇ノ大權ヲ補弼シ又天皇ノ下ニ於テ陸海軍行政ヲ指揮監督ス、陸海
軍大臣ノ下ニ於テ又種々ノ特別官ナリ、

軍令權ト軍政權トハ此クノ如ク性質上區別スルモノナレトモ實際
ニ於テハ兩者ノ間ニ密接ナル于係ヲ有シ多クノ事務ニ付テハ兩者ニ
于係スルモノアリ

例之、國防計畫ヲ建ツルハ本末軍令權ニ屬スルモノナレトモ、其ノ
結果ハ國庫ノ經費ニ于テ從テ又國務大臣ノ責任ニ歸スヘキモノナリ
如斯軍令權ト軍政權トノ双方ニ跨ル作用ニツキテハ軍令權ノ作用タ
ル參謀本部又ハ海軍々令部ノ決定ノミヲ以テ足レトモ又陸軍大
臣海軍大臣ノ合意ヲ要スルハ勿論ナリ、然レ如斯シテ軍事上ノ機密
ヲ要スルモノニアリテハ一 敝國務ノ事務、如ク内閣ノ議ニ付スルヲ
適當トセサルヲ以テ内閣官制ハ之等ノ軍機ニ于スル事務ニ付テハ勅
旨ニヨリテ特別閣議ニ付セラルモノ、外閣議ニ付スルヲ要セズ
陸海軍大臣ヨリ直接ニ 天皇ニ上奏シテ其ノ裁可ヲ請フヘキモノト

一三〇
ス。即軍事上ノ時ニ機密ヲ要シ他ノ國務大臣ニモ洩スコトヲ得サル
事務ニ于イテハ只陸軍大臣、海軍大臣ノミカ其ノ議ニ与カルモノニシ
テ閣議ニ附セス又内閣總理ヲ經由セス、又南洋直轄ニ直達ス天皇
ニ上奏シ從テ又陸海軍大臣ノミカ其ノ責任ヲ負フヲ原則スルナリ
(帷幄上奏)

第二節 兵役義務

兵役義務トハ陸海軍ノ軍隊ノ組織ニ加ハリ軍事上ノ勤勉ニ服スヘ
キ義務ヲイフ。兵役ニ于スル制度ハ古ニアリテハ國民カ即兵士タリ
シモノニシテ軍事アルハ國民カ出テ、兵士トナリ以テ農田ニ報シタ
リ。大宝以來軍國ノ設ケアリ、即ケ同ニ常備軍ナク國內ノ人民ヨ
リ兵役ニ堪ユルハキ壯丁ヲ募リテ以テ其ノ兵トナセリ。之レヲ徵兵
制度ノ初トナス。

中世ノ武家時代ニ及ニテ國民中武士ノ階級生セリ、兵農カ相別レ
テ軍人トナルハ武士ノ職掌トナセリ、一般國民ハ兵役ニ服スヘキ義
務モナク又権カヲ有セサルニ至ル。維新ニ至ルマテ此ノ階級ノ區別ハ
尙早重ニ行ハレタリシカ維新ノ右明治四年ノ廢藩置縣ト共ニ初メテ
武士ノ常職ヲ斂キテ農工商ノ業ニ從フコトヲ許シ、而シテ一
般庶民モ其ノ能ホニ志シテ等シク文武ノ職ニツク事ヲ得セシメ以テ
此ノ階級制度ヲ打破セリ。明治五年新タニ徵兵制度ヲ設ケテ再々古
制度ニ服シテ全國皆兵ノ主義ヲトルニ至レリ。今日ノ徵兵制度トナ
レ基ヲナス。現行ノ制度ハ明治廿二年一月制度ノ徵兵令ニヨルモノナ
リ。
兵役義務ハ公法上ノ強制的服務義務ナリ。公法上ノ義務ハ種々
ノ子係ニ於テ設定スルコトヲ得、或ハ本人ノ承認ニヨリテ其ノ義務
ヲ課スルコトアリ、(公法上ノ契約)官吏ノ服務義務ハ之レナリ、
或ハ法律上服務子係ヲ科スル事ヲニ服スヘキ義務ヲ負ハシメ其ノ

服務義務ヲ設定スルニハ本人ノ承認ヲ要ストルモノアリ、市町村
 ノ名譽職ノ如キ之レナリ、或ハ全然本人ノ意思ヲ要セズ、純然タル
 強制ニヨリテ成立スル事アリ、兵役義務ハ之レナリ、義務者ハ単ニ
 服務于係ニ服スヘキ義務ヲ負フニ止マラス、服務于係ノ者カ本人
 ノ承認ヲ要セズ、國家ノ單純ナル意思表示ニヨリテ成立スルモノナ
 リ、兵役義務ハ之レヲ服役中ノ兵役義務ト休役中ノ兵役義務トニ区
 別スルコトヲ要ス、服役中ノ兵役義務ハ、現實ニ軍事上ノ勤務ニ服ス
 ル義務ヲ云フ、休役中ノ兵役義務ハ、反之現實ニ夫レニ服スル事ナク
 只何時ニテモ命令ニ応ジテ軍隊組織ニ加ヘリ勤務ニ服スヘキ義務ヲ
 云フ、故ク兵役義務ト云フ中ハ此ノ兩者ヲ包含ス、尚官吏ノ地位
 ニ在職中ノモノト休職中ノ官吏トノ區別アルカ如シ、右義ニ於ケル
 兵役義務ハ日本帝國臣民（殖民地人民ハ別ナリ、兵役義務ハ只内地
 臣民ノミ）満十七才ヨリ満四十才ニ至ル迄ノ男子ハ特別ノ例外トシ
 テ兵役ニ服スヘキ資格ナキモノ、外凡テ之レニ服ス、服役義務ハ及

之法律ノ定ムル一定ノ手續ヲ經テ軍隊ニ編入セラレタルモノノミ負
 フモノニシテ其ノ義務ハ編入行為ニヨリテ設定セラレルナリ、
 兵役義務ハ公法上ノ義務ト共ニ又公法上ノ権利ナリ、凡テ公法
 上ノ政務権ハ権利タルト同時ニ又義務ノ性質ヲ有ス選挙権ハ單ニ選
 ヲナスノ権利タルノミナラス、又選挙ヲ行フノ義務ニシテ選挙民ハ之
 レヲ放棄スルノ自由ヲ有セズ、投票票ヲナサ、ルコトニ對シテ特ニ
 制裁ヲ課セラレサル場合ト虽尚其ノ義務タル性質ヲ失フコトナシ、
 國會議員トナリテ議事ニ参列スルコトハ又其ノ権利タルト共ニ其
 ノ義務タル事ハ云フヲ使タズ、凡テ参政权ハ如此又同時ニ参政ノ
 義務タルト共ニ其ノ義務タル事ハ一方ニ於テハ又参政ノ義務ハ又
 同時ニ其ノ権利ナリ、所謂参政权カ参政義務ト異ナル所ハ只主トシ
 テ其ノ権利タル事ニ重キヲ置アルナリ、又ハ義務タル事ニ重キヲ置ル
 ナリ、此ノ點ニアルニ、兵役義務ニ於テハ其ノ義務タル事ヲ殊ニ重
 ク認メラル、ト虽モ之レカ爲メニ其ノ同時ニ権利タル事ヲ失フモノ

兵役義務の義務タルト同時ニ権利タル性質ヲ有スル事ハ重罪ノ刑ニ処セラレタルモノカ兵役ニ付クヲ許サレサルヲ見テモ之ヲ知ルコトヲ得、其ノ兵役ニ付クヲ許サレサルヲ見テモ之ヲ知ル事ヲ得、其ノ義務ヲ免除セラレニアラステ其ノ権利ヲ与ヘラレサルナリ、外国人又ハ殖民地ノ人^民カ兵役ノ義務ニ付クヲ許サレサルモ又其権利ヲ与ヘラレサルモノニ外ナラス、凡テ此等ハ其ノ兵役義務ヲ單純ナル義務ニ非ラスシテ又権利ノ性質ヲ有スル事ヲ証明スルモノナリ

兵役ハ常備兵役、右備兵役、補充兵役、及國民兵役ノ四種ニ別タル、常備兵役ハ更ニ之ヲ現役及予備ニ分ツ、現役ハ原則トシテ陸軍ハ三ヶ年、海軍ハ四ヶ年トス、予備役ハ陸軍ハ四ヶ年四ヶ日、海軍ハ三ヶ年トス、現役ヲ終リタルモノ之ニ服ス、補充兵役ハ陸軍ニマケテハ更ニ分テ第一補充兵、第二補充兵役、前者ハ七

ヶ年七ヶ月、右者ハ一ヶ年四ヶ月トス、海軍補充兵役ハ一ヶ年ナリ國民兵役ハ更ニ第一國民兵第二國民兵役ノ二種トシ、前者ハ右備兵役及第一補充兵役ヲ終リタルモノ之ニ服シ右者ハ常備兵役、右備兵役、補充兵役及第一國民兵役ニ付ラサル者之ニ服ス、

之等ノ各種ノ兵役中現ニ軍隊ノ組織ニ加ハリ、軍事上ノ勤務ニ服スルハ原則トシテハ、只現役ノミニ限ラン、現役兵中ニモ特ニ勤務ニ熱心品行方正ナルモノハ飯休ヲ命セラル、事アリ、飯休兵ハ現役兵ナレトモ尚ホ休役中ニ屬スルモノニシテ現ニ軍事上ノ勤務ニ服スルコトナシ、予備役其他ノ各種ノ兵役ニ付リテハ一般ニハ軍事ノ勤務ニ服スルモノニアラス、只予備役ハ毎年一回六十日以内勤務演習及簡閲點呼ニ志スルノ義務アリ、又百五十日以内教育ノ爲メニ召集セラル戦争又ハ事變ニ際シテハ何レノ兵役ニアルヲ問ハス凡テ召集ニ志スルノ義務アリ、召集ノ順序ハ先ツ補充兵ヲ以テ現役兵ノ補充ニ當テ之レヲ次テ豫備兵役又ハ右備兵モ亦召集セラルニ志スル

一三六
ノ義務アリ、國民兵ハ隊備兵佐備兵及ヒ補充兵ヲ召集シテ尚不足ナ
ル場合ニハ初メ召集セラル、何レノ兵役ニアルヲ問ハス莫ク召集
セラルタル場合ニ於テハ現役兵トシテ軍事上ノ勤勞ニ服スルヲ要
ス、兵役義務ハ満十七才ニ達スル日ニ於テ当然發生スルモノナルコ
トハ已ニ述ヘタルカ如ク此ノ時ニ於テ凡テ日本臣民ハ重罪ノ刑ニ六
年以上ノ懲役又ハ禁錮(處セラル)ニ於テハ兵役ニ付テノ資格ヲ失
ヒタルモノ、外ハ当然第二國民兵役ニ服スルカ又ハ他ノ種類ノ兵役
ニ服スルカハ満二十才ニ達スル迄尙未決ノ状態ニアリ、満二十才以
ニ達スルニ後ニテ初メテ法律ノ定ムル一定ノ手續ヲ經テ現役ニ編入
セラルヘキカ、補充兵ニ編入セラルヘキカ、第二國民兵ニ編入セラ
ルヘキカ又ハ全ク兵役ヲ免除セラルルカヲ決定セラル、其ノ決定ノ
手續ハ大要尤ノ如シトス、
毎年一月ヨリ拾二月迄ニ滿二十才ニ達シタルモノハ其年ノ一月中
ニ其ノ戸主ヨリ徵兵通知タルコトヲ市町村長ニ届出ツルノ義務アリ、

市町村長ハ此ノ届出ニヨリ戸籍法ニ照シテ適合者ヲ調査シ杜丁名簿
ヲ依リ之レヲ聯隊區徵兵官ニ提出スルコトヲ要ス、此ノ杜丁名簿ニ
照シテ徵兵官ハ適合者ノ身体ヲ検査シ其ノ檢定ノ結果ニヨリ及ヒ常
備軍ノ所要人員ニ充テ強壯ニシテ軍務ニ堪ユル者ヲ選ヒテ其ノ内ヨ
リ抽籤ヲ以テ現役ニ編シ其ノ残余ノ者ノ内、更ニ一定ノ人員ハ補充
兵役ニ服セシメ其他ハ國民兵役ニ編入ス、現役ニ編入セラレタルモ
ノハ其ノ年ノ十二月一日ニ於テ入營ノ義務アリ、入營ニヨリテ現ニ
軍事上ノ勤勞ニ服スルノ義務カ成立スルナリ、凡テ日本臣民ハ滿
二十歳ニ達シタル中ハ現役ニ編入セラルヘキ義務アルモノナルトモ
此ノ義務ハ特別ノ原因ニヨリテ或ハ免除、猶予セラルル其ノ原因尤ノ
如シ、
(一) 兵役ノ除籍、重罪ニ処セラレコトハ前述セリ、
(二) 兵役ノ免除、廢疾又ハ不具等ニシテ兵役ニ堪ヘサルモノハ兵
役ヲ免ス

兵役ノ免除ハ身体検査ノ結果ニヨリテ裁決セラル、モノニテ
國民兵役ヲモ免除セラル、モノナルカ故ニ戰時事變ノ中ト屈モ
召集セラル、事ナシ

(三) 徵集猶予、官立学校、府縣立学校、中卒校其他一定ノ卒校ニ
在卒中ノモ、ハ本人ノ出願ニヨリ滿二十八歳迄其ノ徵集ヲ猶予
ス、徵集猶予ハ一時現役ニ服スルノ義務ヲ猶予スルモノニシテ
其ノ事故止ミタルトキハ又ハ事故止マシテ猶予期間ヲ過キ
タル中ハ身体検査ノ結果抽籤法ニヨラシテ現役ニ服セシム、
但シ外ニアルモノ、滿三十二才ヲ過キテ尚飯朝セサルモノハ國
民兵役ニ編入ス、体格完全ナルモ身体定尺ニ足ラサルモノ及ヒ
病中、病后ノ爲メニ兵役ニ堪ヘサルモノモ亦次募年度迄徵集ヲ
延期セラル、次年度ニ於テ尚徵集セサルトキハ國民兵役ニ服セ
シム、徵集ニ志スル時ハ家族カ自治ニ能ハサルトキモ又出願ニ
ヨリテ徵集ヲ延期ス、其ノ事故三ヶ年ヲ過クルモ尚ホ止マサル

トキハ國民兵役ニ服セシム、刑事裁判ノ爲、審問若シクハ拘留
中ノモノモ亦徵集ヲ延期セラル、

現役ニ服スル義務ハ國家ノ一方的行爲ニヨリテ發生スルコトヲ原則
トスル事右ニ述フルカ如シト虽モ法律ハ一定ノ場合ニ於テハ現役
ニ付テ志願ヲ許可ス、

志願兵役ニハ三種アリ一ハ滿二十歳ニ達セサルモノニシテ普通
現役ニ服スル事ヲ志願スル場合ナリ、即チ滿十七才ニ達セシモノハ
未タ二十才ニ達セストモ現役ニ服スルコトヲ得、此ノ場合ニ於テハ
通齡者ト合シテ身体検査ヲナシ、其ノ裁決ヲ爲ス

其二ハ一年志願兵ナリ滿十七才以上廿八才以下ニシテ一定ノ卒校ヲ
卒業シ又ハ陸軍ニ於ケル試験ニ及第セシ者ハ志願ニヨリ一ヶ年間陸
軍現役ニ服スルコトヲ得、一年志願兵ハ其ノ現役中食料、被服、裝
具等ノ費用ヲ支給サスルヲ原則トス、其ノ現役ヲ終リタル者ハ予備
將校ニ任セラル、トス

其三、海軍志願兵ナリ、
一年志願兵ノ外ニ特ニ現役年限ヲ短縮セラル、モ、ハ六週間現役兵
ナリ、官立、又ハ府縣立師範学校ヲ卒業シテ官立又ハ公立青年、教
職ニナルモノハ兵役義務ニ于スト一般法則ヲ通用スルコトナク六週
間陸軍現役ニ服セシム、其ノ服従ニ于スル費用ハ官給トス、其ノ現
役ヲ終リタル后ハ國民兵役ニ服セシム、

第三節 軍事負担

軍事負担トハ兵役義務ノ外、軍事ノ目的ノ為メニ國庫ノ課スル所
ノ負担ヲ云フ、軍事負担ノ重ナルモノハ徵稅及土地所有權ノ制限
ナリ、土地所有權ノ制限ニ付テハ法政ノ章ニ付テ之ヲ述ベタルヲ以
テ余ハ專ラ徵稅ニ付テ述ベタルニ止ム、

徵稅トハ軍事ノ用ニ供スルノ目的ヲ以テ國庫ニヨリテ物件又ハ勞
力ヲ供給スルノ義務ヲ負ハシ、若クハ國特定物ニ于スル所有權其他ノ
ノ物件ヲ徵稅スルノ行政処分ナリ、徵稅ハ租稅ト合シテ國庫ニヨリテ
強制シテ財産上ノ負担ヲ負ハシムルモノナレトモ租稅ノ如ク金錢ヲ
徵稅スルコトヲ目的トスルニハアラズシテ物件又ハ勞力其ノモノヲ
必要トスルモノナリ、從テ徵稅ニ對シテハ相当ノ賠償ヲ付与スル
ヲ原則トス、徵稅ハ其ノ法律上ノ性質ニ於テ之ヲ二種ニ別ツコトヲ
得、

(一) 特定ノ所有權其他ノ物件ヲ移轉スルノ效果ヲ生ズル処分
ナリ、

例之、馬匹、車輛又ハ工作物ノ徵稅ノ如シ、
此ノ場合ニ於テモ公用徵稅ノ性質ヲ有スルモノナリ、
(二) 不特定物又ハ勞力ノ供給ヲ命ズル処分ナリ、馬糞、人夫、
食料品ノ徵稅ノ如キハ此ノ五種ニ屬ス、

此ノ場合ニ於テハ前ノ場合トハ異ナリ特定物ニ于スル物権移轉ノ
效果ヲ有スルモノニアラスシテ只特別ノ義務ヲ命セラルルニ過キス
即チ公用徵収ニハ非スシテ下命行為ノ性質ヲ有スルモノナリ、前ノ
場合ニ於テハ物権的效果效果ヲ生スルナリ、

徵収ニハ平時徵發ト戰時徵發トノ二種アリ、前者ハ平時演習行軍
ヲナス場合ニ當リテ行フ処分ニシテ右者ハ戰時若クハ事變ニ際シ陸
軍又ハ海軍ノ全部若クハ一部ヲ動カスニ當リテ行フ処分ナリ、共ニ
所要ノ軍需品ヲ相当ノ賠償ヲ給シテ強制的ニ徵収スルコトヲ目的ト
ス、徵収ニ得ヘキ目的物ハ平時ト戰時トニヨリテ全シカラス、戰時
ニアリテハ平時ニ徵収シ得ヘキモノ、外、尚ホ種々ノ物権ニ付テ徵
収ヲ行フ事ヲ許サレ徵収ノ目的物、或ハ有体物ナリ、或ハ勞力ナ
ルコトアリ、

勞力ノ徵収ニ付テモ兵役義務ト又ハ官吏于便ニ於ケルカ如ク特別
ノ忠實義務ヲ伴フ服務義務ヲ課スルモノニ非スシテ只經濟上ノ價格

アル勞力ノ給付ヲ命スルニ過キス、恰カモ市町村ニ於ケル夫役ノ賦
課ト其ノ性質ヲ全シウスルモノニシテ從テ夫役ト合シク代理ヲ出
スコトヲ許サル、

徵収ハ其ノ目的物ノ種類ニ從テ府縣郡市町村又ハ会社カ其ノ徵収
ノ區域トナシ軍隊又ハ艦隊ノ司令官カ徵収各ヲ發シテ之レヲ行フナ
リ、

徵収區ハ徵収ニ応スル義務ノ主体タルモノニアラス、府縣知事、
郡長、市町村長ハ只國家ノ機子トシテ其ノ區域内ニ於ケル徵収事務
ヲ執行スル任務ヲ有スルニスキス、

徵収ニ応スル義務ノ主体タルモノハ其ノ區域内ノ住民ナリ、只會
社ノ所有ニカ、ル船舶、汽車等ヲ徵収スル場合ニ於テハ其ノ会社ヲ
以テ一徵収區ト爲ス、此ノ場合ニ於テ、ミハ徵収義務者カ同時ニ徵
収區タルモノナリ、(明治十五年太政官布告四十三号、徵収令)

第八章 民法

第一節 總論

國民公共ノ福利ヲ増進シ、一般文化ノ開發ヲ計ルコトハ國家ノ最モ重要ナル目的ノ一也、此ノ目的ヲ發達セシムカ爲メニハ國家ハ種種ノ手段ヲ利用ス、或ハ命令強制ノ力ヲ用ヒテ人民ノ自由ヲ制限シ又ハ之ヲ強制スルコトアリ、或ハ人民相互間ノ權利ヲ保護シ秩序ヲ定ム、又ハ人民ノ權利ヲ創設、變更若シクハ剝奪スルコトアリ、或ハ命令強制ノ力ヲ用ヒテ、又ハ權利ヲ保護、秩序ヲ定ム、若シクハ之レニ變更ヲ加フルコトヲサス、或ハ國家自ラ種々ノ設施ヲ設ケテ之レヲ人民ノ利用ニ供シ、或ハ人民ノ產業ヲ保護、獎勵ニテ之レニ奨励金ヲ與ヘ、又ハ其他ノ利益ヲ附與スルカ如キ手段ニヨルコトアリ、命令強制ノ力カヲ以テスル作用ハ警察也、權利ヲ保護シ、又ハ之レヲ變更スルハ法政ノ作用也、單ニ人民ニ利益ヲ供與スルノ作

用ハ即チ此処ニ去テ民政也、警察法政及ヒ民政ハ何レモ其ノ目的ニ
ヨリテ上レテ區別スルヲ得入、其ノ區別ノ存スル処ハ事ヲ其ノ手紙
ニアリ、警察上ノ目的トスル処ハ主トシテ公企^共體ノ秩序ニ対スル危
害ヲ除去スルニ在ルマ、積極ニ國民ノ福利ヲ増進スルカ爲メニモ時
トシテ命令強制ノ権力ヲ以テスルコトナシトモス、其ノ作用ハ又等
コトナシトモナリ、民政ノ作用ノ目的ハ主トシテ積極的ニ國民ノ福利ヲ
増進スルニ在リトモ、例ヘハ傳染病ノ付播ヲ防キ、火災ヲ防禦ス
ルカ如キ、危害ヲ除去スル目的ノ爲メニモ、衛生試験場ヲ設ケ、消
防組ヲ備フルカ如キ命令強制ノ権力ニヨリサルハカヲサハルモノ多
ク、而シテ此等ハ凡テ警察ニ非ラズシテ、此処ニ所出民政ニ屬ス、
民政ノ作用ハ又其ノ目的ヨリ大ハ概テ國民ノ福利ヲ保護、増進ス
ルカ爲メニスルモノ也、民政ノ作用ノ特色トスル処ハ臣民ノ自由ヲ侵
害スルコトナク、又権利ヲ侵奪ニ變更ヲ加フルコトナク單ニ國家ノ側
ヨリ臣民ニ対シテ、利益ヲ供用スルノ作用ナルコトニ在リ、

民政ノ作用ハ此ノ如ク人民ノ自由ヲ制限スルコトナク、又权利ヲ
侵奪スルモノニアラサルカ故ニ、警察又ハ法制ノ如ク、法律上
ノ権力ヲ生スルコト少ナシ、
民政ニ于スル作用ハ行政法ノ研究題目タルヨリハ寧ろ行政々策學ノ
題目タルモノナリ、其ノ作用ノ中心觀念タルモノハ官造物ノ觀念ナ
リ、警察ニ於テハ権力ノ中心莫ナリ、行政ニアリテハ各種ノ行政権
利ヲ保カ其ノ中心タルニ対シテ、民政ニ於テハ公企ノ利益ノ爲
メニスル國家ノ各種ノ設備カ其ノ研究ノ中心タルモノニシテ、之等
ノ公ノ設備ハ即チ官造物ナリ、
官造物ナル語ハ英語ノ *Institutions* 又 *Organisms* 又 *Organisms* 也、
Establishment ニ相当ス、其ノ語ハ各種ノ法令ニ屬々用ヒラ
ル、如ナルモ、其ノ意義ハ必ずスレモ一定セズ、或ハ一定ノ事業
ヲ意味スルカ爲メニ用ヒラル、コトナリ、或ハ其ノ事業ノ爲メニス
ル有形ノ設備ヲ意味スルカ爲メニ用ヒラル、コトナリ、試ミニ稍ニ

正確ニ其ノ意義ヲ下ストキハ、**官造物**トハ命令強制ノ権ヲ行使スルコトナクシテ一定ノ公債ノ目的ヲ達スルカ爲メニ國家又ハ公債共団体ノ事業ヲ爲シ、若シクハ此ノ如キ事業ノ爲メニスル人的及物的ノ一切ノ有形的設備ヲ曰フト云フヲ得ヘシ

命令強制権ヲ行使スルノ權限ハ通常之レヲ**官造物**ト云フコトナシ
官造物ノ語ハ專ラ學校、病院、鐵道、電信、道路、公園地ノ如キ命令強制ヲ以テノ権力ヲ以テセサル公債共ノ事業又ハ其ノ設備ヲ意味スルナリ、

官造物ハ或人一般人民ノ利用ニ供セラレ人民カ土レヲ利用スルコトニヨリテ以テ其ノ目的ヲ達スルモノアリ、或人人民ノ利用ニ供セラルルコトナク單ニ一般文化ノ發達ヲ計ルカ爲メニ特種ノ事業ヲナスコトニヨリテ、其ノ目的ヲ達スルモノアリ、或ハ人民ノ學校、郵便、鐵道等ノ右等ナル所ノ各種ノ**官造物**ハ何レモ先づ種類ニ屬シ、帝國學士院、文藝委員會ノ類ハ白ノ種類ニ屬スルモノナリ、一般人民

ノ利用ニ供セラレルモノハ、人民トノ間ニ直接ノ法律ヲ生ズルコトナク其ノ行政上ニ于係アルハ、只其ノ組織權限ニ因スルコトノミ人民ノ利用ニ供セララル**官造物**ノ之レニ反シ、其ノ利用者ト**官造物**主体トノ間ニ種々ノ權利ヲ生ズ、

官造物ノ利用ニ于スル法律上ノ權利ハ或ハ公法的ヲ係ナルコトアリ或ハ私法的ヲ係ナルコトアリ、其ノ私法的ヲ係タル場合ト公法的ヲ係タル場合トノ區別ハ必ラスニモ判明ナル標準ヲ定ムルコトヲ得スト莫モ概シテ之レヲ云ハ、**官造物**ノ事業カ主トシテ公益ヲ目的トシ、國家ノ收入ヲ主タル目的トスルモノナラザルモノハ其ノ利用ヲ係ニ付キテ、公法理的定ニヨリテ支配セラル、其ノ事業カ主トシテ**收益**ヲ目的トスル場合ニ於テハ其ノ利用ヲ係ハ私法ヲ係タルヲ通常トス、而シテナカラ此ノ標準モ亦只一般的原则タルニ止マリ各例ノ場合ニ於テハ、必ラスシモ正確ニ此ノ標準ニ該當スルモノト云フヲ得ス、畧全一ノ性質ヲ有スル事業ニシテ或ハ旧來ノ慣習ニヨリ、或ハ

實際ノ取扱上私人ノ營業ト全様ノ權利于係ニ支配配セラレ、モノア
リ、或人トレニ反シ國家ニ特別ナル公法的手係トセラレ居ルモノア
リ、例ヘハ鐵道ハ官設鐵道ニテモ私營ノ鐵道ト全シク、其ノ利用于
係ハ私法的手係タリ、電信、郵便ハ之レニ反シ、公法的手係ト全様
ノ法律上ノ原則ニヨリテ支配セラレ、又ハ國家ニ特別ナル法律
于係トシテ取扱ハル、ヤニヨリテ之レヲ采スルノ旨外ナシ、

營造物ノ利益カ公法的手係ナル場合ト虽モ、其ノ法律上ノ性質ニ
於テ私法的手係ナル場合ト大ナル差異アルニアラス、營造物ノ事業
ハ凡テ統治的ノ作用ニアラス、其ノ本来ノ性質ニ於テハ、私人ト虽
モ全營ニ得ヘキ事業ナルヲ以テ其ノ事業ヨリ生スル權利于係ニ於テ
モ概シテ去ヘハ私人ノ事業ニ於ケル權利于係ト全様ノ性質ヲ有シ、
其ノ公法的手係トセラレ、場合ト虽モ私法的手係ト大ナル性質上ノ
差異ヲ有スルモノニアラス、日本ノ法律學者同ニ之ヲ傳播セラレ
、本説ニヨレハ公法ト私法トノ間ニ極ノテ著シク是隔アルモノトシ

公法的手係ハ常ニ權力服従ノ于係タリ、私法的手係ハ常ニ対等權利
ノ于係ナリトナスト虽モ、此ノ于係ハ只タ公法的手係ノ最モ顯著ナル
ルモノト私法的手係ノ最モ顯著ナルモノトヲ比較シタルニヨリテハ
之レヲ認ムルヲ得ヘキニ止マリ、両者ノ相接近スル區域ニ於テハ
此ノ如キ區域ハ之レヲ求ムルヲ得ヘキモノニアラス、營造物ノ事業
ハ常ニ統治的作用ニアラス、其ノ利用者ハ自己ノ自由意思ニヨリテ
營造物ヲ利用スルニヨリテ、營造物主体トシテ法律于係ヲ生スルモノ
ニシテ、其ノ間ノ於テ係人素ヨリ權力服従ノ于係ニアラス、若シ板
カ于係ヲ以テ公法于係ノ特色ナリトシハ、營造物ノ利用于係ハ常ニ
私法于係タルノ結果タルヘシ、且國家ハ營造物ノ事業カ特ニ公益ニ
重大ナル于係アルモノニ付キテハ、其ノ利用于係ヲ以テ私人ノ事業
ニ於ケルト全一ノ法則ニ從ハシムルコトナク特別ノ公法上ノ取締ヲ
規定シ民法上ノ一般原則ノ適用ヲ除外スル等ニヨリテ、之レヲ私法
的手係ト區別シ以テ之レヲ公法的手係トナラシムル也

營造物ノ利用ヲ俾ル其ノ公法的タル場合ト私法的ヲ俾タル場合トテ
 同ハス契約ニヨリテ發生スルヲ通常トセリ。之レニ對スル只一ノ例
 外ハ營造物カ一級人民ノ自由利用ニ供セラレ何等ノ法律行為ヲ要ス
 セス何人ト雖モ自由ニ之レヲ利用シ得ル場合（例ヘハ道路、橋梁
 公園地ノ類）、及ヒ營造物ノ利用ヲ警察上ニ強制セラレ利用者ノ意思
 ニ反シテ其ノ利用ヲ發生シタル場合（例ヘハ傳染病者ノ診療院
 入院）、ナリ

其他ノ場合ニ於テハ營造物ノ利用ヲ俾ル、即チ利用者ト營造物主体
 タル國家又ハ自治團體トノ意思ノ合致ニヨリテ成立スルモノニシテ
 此ノ莫ニ於テハ其ノ公法的ヲ俾タル場合モ普通ノ私法上ノ契約ト異
 ナルコトナシ、其ノ私法的ヲ俾タル場合ハ、私法上ノ契約ニシテ、
 其ノ公法的ヲ俾タル場合ハ公法上ノ契約ニ外ナラス
 營造物利用ヲ俾ル、成立ハ大多數ノ場合ニ於テハ、全然之レヲ當時者
 ノ自由意思ニ放任セラル、利用者ハ之レヲ利用スルノ義務ナク、官

造物ノ主体ハ又其ノ利用ヲ承諾スルノ義務ナキヲ通常トス、然レモ
 利用者ノ側ニ於テ其ノ利用ヲ為スヘキ義務ヲ負ハシメラル、モノア
 一、或ハ營造物ノ主体ノ側ニ在リテ其ノ利用ヲ承諾スヘキ義務ヲ負
 フモノアリ、利用者ノ側ニ於テ其ノ義務ヲ負フモノハ例ヘハ小女子校
 ノ修養義務ノ如シ、児童保護者ハ一定ノ年令ニ達シタル児童ヲシテ
 小學校ニ修養セシムルノ義務ヲ負フナリ、
 然レ乍ラ此ノ場合ニ於テモ前述セル利用強制ノ場合ノ如ク、利用者
 ノ意思ニ反シテ、國家ノ單一意思ニヨリテ其ノ利用權ヲ成立セシム
 ルモノニハ、アラス、當事者ハ只契約ヲナスノ義務ヲ負フニ止マリ、
 利用ヲ俾ル其ノ自身ハ等シク契約ニヨリ成立スルナリ、契約ノ自由
 法律上ニ拘束セラル、ニ止マリ尚ホ當事者ノ意思ニ反シテ國家ノ
 單一意思ニヨリテ児童ヲ入學セシムルヲ得ルモノアラヌナリ
 （兵役ノ國家的義務ニヨリテ村ノ名譽職ノ如キハ當事者ノ承諾ヲ要ス）
 營造物主体ノ側ニ於テ契約ヲナスノ義務ヲ負フモノハ、例ヘハ郵便

電信等ノ事業ニ於テ法律ノ定ムル一定ノ条件ヲ以テ郵便物又ハ電信ノ委託ヲナスモノニ対シテ國家ハ之拒絶スルヲ得ヤルノ義務ヲ負ヘルカ如シ

營造物利用契約ノ内容ハ或ハ法律命令ニヨリテ予メ一定セラル、モノアリ、此ノ場合ニ於ケル当事者ハ只其ノ一定ノ内容ヲ有スル意思ヲ全シフスルニ止マリ契約ノ内容ヲ当事者ノ意思ニヨリテ定ムルニアラス、郵便、電信等ニ於テハ其ノ契約ノ内容ハ詳細ニ法律命令ニヨリテ一定セラレ、当事者ハ其ノ契約ニヨリテ之レヲ変更スルノ自由ヲ有セス、之ガ、法律命令ハ即チ其ノ契約ニ於タルモノナリ、或ハ之レニ反シ、契約ノ内容ヲ当事者ハノ自由契約ニヨリテ定ムルコトアリ、但シ其ノ利用ヲ公法的手續ルル場合ニ於テハ、之レハ寧ロ稀ナル場合ナリ、

最右ニ又契約ノ内容ハ一定ノ範圍ニ於テ營造物主体ニ在セラレ、利用者ハ其ノ範圍ニ於テハ營造物主体ノ命令ニ服従スルコトヲ約束

スルモノナルコトアリ、其ノ最ニ顯著ナル实例ハ教育ニ于スル營造物、特に学校、在テ于保也

此ノ場合ニ於テハ營造物利用契約ニヨリテ特別ノ権利ヲ保テ生スルモノニシテ、之レヲ營造物ノ権利(Anwältigung)ト云フヲ得ヘシ、

營造物ノ利用ヲ保テ基ク権利ヲ保テ、所謂特別ノ権利ヲ保テ一種ナリ (besonderer Gewerkschaftsrecht)

権利ヲ保トハ当事者ノ一方ヲ相手方ニ対シ一定ノ範圍ニ於テ之レニ命スルノ権利ヲ有シ、相手方ハ之レニ服従スルノ義務ヲ負フニ種体同ノ法律ヲ保也

特別ノ権利ヲ保テ以テ一般ノ権利ヲ保テ対スルモノニシテ、臣民ハ國家ニ対シテ一般ノ権利ヲ保テ一般ノ服従ニ國家ノ権利ニ服従スルノ義務ヲ負フ、

此ノ一般ノ服従義務ノ外ニ在ル特別ノ法律原因ニ因基キ、特別ノ

服従義務ヲ負フノ關係ヲ特別ノ権利ヲ保ト去ナリ
 特別ノ権利ヲ保トスルハ私法的ノモノナリ、或ハ公法的ナルモノアリ
 私法上ノ権利ヲ保トスルハ例ハ親ノ子ニ対スルモノ、家主ト家臣的
 子保、工場主ト徒弟トノ子保ノ類ナリ、公法上ノ特別ノ保ト例ハ
 官吏ノ國家ニ対スルモノ、現役軍人ノ軍隊ニ於ケル子保ノ如キモノ
 凡テセシ也

營造物ノ利用ニ基ク権利ヲ保ト去ナリ此ノ種ノ子保ト一種也、
 營造物ノ利用者ハ或ハ自由契約ニヨリ、或ハ法律上ノ義務ニヨリ
 營造物ノ利用ヲ開始スルト同時ニ一定ノ範圍ニ於テ營造物主体ノ命令
 ニ服従スルノ義務ヲ負フ也、

營造物ノ権利ノ範圍ハ、或ハ法令ニヨリテ定マリ、或ハ契約ニヨリ
 テ定マル、只其ノ契約ハ多クノ場合ニ於テハ明示スルモノニアラス
 私法上ノ契約ニ於ケルカ如ク文書ニヨリテ其ノ権利義務ノ範圍ヲ明
 細ニ定マルコトヲナサズ、黙示ヲ以テ或ハ法律上ノ範圍ニ於テノ権利

ニ服従スルコトヲ約束スルモノニテ其ノ権利ノ範圍ハ營造物ノ目
 的ニヨリテ當然推知シ得ヘキモノト認メタラルナリ、例ハハ学校
 ニ於ケル生徒ハ、只其ノ教育ニ必要ナル範圍ニ於テノミ学校ノ権利
 ニ服ス、病院ノ入院者ハ其ノ療養ニ必要ナル範圍ニ於テノミ其ノ権
 利ニ服ス、

其ノ権利ノ範圍カ一人教育ニ必要ナル範圍ニ限ラレハハ療養ニ限ラ
 ル、コトハ、營造物ノ本来ノ持負ヨリ當然定ムル処ニシテ、必ラ
 スシモ契約ヲ以テ其ノ範圍ヲ限定スルヲ持ツテ初メ明ラカナルモノ
 ニアラス、

營造物ノ利用ニ于テハ常ニ土レカ反對給付トイテ一定ノ金額ヲ給
 付セシム、

營造物ノ利用者ニ対スル反對給付ハ、或ハ私法上ノ名義ニ屬スルモノ
 ナリ、或ハ公法上ノ名義ニ屬スルモノアリ、鉄道ノ運賃ノ如キハ
 前者ノ例也、官立学校ノ授業料ノ如キハ后者ノ例也、

其ノ公法上ノ性質ニ屬スルモノヲ通常手数料
ト出フ、
Pedicibus

其ノ私法ニ屬スルモノ、公法ニ屬スルモノモ、其ノ實質上ノ性質
ニ於テハ全ク全一ナリ、二者等シク一定ノ利益ヲ受ケルコトニ對シ
其ノ報酬トシテ支払フモノナリ、其ノ異ナル処ハ、只一、身ニ民法
及ビ商法ノ規定ニ從ヒ、之レニ于スル訴訟ハ、民事裁判所ノ管轄ニ屬
スルニ反シテ、公法上ノ手数料ハ原則トシテ民法、商法ノ規定ニ從
フモノニアラス、特別ノ規定ニヨリテ支払配セラレ、其ノ権利ニ于
スル事ニ付キテモ民事訴訟ニヨラス、營造物主体タル國家又ハ公法共
団体カ行政上ノ手段ニヨリテ之レヲ決定シ、強制ニ得ヘキコトニア
リ
營造物ノ利用ニ對スル手数料、其ノ營造物ニ對スル利用力、完
全ニ自由意思ニ放任セラレ、場合ハ、必ラス、こモ法律命令ノ規定ニ
ヨリテ要セス、自由契約ニヨリテ之レヲ定ムルヲ得ヘク、又ハ營造

物規則ニヨリテ契約ノ約款トシテ予メ之レヲ一定スルコトヲ得ヘシ
營造物カ一般人民ノ利用ニ供セラル、場合ニ於テハ其ノ手数料ノ定
率ハ概テ斯クノ如キ法方ニヨリテ營造物規則ニヨリテ予メ一定セラ
ル、之レニ反シテ營造物ノ利用カ完全ナル自由意思ニモトフモノ
ニアラサル場合ニ於テハ手数料ハ法律又ハ法令ヲ以テ之
レヲ定ムルコトヲ要ス
營造物ノ利用カ純然ニ強制ニラレ、場合ハ勿論契約ニヨル場合トモ
モ其ノ契約カ完全ナル自由意思ニヨルニアラスニテ、其ノ利用ヲナ
スコトク法律上ノ義務トセラレ、又ハ公共団体等ノ独占ニ屬シ、人民
ハ事實上其ノ利用カ余義ヲナラセラル、場合ニ於テハ、其ノ手数料
定額ハ法律又ハ法令ノ規定ニアラサレハ之レヲ徴收スルヲ得ヤルモ
ノト契約ノ甘んヘカラス、何トナレハ完全ナル自由契約ニヨリテハ、
其ノ徴收ハ利用者ノ任意ノ承諾ニヨルモノナラズ以テ少シモ自由ヲ
侵害スルモノニアラスト雖モ、營造物ノ利用カ完全ナル自由意思ハ

基ツカサル場合ニ於テハ、手教科ノ徵收ハ任意ノ承諾ニ基トツカス、
從ウツテ法規ノ根柢アルヲ要スルノナレハナリ。

國家又ハ公債団体ノ至管スル各種ノ管造物ノ甚クシク増加シタルコ
トハ近代ノ著シキ特徴ノ一ナリ

近世ノ各文明國一於テハ或ハ國家ヲ自ラ經營シ、或ハ市町村其他ノ
至管スル管造物ハ逐年益々増加スルノ勢アリ、曾テハ自由放任主義

ヲ以テ國是トナシタル英國、米國ニ於テモ國家特ニ市ノ管造物ハ最
近十數年間未だ急激ノ増加ヲ示ス。

吾國ニ於テモ國家又ハ公共団体ノ管造物ハ其ノ種類殆トテ數フルニ
遑アラズ

此等各種ノ管造物中往々其ノ事業ハ國家ノ至管スル処ニシテ、而
クニ其ノ設備ハ公共団体ノ設立ニ維持管理スル処ナルモノアリ、換

言スレバ其ノ事業國家自身ノ事業トセシテ其ノ設備ニ于テハ費用ハ
之レヲ公共団体ノ負担トナセルモノナリ、此ノ如キ場合ニ於テ其ノ

管造物カ、國家ノ至管物タルカ、又ハ公共団体ノ管造物タルカハ往

往人ノ疑フ処ナリ、例ヘハ小學校員ハ國家ヨリナス処ノ事業ニシ
テ、小學校ノ設備其ノ維持管理ハ之レヲ市町村ノ義務トナシ、之レ

ニ要スル一切ノ費用ハ市町村ニ於テモ之レヲ負担セシム、此ノ場合ニ
於テ莫ク小學校ハ國家ノ管造物タルカ又ハ市町村ノ管造物タルカハ

實際上ノ于係アル問題ナリ、特ニ市町村制ニハ市町村ノ管造物ニ對
シテ規則ヲ定ムルノ取アルヲ認ム、若シモ小學校ニシテ國家ノ管造

物タルトセハ、市町村ヲハ之レノ規則ヲ定ムルヲ得サルノ結果トナ
ラザルヲ得サルナリ

思フニ管造物ナル觀念ハ或ハ事業其ノ物ヲ意味シ、或ハ設備ヲ意
味スルコトハ前述ノ如シ

或ハ管造物カ國家ノ管造物ナリヤ又ハ市町村ノ管造物ナリヤハ其ノ
管造物カ事業ヲ意味スルハ設備ヲ意味スルハニヨリテ其ノ答ヲ異ニ

セサルヘカラス、若シ事業ノ意味ナリトセハ國家ノ事業ニ屬スルモノ
ノハ凡テ國家ノ管造物タルコト論ヲ俟タス、若シ設備ノ意味ナラハ

市町村カ設立シ維持スル也ノモノハ市町村ノ營造物トシ、小学校、
如キハ事業トシテ国家ノ營造物トシ、設備トシテハ市町村ノ營造物
タルモノニシテ従ツテ市町村ノ小学校ノ設備ニテ人々維持、管理、
利用方法等ニ付キテハ規則ヲ定ムルヲ得ヘシト虽モ其ノ教育、如何
ニスヘキカニ付キテハ、規則ヲ設クルノ权利ヲ有スルモノニテラ
ザルナリ。

第二節 各論

民政トハ社会ノ幸福ヲ増進シ、人民ノ福利ヲ啓蒙助長スル国家的ノ
作用ヲ云フ也。
衛生、風俗、学問、教育、宗教、国民経済等ノ各ク區別ニ分カテ
ル。

第一衛生

国民ノ各何カ各健康ヲ計ルハ個人衛生ヲ以テ保持スルゴトヲ得レ
トモ、社会一般ノ衛生ハセシメテ以テハ是レヲナスコトヲ得ス
之レハ警察手段ヲ以テナスヘク、又助長手段モ亦多ク行ハル。
国民ノ衛生ハ凡テ社会ノ方面ニ直接、間接ニ影響スルモノナリ
管業上ノ取締、軍隊ノ規律等皆衛生ノ以テ目的トスルモノニアラズ
サレトモ、直接ニ衛生ノ為メノ目的、法律ハ、傳染病予防法、種
痘法、海航検査法、花柳病法、(行政執行法中ニ在リ) 癩病予防法等
ハ傳染病ノ發生ヲ予メテ防セギ又、已テニ發生シタルモノニ付キテ
ハ、其ノ傳播ヲ予防スルタメニスルモノナリ。
水道条例、飲食物取締法ナルモノナリ、又牛馬其他ノ家畜ヲ食用
スルニ于スルモノハ屠場法、汚物掃除法、下水等ナリ。
醫師ヲ業トスルモノ即チ醫師ノ自由業トスルハ危険ナルヲ以テ、医

師法、齒科醫師法アリ、藥品ニ于テハ藥局營業及ヒ藥局取締規則
ノ法規アリ、鴉片取締規則等アリ、之レ等ハ凡テ警察權ニ于スル規
定ナリ、此ノ手帳ト相俟テ保育的助長的手帳ヲ伴フテイル、
此ノ二種ノ手帳カ行ハレテイル、
此ノ外ニ警察權トハ別ナル助長手帳ヲ行ハレテ居ル即チ國家カ試験
場ヲ設ケテ各種ノ飲食品ニ付キテ人民ノ爲メニ試験ヲナシテ居ル、
傳染病研究所アリテ傳染病ノ研究ヲナシテイル、
又医科大卒ヲ始メテ各學問學校ニハ病院ヲ設ケテ治療ニ充スル
コト、ナリ居ル、

第二、學問、教育ニ于スルコト

日本憲法ニハ此ノ自由ヲ保証スルノ規定ナシ、然レトモ之レハ憲
法ニ規定アルト否トヲ以テ學問ニ於テ如ク大ナル差異ナシ、
憲法ニハ特ニ信仰ノ自由ヲ規定スレトモ學問教育ノ自由ハ、自由ナ

ラストホフコトヲ得ス、之ヲ追ヒナキコト、シテ憲法ニ規定ナキナ

外國憲法ニハ此ノ自由ヲ特ニ規定スルモノアリ、古ハ學問ノ自由
ヲ制限セシメテ以テ斯ノ規定セシナリ、

吾國モ亦斯クノ如キコトアリシカ、維新前ハ斯クノ如キハ之ヲ追ヒ
ナキコト、セリ

警察的手帳ハ甚ク少ナク、大部分ハ助長的及ヒ保育的手帳ニヨルモ
ナリ、國家自ラ各種ノ自己ノ權ヲシテ國家ノ利害ニ大ナル干渉
アル研究ヲサレテ居ルモノナリ、飛行器其他或ハ存者ノ田ヲ設ケ
テ一般學術ノ發達ヲ計リ居ルモノナリ、例ハハ學士院ノ如トシ、
(The Academy) ナリ、各國ノ學士院トテ條ヲ行ケタル、圖書館アリ
各國ノ學士院ハ私設ノ事業ニ特權ヲ與ヘラルモノアリ、扶助ヲ
與ヘラルモノアリ、又學校ヲ設ケテ兒童及ヒ青年ヲ教育シツ、ア

教育ニ付キテ大ナル注意ヲナスヘキハ宗教ト教育トノ干渉ナリ、
歐洲ニ於テハ教育ハ全然宗教ヨリ分離シテ居ルモノニハアラス、然
レ乍ラ今日ニ於テハ其ノ弊害ヲ認メ、之レヨリ分離セントシワイ
リ、特ニ仙國、一九〇四年、宗教団ハ全ク教育ヲナスコトヲ得スト
セリ、

英國ニ於テハ宗教ト教育トカ 相結合シテ或ハ教会ハ小學校教育ヲナ
シテイル、斯ノノ如キ弊ヲ矯メントシテ自由黨ニナリシヨリ宗教ノ
カヲ弱ラシメントセシカ上院ニ大ナル反対アリテ *Constitution*
Act (一九〇六年) ハ大ナル修正ヲ加ヘテレリ

如斯ク歐洲ハ平等カ全クハナレイルコトナレ、然レトモ日本ニ於
テハ全然宗教ト分離シイルコト爭ナリ、只宜教師等ノ學校ヲ設ケル
モノアリテ結合シ居ルモノアリ、
又教育ニ對シテ著シキ莫ハ初等教育ナリ、之レハ元ト普國ヨリ起
リ、初等教育ハ各國共ニ之レヲ強制スル手致ヲ採リ、之レヲ義務教

育ト云フ

之レハ下層社會ニ近キ教育ヲ云ムルハ國民兵役ノ義務ト相俟ケテ、
平民政治ノ思想ニ枚セシムルニハ明ニ之レ教育ノ自覺主義ヨリ来ハ
自然ノ結果ナリ、

之レヲ強制スルノ主義ト一致セシムル高ノニ授業ヲ無料ニスル方法
針カ各國ニ行ハル、強制スルニハ之レヲ無料トスルトノ主義トセサ
ルヘカラス、

原則トシテ日本ハ無料トシテ至極ノ事情ノ許サ、ル時ニノミ之レヲ徴
收ス、

貧民ノ教育ハ殊ニ本校用品又ハ衣服マテモ施シテイル國ヤエマル
ナリ、

教育ノ最ニ重要ナル設備ハ學校ナリ、日本ハ、小學校、中學校、高等
女學校、師範學校、高等學校ハ專用學校、農業學校、大專、私立本
校等ニ區別セラル、(大專省令ハ本校ニ對シテハ勸令)、

学校ノ聖官、其ノ事業ト云フモノヲ國家自ラナスカ、私人ヲシテ
サレムルカニ付キテハ、各國稍其ノ主義ヲ異ニス、公益主義ヲ採
モノ、獨國、私人ノ聖官ニ任スル代表團ハ西英國ナリ、

日本ハ獨乙主義ニ傾キタル学校ハ國家自ラ又ハ地方団体ニサレメ
ラル、官立学校也、又私立ノ設立ヲモ許シテアル、公官立ノ外ニ私
立アリ、其ノアルモノハ公立学校ト全一ニ見做スノ特権ヲ與ヘテ
ル、

此ノ内私立学校ハ私人ニ屬スルガ、官公立ノ區別ハ学校ノ設備、
聖官ニ付キテ區別アレド、教育ニ付キテハ國家自ラ行フ、國家自ラ
直接ニヤルノテナク、町村長ク委任セラレテイルカ之レハ國家ノ事
業トシテ委任セラレ居ルカヲ学校ノ終聖官ヲ市町村ノ義務トシテ
ル、

第三、宗教

宗教ハ政治ト相並ヒテ國民ノ社会上ノ最も重要ナル勢力ノ一ニシ
テ古来ノ歴史上ノ政治家ハ政治上ノ變動ヨリ受クルモノヨリモ少ナ
レ、又變動ヲ宗教カラ受ケテイル國家ト宗教トノ干係モ亦大ニ密接
ナリ、歴史ニ國家ノ宗教ニ在リテ居ルコトアリ、國家ト宗
教トノ干係ヲ歴史ヨリ見ルト、之レヲ三種ニ區別スルコトヲ得ン、

(1) 政教一致ノ制度

國家ノ最高權カ今時ニ宗教ノ最高權ナルコト、君主カ最高ノ
僧侶ナルコトヲ算ネルモノアリ、之レハ古代ニ於テハ多クノ國ニ行
ハレシ制度ナリ、

羅馬ニモコンタツキスト云フモノアリキ、其ノ内ニモ宗教カ國家ヨ
リ下ニアリテ宗教ハ國家ノ設備事業トシテ之レヲ傳播シ、又ハ人民
ニ信仰セシメ國家ヲ主トセシコトモアリ之レヲ國教制度ト云フモノ
アリ、又國家カ宗教ノ營造物ト見做サレシコトアリ、神主制度之レ
ナリ、神ノ代理トシテ君主カ治メ居ルモノトセシナリ、

之業ハ何レモ古代ノ制度ニシテ立憲政治ノ下ニ存在スルコトヲ得ヤ
ルモノナリ。

此ノ制度正反對ナルハ、

(2) 政教分離ノ制度也。

全クニ者独立シテ分府ニ居ルモノナリ。之レハ表面ヨリ見レハ今日
ノ立憲國ハ全ク分府ニ居ルカ如クナレトモ、即チ各國憲法ハ全ク明
文ヲ設ケテ、凡テ宗教ハ企一ナリト見ナサル、信教ノ自由ヲ許セ
ル即チ實際ハ其ノ完全ナル政教分離ノ政制度ニ達シ居ルモノハ、政
米ニテハ米國ノミ、歐洲ニハナシ。

日本ハ純然タル分離ノ制度ヲトル、

歐洲諸國ハ多ク此ノ第二ノ主義ニ非ナス。

(3) 公認宗教制度

之ヲ歐洲ニテハ認メ居ル、公認シタル宗教ニ特別ノ利益ヲ附與シテ
居レリ。英、獨、仏、其他ノ歐洲諸國ハ殆ント何レモ國民ノ多クカ

信仰シテアル、宗教ヲ國教トシテイル各種ノ特權アリ、其レニハ國
家ヨリ補助金ヲ與ヘ又僧侶ニハ其ノ給料ヲ與フルトカ(國家ヨリ)、僧
侶ニハ公ノ禮遇ヲ公與ヘ、政治上ニモ大ナル特權ヲ與ヘ居レリ。
此ノ宗教國體ハ民法上ノ團體ニアラス公法上ノ團體ト見做サレ居レ

日本ニ於テハ歐洲ニテ、カトリック、プロテスタントニ特權ヲ與ヘ
居ル如ク宗教ナク、猶是レニ近キハ神道及ヒ仏教ナリ、之レニ年々
テハ從來神道ニモ各派各宗アリ、各宗ハ又各派ニ分リ各派ニ管長
アリ、此ノ任命ハ内務大臣ノ命ニヨル、之レハ勅任ナリ、
管長ハ其ノ宗規ニ制定、其ノ職員ノ任命ハ太政官ノ規則ニテリ
今日モ尚ホ存ス、管長ヲ公ノ職ト認メカ如ケレトモ、勅任トセシ
ハ官中ノ禮遇ヲ是レニモ、官吏ト見タルニアラス

宗規制定又ハ職員ヲ任命スルハ各派ノ内ノコトハ自ラナスヘク、國
家ノ干渉スヘキニアラスト云フコトヲ示セシナリ決シテ官吏ニ

アラス、決シテ國家ノ公認セシ特別ノ権力アルコトニアラス、各々
平等ナリ、

基督教ノ公認セラレ居レリ、

日本ハ信教自由ハ一番自由也、之レ等ト完全ナルモノハ也ニナリ、

西洋ニ於テハ基督教信者ヲ有スル團體ハ公ノ團體ナリ、*Christianism*

Germanism ナリ、

日本ニ於テハ公共団体ニアラス、國家的事務ヲ受テ、公共団体トナ
シ居ルナリ、

各宗ヲ法人ト見做サレ居ルカハ、法律上ノ規定モナク慣習モナシ、
事業上ノ法人ト見ルコト適當ナラン、反リニ見ルトシテモ私法人ニ
スキス、

神社(宗教ト于係レテ)、之レ日本ニ特有ノモノナリ、西洋ニハ之レ
ニ相当スルモノナレ、

之レハ日本ノ古來ノ史的ナリ。基督教今日トモ公共的營造物ト見

做サル宗教ト于係アリシモノナレ也、今日ノ制度ニ於テハ宗教ニハ
因係ナキモノト見做サレ、宗教ハ之レヲ國家ノ公ノ事務ト見ルモサ
ルモ、神社ハ公ノ事務ニ屬スルモノトセラレ、

神社ハ皇祖、皇宗、古來ノ英雄、多クハ皇皇ノ御先祖ノ祭祀ナリ、
祖先崇拜ハ國家ノ公ノ事務トシテイル、今尙セラレテイルト認メラ

レシハ、内務省官制ニ於テハ神社ハ社務局ニテセシカ明治三十三年
ノ内務官制改革ニヨリテ、神社局ト、宗教局トニ分府セラレタリ、

之レハ此ノ二者カ別物ナリト去テ理論ニ基キテ分府セシナリ、

信徒ハ宗教ノモノナリ、國家ノ營造物ニアラス、然レシテカ信徒
ニ屬セザルモノハ國家ノ特別ノ營造物トナシ居レリ、神官、官團體

社、府県社、郷社、村社及ヒ招魂社等也
神官ニハ神官司職ト去テ被野アリ、之レニ屬シテ神官署アリ、奉

職スルハ神官ニテ公ノ任命ニヨル(國家ノ)、内務省、監督ヲ受ケル
官ナ也、

神宮皇學館ト去テ本校アリ、國學大學、歴史等ノモノ又ハ憲法ヲ教
ユ

一一七二

官幣社以下ニハ神祇ト去ヒテ國家力任命スル准官吏アリ、内務大臣
カ儀式スルノ故ヲ有ス、之レ公ノ官造物ナルノ証也。

第四 美術、國語、風俗等ニ関スル國家ノ作用

之レハ余リ多クハナイ、一、美術等ノ如キモノハ各人ノ天才ニ持
ツヘク、國家力之レヲ奨勵シタトテ發達スルコトハ少し、只國家力
美術展覧會、美術学校アルノミ、又國語ノ發達ニ國家ハ于係ヲササ
ス、國家ハ其ノ發達ニ任ス、日本ノ國語ハ以右ニ如何ニスヘキカハ、
西洋字ヲ修ムルニ付キ宛宛ナルモノハ羅馬字ヲ用ユヘシト曰フモノ
アリ、之レニハ小学校等ノ学校教育ニ大ナル于係ヲ有スルコト勿論
ナリ、國家カ言語ノ發達ニ于係スルコト（間接ニ）大ナリ、殖民カ
出來テ他ノ人類カ日本人トナリシニ付キ、朝鮮、台湾等ノ國語發達
ヲササシムヘキ事業ハ國家ノ事業トナレリ、

風俗ニツイテハ善良ヲ維持スルハ只消極的ニ止マリ、積極的執行
スルコト少しシ、風俗ヲ害スルモノハ警察力ヲ以テ取締ル如キモノ
ナリ、

第五、国民経済ニ于スルモノ

国民経済ニ付テハ行政ハ一般文化ニ于スル行政ニ属スルモノヨリ廣ク、交通、通信ニ于テハ逓信大臣ニ関シ、又鉄道ニ于テハ内閣總理大臣、又一部分ハ大藏大臣ニ于テ居ルカ、主トシテ内務大臣ノ管轄ニ属スルカ、経済ト国家トノ干係ニ付キテハ古來或ハ自由放任主義カ主張セラレ、或ハ重農派カ唱ヘ、又ハ国家カ保護奨励スヘシトノ主義モ行ハレタリ。第一ニ主義ハ十八世紀頃ニハ盛ナリキ、例ヘハ關稅政策、營業政策ニ付テハ自由放任主義ニ則リシモノナリ。特ニ英國ハ之ニナリ、又産業ヲ保護スル *Merchantalism*ノ主義モ行ハレタリ、他ノ國ニ於テハ国家カ保護奨励スルコトアリキ。勞働社會階級ニ対スル保護ト云フコトハ全ク無クナリ、資本家ヲ保護スルコトカ尚ホ行ハレテ前者ハ全ク自然ニ行ハレタリ、之レハ十七世紀ヨリ十八世紀ノ初ノニ行ハレタリ、此ノ階級ハ衰レナル状態

ナリ、之レカ爲メニ近代ニハ社會政策カ行ハレタリ、十九世紀ノ中ヨリ資本家ヲ保護スル反動トシテ社會政策カ經濟上ノ問題トナルニ至レリ、仏ノ十八世紀ノ大革命ハ中流ノ者ニヨリテ行ハレタリ、中産者ノミカ其ノ利益ニ与ルヲ得、勞働者階級ハ之レニ与カラザリキ。其ノ初ノ独國ニ起リシ革命ハ勞働者ニヨリ起レリ、一八四八年革命ハ勞働者ノ位置地位ヲ高メタルモノニテ、普通ノ場合ハ事々此ノ時ニ認メラレテ今日ハ歐洲諸國ハ皆殆ント採用シテ居ル、歐洲ニ於ケル經濟政策ハ

(1) 資本家ノ階級ヲ保護スルモノ、産業ノ發達ヲ保護スルモノナリ

(2) 社會政策、主トシテ勞働者階級ヲ保護スルモノナリ、

此等ニツカ相俟ツテ初メテ産業ノ發達ヲ計ルコトヲ得

勞働者ヲ保護スルトキハ、資本家ニ対シテハ不利益トナリ、資本家ニ不利益トナレハ産業ノ發達ヲ害スルニ至レリ、從テ此ノ二者ハ

相反スルカ如シ、而シテ吾國ハ歐米トハ其ノ政策ヲ大ニ異ナル、吾國ハ今日ハ強ニト産業ノ發達ヲ計リ之レヲ保護シテ居ル、專ラ資本家保護ノ主義ヲ採レリ、之レハ吾國今日ノ狀態カラニテ当然已ハルヤ已サルコトテアル、今日ハ産業ノ發達ヲ計ルコトカ大目的テアル、未タ工場法スラモ昨年通過シ未タ實施セラレナイ今日ナレハ資本家ノ保護ヲ以テ足レリトスルノ止ムヲ得サルモノナリ

之レヲ行フノ手段トシテハ(産業發達ヲ計ル)

- (1) 國家自ラ各種ノ營造物ヲ作りテ人民ノ利益ヲ計リ又ハ与フル事、
- (2) 私人ノ営ム事業ニ種々ノ補助ヲ与ヘ又ハ保護ヲ与フ、
- (3) 私人ノ自由意思ニヨリテ組織スル団体又ハ國家ノ強強制ニヨリテ組織セシ団体ヲ作り之等ノモノニ經濟上ノ目的ヲ行セシムテ種々ノ特權ヲ与ヘテ居ル、
- (4) 二就テ云ハハ其大部分ハ已ニ法政ノ章ニテ云ヘリ、鐵道路郵便貯金事務ヲ獎勵スル等國家カ各種ノ事業ヲ爲シテ居ル事之ハ述ヘタリ、

(2) ハ種々ノ方法ヲ行ハレテ居ルカ、或ハ獎勵金ヲ與ヘラル、遠洋漁業、造船又ハ南洋航海獎勵等アリ、或ハ國家カ利益ヲ保護スル私立会社ニ一定ノ利益ニ近達セサル時ハ、其ノ時ハ國家カ其ノ利益ニ至ル迄ハ、之レヲ與フルト云フ保證ヲシテイル、設立迄ハ國家カ之レヲナシ、設立後ハ私設会社トスル、例ヘハ日本銀行、台灣銀行、南滿州鐵道會社ノ如シ、其ノ外私人ニ対シテ經濟上ノ保護ヲナス爲メニ種々ノ權利ヲ與フルコトハ並ニ已テ法政ノ処ニテ述ベタリ、

(3) ハ私人ノ組織シタル団体ヲ公法上ノ団体トシテ公法上ノ權利ヲ與ヘ居ルモノアリ(2) ハ私人又ハ私法人ノ事業ニ対スル保護ナリ、之レハ公法人ノ權利ヲ與ヘ居ルナリ、

例ヘハ企業者ノ組合ナリ、重要ノ企業物産企業組合ノ如シ、之レハ企業者ノ自由意思ニヨリテ組織セラレ居ル組合也、特ニ重要ヲ保テ此種類ニ付キテハ企業組合ハ公法上ノモノトシテイル、私法上ノ夫レト異ナルハ前者ハ專ラ自由意思ヲ加入スルコトヲ得ルカ前者ハ

111
57

先ノ資格ヲ有スルモノハ必ラスセシニ加入セザルヘカテサレモハナ
ルノ差アリ、又組合カ組合員ニ対シテスルノ于係七組合費ヲ徴收スル
上ニ於テ強制的権カヲ行フコトヲ許サレ、又ハ組合規則ニ反セシモ
ノニハ罰金ヲ科スルコトアルカ、公法上ノ組合ナルナリ、
水産組合、産牛馬組合、森林組合等アリ、全様ノ性質ヲ有スル公法
全様ノ性質ヲ有スル上ノ組合也
一般ノ商工業又ハ農業ヲ發達ヲ許ル爲メニ組合カ設ケラレタイル、
即チ商業會議所ノ如シ、其ノ区域内ニ在リテ商工業ヲ營ミ一定ノ納
税ヲナセルモノハ凡テ之レニ加入スルノ義務アリ、其ノ中ヨリ役員
ヲ選出シ夫レ等ヲ者カ官ナリ、諮問ニ答エル等其ノ他ノ義務ヲ有ス、
會議所ノ權利義務ハ會員ニ屬スルモノナリ、或事ヲ調査シ之レヲ回
答スルコトノ如シ
農業ニ于テハ村農會(市町)郡農會、県農會等アリ、
之レ等ハ何レモ産業ノ保護奨励ヲ主タル目的トシ、社会政策ヲ主

タル目的トシテイルモノニ非テス、
社会政策ヲ主タル目的トシテ居ル事業ハ之レト被去テ重要ナルモノ
ナシ、貧民救助ノ事業、如キモ殆ント(明治八年)実行サレテ居ラス
勞働者ト資本家ノ于係ニ付キテモ、資本家ニ付キテハ結社ノ自由ハ
認メラレ居ルカ勞働者ノ全盟罷業ノ如キハ認メラレ居ラス、
租税政策ニ付キテモ未ダ社会政策的ノモノト見ルヘキモノ政州ニ
モ存シ、社会政策ハ日本ニ於テハ今日ノ如尚前途遠ト去フヘキナ
リ、(大尾)